

(一) 中華民國二十六年十二月十五日、新民報。

(備考二) 上述の第一次乃至第三次の聲明は總べて近衛内閣の下に發せられたものでありますから、その意味からすれば、何れもが『近衛聲明』であるべき譯であります。普通に『近衛聲明』と云つて居りますのは、専ら第三次の分を指して居るのであります。これは第一次の『相手とせず』や第二次の『新秩序』に關する標榜が、事實上、第三次の聲明中に包括せられ得るやうな關係にありますし、又この第三次の聲明に依つて、近衛内閣と云ふよりも寧ろ、帝國としての支那事變に關する根本方針がいよいよ明確に規定せられたからであります。そして、汪精衛氏が新政府樹立の意圖を懷いて重慶から乗り出したのも、この第三次聲明を契機とするものであります。即ちそれは同聲明に於て、帝國政府は『固より國民政府と雖も、従来の指導政策を一擲し、その人的構成を改替して更生の實を擧げ、新秩序の建設に來り參するに於ては敢て之を拒否するものにあらず』と附言して居るものゝやうであります。そんな譯で、この『近衛聲明』のことを、世間では『誘ひ水聲明』なども云ひますが、又領土の割譲も賠償も求めないと云ふ意味に即して、時にはこれを『無割譲・無賠償』の聲明なども呼んで居るやうであります。

これで見ますと、『東亞』なる一群若くは一團又は一體を構成すべき『新秩序』は、單に經濟に關するだけの組織ではなく、『政治・經濟・文化等各般に互り』人類生活の凡ゆる部門を通じて『互助連環の關係』を維持するものであるが、然も、その『互助連環』は特に共產主義の防遏と『國際正義の確立』とを條件として居るのでありますから、コミンテルンのやうに國境を否定するものでもなければ、又帝國主義的侵略などを許すものでもない譯であります。そこで、これを前に述べましたブロックと對照して見ますと、ブロックの方は主として經

濟的依存關係の外に、往々、國防上の目的をも併せ有つて居たと云ふだけのものであります。殊にその構成要素が専ら物質の關する範圍に限られて居るのに對し、『新秩序』の方は經濟的には勿論、その他、凡ゆる部門に關しての提携を目的として居る點に於て、全體としての機構が遙に廣汎且つ複雑に互りますし、又物質的依存關係だけでなく、同時に、主義とか思想とか云ふやうな精神文化の協調にも重きを置いて居ると云ふ意味に於て、その本質に關しても著しく異るところがあるものと認めなければなりません。

(2) 『東亞新秩序』とブロック又は協同體との異同 　では、斯やうな國家群又は國際的集團の本質は、一體何かと云ひますと、これは從來、實在した凡ゆる國際的關係の何れと對照しても、結局それらの概念に依つて律せらるべき現象ではありません。試みに、この『新秩序』が世間から、如何やうに觀られて居たかを、當時の新聞・雜誌などに照して見ますと、或はこれをブロックと同一視したり、或は『聯盟』に擬へたり、或は又『同化』と速断したりするものもあつたやうであります。主としては『協同體』と云ふ見解が最も有力だつたやうでありまして、殊に言論界などでは、いはゆる東亞協同體論が俄に高調せられ、一時は東亞協同體論なるものが我國の言論界を風靡したかの觀をすら呈したのであります。然もこれは獨り我國に於てだけでなく、支那側に於ても亦殆ど時期を同じうして、やはり、この東亞協同體論が流行のテーマとなり、丁度、我言論界と相呼應するやうな對勢を展開したのであります。

もつとも『協同體』と云ふことに就いては、凡そ、このいはゆる新秩序の如き體制それ自體を、獨歩的な見地

から、特に協同體と名づけるのが宜いと云ふのならば兎に角ですが、いはゆる東亞協同體論の多くは、前に述べましたドイツの、特にナチスの國家理念としての協同體と混同して居たものも少くなかつたやうでありまして、それだとすれば、大きな間違ひでありますし、でなくとも、それらの諸説には、寧ろ觀念的遊戯の域を出でないものも少くなかつたと云ふやうな譯で、一時、全盛を極めた東亞協同體論も、その後、いつとはなしに自然消滅に歸したかの感がありました。

そんな譯で、『東亞新秩序』に對しての認識は人に依つて多少の異るところもありませうし、又その生成過程に於ては誤解や謬見などもありまして、實在と觀念とは必ずしも一致して進展して來たものとは限りませんが、何れにしても、その『東亞』が支那事變以來、從前一般に用ひられて居た東亞とは異つた特殊の意義を以て概念化せられて來たのは、要するに『東亞』が單なる地域的名稱としてだけでなく、それ自體が世界秩序の一部を構成し、若くは構成すべきその基盤として、又はさうした基盤の上に打ち建てらるべき全體としての秩序を一括した全空間を意味して居るのでありまして、従つて、斯うした空間範疇に包括せらるべき餘地の存する限り、『東亞』それ自體に擴大・發展の可能が豫約せられて居ると云ふ譯であります。そして、このことは今や佛印・フィリッピン・泰・マレー半島・マレー群島・ビルマなど迄も『東亞新秩序』圏の中に包括せられるに至つたと云ふ實狀に顧み、更に印度・オーストラリア及ニュージラランドなどをも含むいはゆる大南洋圏一帯の政治的・經濟的動向とも對照しつゝ、客觀的な立場から検討を要する世界的な大問題であると云はなければなりません。

#### 第四節 廣域經濟建設の指導者理念

##### 一、廣域經濟に於ける指導國と被指導國

扱て、以上に述べましたところは、廣域經濟と云ふものが、現段階迄の過程に於ては、どんな實體の存在であるのか、又それが、どのやうに觀念せられて居るのかを、出来るだけ簡明に要約する爲め、その生成又は建設意圖の推移に關して、大略を沿革的に概説したに過ぎないものでありますが、然も以上は、その廣域經濟を主として國際的關係の方面から觀察した言はゞ鳥瞰的描寫でありまして、これだけでは、未だ廣域經濟の概貌だけでも把握することは出来ません。

と云ひますのは、前に述べました『ヨーロッパ廣域經濟』にしても亦この『東亞共榮圈』にあつても、それらの構成態様を一瞥して直に看取せられますことは、斯うした國家群又は國際的集團が單なる群衆的存在乃至烏合の衆ではなくて、何れもが、それ／＼の基幹又は中樞となつて居る一國の指導的な働きかけに依り、被指導諸國が相互にその基幹又は中樞となつて居る國を重心として聯繫し合ふと云ふ太陽系星座式に秩序立てられて居ると云ふ點であります。もつとも、斯うした傾向はブロックに關しても多少は認められたところでもあります(註)から、單にこのやうな構成形態と云ふ概観だけからすれば、これを以て獨り廣域經濟のみに限られた特徴であると

は云はれませんが、然も、それは前に述べましたやうに、ブロックが元來、自由主義的國際依存の關係に過ぎなかつたのに對して、廣域經濟にあつては全體主義的國際統制組織がその生命となつて居りますから、『指導』に關する基本的理念、従つて連環の方法も亦ブロックに於けるとは全く異らざるを得ないのであります。

(註) 英帝國ブロックがイギリス本國を中核として維持せられて居たことは特に附言するを要しませんが、金本位ブロックの如きも事實上、フランスを盟主として居りましたし、その他スターリング・ブロックに於けるイギリス本國に於ても亦、ドル・ブロックに於けるアメリカ合衆國にしても、それ／＼に多少の指導性を有つて居たのであります。

としますと、それに就いて當然に起さるべき二つの疑問があらうと思ひます。一つは、各その指導的立場にある國自身としての、さうした國家行動に關する綱領又は指導原則と廣域經濟全體としての動向とが、どんな關係に於て調和せられ、又は兩立して居るか云ふこと、他は、そも／＼斯やうな國際的一體化の機構に依つて——殊に一部の被指導國に對しては、兵力その他の強制手段に懇へて迄も——諸國の行動を統制すると云ふことが、果して人類正義の公道に協ふの所以であるか否かと云ふことであります。つまり、問題は、前者に關しては指導國と被指導國との間に於ける、さうした一體化の可能性如何が要點となる譯でありますし、又後者にあつては、英幹國又は中樞國としての斯やうな行動が倫理性に依つて主持せられて居るか否かと眼目とせられなければならぬのであります。それに就いては、先づ英幹國又は中樞國としての立場にある國自身がそれ／＼に主持して居る國家綱領を、どのやうに延用して行かうとして居るかを、やはり、それ／＼の主張に就いて觀て置かねければ

なりません。

## 二、全體主義世界政策の基本理念

ところで、斯く東亞及ヨーロッパの二大廣域經濟に於て、英幹國又は中樞國としての立場をとつて居る日本及ドイツが、各その國家綱領に關して、それ／＼に指導理念とするところのものを對照しますと、結局それは、前章に於て述べましたやうに、何れも全體主義に即して居るものと認められるのであります。主觀的には、我國では「二億同胞をして生きた一體として」、「公益優先の精神に歸一せしめ」ることであり、ドイツでは「國民協同體の原則に基いて、全體としての利益を主とする國家」たらしめやうとするものであります。では、斯やうに國民經濟そのものを全體主義體制に再組織せんとする目的はと云ひますと、ひつきやう、それは前者の、いはゆる世界新秩序の建設に指導的役割を果す爲め、又後者の「國民と國民との生存競争に堪へしめ得る」爲めに外ならないのであります。この意味に於ては双方が共に、全體主義體制それ自體を以て、國民經濟としての對外的發展又は國際的優越を確保する爲め的手段に供して居るものと云つても宜いのであります。そこで、日本にしても亦ドイツにしても、各自が廣域經濟の建設上に指導的立場をとらんとするに就いては、一體、その全體主義指導理念を、廣域經濟の建設に關して如何に延用して行くべきかと當然に問題とならざるを得ないのであります。殊にそれは、指導國對被指導國の聯繫關係如何に眼目が置かれなければならない譯であります。

## (一) 日本の「八紘一宇」は民族の自主的協同

先づ、これを我國自身に就いて観ますと、そのいはゆる東亞新秩序と我國自身との關係を最初に公表せられたものは、既に述べました第二次近衛聲明でありまして、『東亞に於ける新秩序の建設は我輩國の精神に淵源し、これを完成するは現代日本國民に課せられたる光榮ある責務なり』と云ふのであります。しかし、これだけでは『新秩序の建設』がどう云ふ譯で『我輩國の精神に淵源』するものと斷じ得られるのかは尙ほはつきりしないものがありますし、それよりも一體、この新秩序に於ける我國と滿・支その他諸國との連繫關係を如何やうにあらしめやうとする積りなのか、この肝腎の點が何ら明かにせられて居りません。それを稍や補説したもののやうに認められますのは、第二次近衛内閣が就任直後の昭和十五年八月一日に發表した『基本國策要綱』(前掲)でありまして、その基本國策の『根本方針』に關し、『皇國の國是は八紘一宇とする肇國の大精神に基き、世界平和の確立を招徠することを以て根本とし、先づ皇國を核心とし、日滿支の強固なる結合を根幹とする大東亞の新秩序を建設するにあり』と云ふのがそれでありまして、

では、この『日滿支の強固なる結合』をどんな風に實現せんとするのかと云ひますと、結局それは『日滿支を一環とし大東亞を包容する協同經濟圏の確立』を眼目として、『皇國を中心とする日滿支三國經濟の自主的建設を基調とし國防經濟の根基を確立する』にあると云ふのでありますから、これで見ますと、基幹國たる日本と大東亞圈内諸國との關係は、大體『自主的』な『協同』に依らんとするものであることだけは窺はれるのであります。

す。然もこの點に關する松岡外相の聲明書に依りますと、『國際關係より皇道を見ますれば、それは要するに各國民、各民族をして各その處を得しむることに歸着すると信するのであります』(註)と云ふのでありますから、斯く、その『自主』が『處を得しむること』であるとすれば、『協同經濟圏』は決して『核心』又は『中心』たる日本と圈内諸國とを、征服・被征服の關係や帝國主義的制歴の如きに依つて一體化せんとするものではなく、寧ろ相互扶助を目的とする國際的協同體に外ならないものと認められるのであります。

(註) 昭和十五年八月一日、外務省發表。

この根本方針は時局が支那事變から大東亞戰爭に發展したからとて、固より何ら變更せらるべきものではありません。即ち昭和十七年一月二十一日、第七十九議會に於ける東條首相の施政方針演説(正文)を見ましても、『大東亞共榮圈建設の根本方針は、實に肇國の大精神に淵源するものでありまして、大東亞の各國家及各民族をして各々その所を得しめ、帝國を核心とする道義に基く共存共榮の秩序を確立せんとするに在るのであります。而してその建設は廣大なる地域に亘り、各種の民族と相倚り相携へて行はれるのであります。』とありまして、前の近衛内閣としての聲明乃至『松岡外相談』に、そのまゝ裏づけして居るものと云つて宜いのであります。

## (二) ドイツの國家目的は征服に依る世界の支配

轉じて、これをドイツに就いて観ますと、ヒトラー總統は先づ、ドイツ自身と他國との關係を人種の相異又は民族としての優劣と云ふ見地から觀察し、その人種的又は民族的同化と云ふことを否定して、ドイツ國民乃至ゲ

ルマン民族としての立場の特殊性を自認し、これを前提として他國又は他民族との關係を規定して居るのでありまして、その同化を否定する所以を左の如く述べて居ります。

『凡そ民族たる所以は言葉に存するのでなく、民族の血に存するものなる故に、他の民族をドイツ化せんとするならば、ドイツ人と異なる血族の血をドイツ人の血に置きかへる必要がある。それでなければ、眞のドイツ化は有り得ない。然も他の民族の血をドイツの血にかへることは、言ふべくして行はれないことである。』

ドイツ語の強制に依り異民族をドイツ化せんとする運動は、異民族をドイツ化せずして、反て從らにドイツ民族の血を攪亂することになる。(中略) ゲルマニジレン(・)が異種族の同化とならずして、ドイツ人の墮落となるべしと云ふのは之が爲である。(註)

(・) ゲルマニジレン (Germanisieren) と云ひますのは、ドイツに同化すること、即ちドイツ化すると云ふことですが、こゝでヒトラー總統がゲルマニジレンと謂つて居りますのは、『血』に因る同種化ではなくて、ドイツ語乃至ドイツ文化の普及・共用に因る同文化を指して居るのであります。

(註) 外務省情報部譯、前掲。

と云ふのでありまして、同文化の意味に於てのゲルマニジレンを忌憚すると共に、『血』の代換に因る同種化は不可能に屬すると云ふのでありますから、何れからしても、同化と云ふことはヒトラー總統に依つて決定的に否認せられて居ると云ふ譯であります。では、これをどうすれば宜いのかと云へば、それに就いては先づ、

『若しドイツに早くから民族的團結が出来て居たら、恐らくは、今日既にドイツ民族は地球上の支配者となつて居たであ

らう。(中略) 平和は人々の欲するところである。然しながら平和は氣の弱い婦女子の泣言に依つては出て來るものではない。若しドイツ人が優秀民族として、夙に劍に依つて四方を征服して居たならば、そこにはじめて眞實の平和が打ち樹てられたであらう。ドイツ民族が制覇の途を失つたのは、人類平和の爲にも遺憾なことである。(註一)

と述懐した後、その結論として  
『ドイツの國家は總てのドイツ人を包容し、純粹なる他のドイツの種族をも一大傘下に集め、之をして徐々に世界の支配的地位に達せしめるのが、ドイツ國家の目的である。(註二)』

(註一) (註二) 外務省情報部譯、前掲。

このヒトラー總統の所論に依りますと、ナチスが『ドイツ國家の目的』として居るところのものは、結局『四方を征服し』て『世界の支配的地位に達せ』んとすることに外ならないのでありますから、さすれば、現に構成せられつゝあるヨーロッパ廣域經濟の如きは、本來は、それ自體が目的ではなくて、實に世界制覇と云ふ大望を達成するに就いての、わづかに一階梯たるに過ぎないものと觀なければならぬのであります。

### 三、世界的一元化の期待と客觀的現實の裏づけ

斯く日本及ドイツが、それ／＼の國是とするところを對照しつゝ、各その指導理念や實現方針や行動目的など

を検討して見ますと、國家綱領に關しては双方がいはゆる符節を合はするやうに一致して居りますにも拘らず、その實現方針や國家の行動目的に關しては餘りにも甚だしい相異を示し、寧ろ、兩者がさながら相反的傾向をすら辿らんとするものゝやうにも認められるのであります。勿論、終局の目的とする世界平和の達成と云ふことでは、双方共に歸趨を一つにして居るのでありますが、然も、そこへ到達する迄の過程として、各自の働きかかべき對象に關し、日本は先づ、いはゆる大東亞共榮圏の建設を以て『八紘一宇』に至る第一段の目標とし、同一圏内に包括せらるべき各國の自主的協同に依る國際的相互扶助を指導原則として居りますのに對して、ドイツは最初から世界全體を相手に擬し、然も征服に依る支配と云ふ國際闘争を以て根本方針として居るのでありますから、こゝに至つて、双方は全く異つた軌道を進むより外はないものゝやうに認められるのであります。

ところが、それに就いては、今一つ問題とせられなければならない要件があります。即ち日本の自主的協同に依る國際的相互扶助にしても、ドイツの征服に依る支配にしても、それに依つて各自が、或は『八紘一宇』の主人公となり、或は又『世界の支配的地位に達』すべきものと斷定し得る基本的理由は、果して何れにあるのかと云ふことでありますが、それに就いては、近衛首相は我國の國家綱領が規定せられて居る根據を以て、『先天的に具現せられて居る』建國事情にあるものと自認して居るのに對し、ヒトラー總統は『意識的に努力した爲でなく、(中略)ドイツ民族は神が地上に降し給へる最も優秀な民族である』(註)から外ならないと獨斷して居るだけであります、この點に於ては双方が共に、いはゆる神がよりの天賦觀に歸するのであります。ですから、

こゝでは、つまり、神様が一方に對しては『先天的に』八紘一宇の主人公たらしめ、他方に對しては『世界の支配的地位』を興へられて居ると云ふ譯で、どちらが眞意なのか、結局、これは神様に伺ひを立てゝ見るより外はないのであります。

(註) 外務省情報部譯、前掲。

けれども、凡そ斯うした國家綱領とか國是とかに關する標榜は、本質に於ては概ね主觀的な想定乃至自國本位の獨斷に過ぎないのを常とするのであります、従つて、それは必ずしも現實との一致を期待し得るものとは限りません。如何に自主的協同に依る相互扶助を指導原則として居りましたからとて、どうしても闘争又は征服手段に懇へざるを得ないやうな場合もありません、又假令、征服に依る支配の可能を獨斷して居たとしても、到底その目的を達成するに由なきやうな不結果に終らざるを得ないこともありません。ですから、さうした想定や獨斷は、未だそれ自體としての必然性を肯定せらるべき根據を有して居る譯ではありませんし、場合に依つては修正又は更改などを餘儀なくせしめられるやうなこともないとは限りません。

しかし、そのこと自體は必ずしも問題ではありません。それよりも、凡そ斯うした國是とか國家綱領とか、國民的な概念としての存在を確保するに至りましたのは、前にも附言して置きましたやうに、何か、そのやうな國民的概念を規定し、又はその根據となつて居るところの客觀的な現實と云ふものが大なり、小なりこれを嚮導して居るからに相違ないのであります、つまり國是とか國家綱領とか、世界的に、みづからの權威を主張し得

る所以のものは、一つは、さうした客觀的現實の裏づけに因るものであることを認めなければなりません。そこに、より重要な意義が存在するのであります。

そこで、問題は單に東亞及ヨーロッパの兩廣域經濟に關してだけでなく、出来ることならば、世界の各廣域經濟に就いて、それらの客觀的狀勢を觀察し・檢討して、さうした客觀的根據を確めて見なければならぬ譯であります。然も具體的には各廣域經濟がそれらの特徴や特殊の事情を有つて居りまして、固より極めて廣汎・複雑に亙り、その總べてを盡すと云ふ譯には到底行きませんから、こゝでは特にヨーロッパ廣域經濟を標準に採り、これに對してナチスとしての指導理念を適用する爲めに、その建設綱要に關し、現にドイツに於て展開せられて居ります諸説を對照しつゝ、凡そ廣域經濟に關する建設の指導理念と現實の狀勢とが、どのやうな關係に立つて居るかを概觀するに止めやうと思ひます。

### 第五節 ヨーロッパ廣域經濟建設案の三大體系

ドイツに於て今日、凡そ公然と論議することを許されて居る政治問題は、唯だ一つ、ドイツのヨーロッパ制覇に依る平和の再組織に關するものだけに限られて居ると迄云はれて居りますが、それとても、テーマは所詮、ヨーロッパ廣域經濟の建設そのことに置くより外はなからうと思はれます。もつとも、さうした廣域經濟の建設と云ふやうな問題に關しては、政府としての計畫とか成案とかを公にしたものは、未だ一つも見出されないやうで

ありまして、つまり、政府としては『廣域經濟論』を、言はゞ公認の題目として民論に問ひ、各説の適否を對照し、且つその歸趨に鑑みて、それらの長所を折衷し、結局、最も切實なる企圖を確立しやうと云ふ趣意のやうにも認められるのであります。

それは兎に角、ドイツに於てこのヨーロッパ廣域經濟の建設に關し、今日迄に官民間に行はれて居ります諸説は、専らヒトラー總統の『我が闘争』その他、從來、同總統の公にした演説などの中に表示せられた主張を、殆んど基本的又は絶對的信條として居るものゝやうであります。しかし、これが建設に關する具體策、殊にさうした國際的集團秩序としての體制や政治的・經濟的・國防的組織などを如何に實現するかに就いては、勿論諸説が必ずしも軌を同じうして居る譯ではありません。中には端的に相對立して居るやうなものすらあると云ふやうな状態であります。試みに、それらの諸説を綜合して、各その代表的なものを集約して見ますと、概括的には大體三案に歸納せられるやうであります。即ち一はシャハト前經濟相を重鎮として、銀行家その他實業界方面の主持して居ると云はれて居りますヨーロッパの經濟的聯邦案、二はドイツ參謀本部その他ナチ軍人達の構想に係かると傳へられて居ります多數小屬國分立案とも云ふべきもの、三はゲーリング四箇年計畫主任官並にフンク經濟相の目論見に成ると云ふヨーロッパ全體を通じての一元的産業統制案であります。但し彼れらのいはゆるヨーロッパの中には、イギリス本國を含めて居るのか否か不明かにせられて居ないやうであります。恐らく、それは假令イギリスをヨーロッパから放逐し得ない迄も、最早、一流國として再起の見込なき迄に無力の存在たらしめ

ると云ふことを、既定の前提として居るものゝやうであります。

### 一、シャハト案（經濟的聯邦計畫の反動性）

先づシャハト案に觀ますと、勿論ドイツとしては、みづからその指導者としての地位に立つのでありますが、然もそれは全ヨーロッパ諸國間に於ける通商上の境界を撤して共通の通貨を使用せしめ、且つ勞力の需給關係をも共通的ならしめることに依り、ヨーロッパ「諸國」を通じて産業組合式カルテルの支配に依り、經濟上これを一元的に統制せんとするものゝやうでありまして、つまり、全ヨーロッパが、さながら一個の半資本主義的・半統制的な國民經濟の如く、生産・消費を通じて、經濟的に一集團的單位としての秩序を保つこととなる譯であります。もつとも、そのやうにして廣域經濟を形成した上は、他の廣域經濟乃至自經濟圏以外の諸國との通商その他一切の經濟的交渉は、原則としてこれを禁止することなく、唯だ自經濟圏内の幼稚産業又は新進の農業を助成し、自經濟圏全體としての自給自足を眼目として、保護關稅又は補助金政策の如きを施行すると云ふやうな骨子に成つて居るのであります。

この案に依れば、全ヨーロッパの諸産業は、假令ドイツ政府に依つて一元的に統制せられることになるとは云へ、圏内の諸國民はヒトラー總統のいはゆる「神が地上に降し給へる最も優秀な民族」と同位又は對等の地步に於て、經濟的・社會的に一聯化せられる譯でありますから、同總統が絶對的に非認して居る同化若くはゲルマニジンと云ふことは、假令これを許さないと云つても、到底避けられないやうな狀勢に趨くものと豫想せざるを得ないのであります。又、斯く經濟的・社會的に國境を撤して産業組合式カルテルの體制を實現すると云ふこと（註）は、それ自體が再び自由主義・資本主義機構へ逆轉するの所以でありまして、斯くては特にヨーロッパ經濟としての致命的な禍根と認められて居ります失業問題の解決難が、當然に豫想せられるばかりでなく、ドイツを始め、その他のヨーロッパ諸國が過去數年間に互つて轉向して來た統制經濟への革新から更に逆轉して、從來のいはゆる正統派式經濟體制の諸弊害を多分に再來せずには居ないであらうと察せられます。ひつきやう、それは、いはゆるナチス革命の成功を無意味に歸せしむるものと云はなければならぬのであります。もつとも、このやうな意圖に依るヨーロッパ聯邦案が、征服Ⅱ支配と云ふ帝國主義的理念に基ける諸原則を否定すると云ふこと自體は、必ずしも問題ではないのでありまして、それよりも、眼目は寧ろ、全ヨーロッパを通じての斯かる經濟的・社會的新秩序の維持が、客觀的に果して可能であるか否かと云ふ點にあると云はなければなりません。

（註）このヨーロッパ經濟聯邦案に對して、アメリカでは次のやうな觀方を下して居ります。即ち『廣域經濟論』はドイツ系アメリカ人フリードリッヒ・リストに遡る。現代の廣域經濟論と百年前のリストの提案——（著者註、中歐關稅同盟論を指す）——との異るところは、唯だ關稅同盟の原則を中歐から全歐に擴大し、且つ政府の統制と干渉とを強化しやうとするだけのものである。この計畫はアメリカ人にとつては殆ど周知の題目であらう。即ちアメリカの經濟史上に重要な役割を演じて居るヘンリー・クレイの「アメリカの制度」の潮流であつて、それを近代化したものゝやうな感



がある。しかし、それは同一物ではない。(C.)と云ふのであります。

(C.) Peter F. Drucker, Germany's Plans for Europe, Harpers Magazine, Nov. 1941.

けだし、全ヨーロッパを通じての産業の統制と云ふことが、どのやうな具體的計畫の下に實現せられるにしても、凡そ自然の經濟的・社會的狀勢に反し若くは協はないやうな人為的制約が、到底永續すべきものでない所以は今さら言ふ迄もないことであります。ですから、所詮その統制は、我東條首相のいはゆる『各國家及各民族をして各々その所を得しめ』ることを基本的條件としなければならぬ筈であります。然もヨーロッパに於て、さうした基本的條件の下にはゆる經濟的聯邦が編成せられるものとすれば、假令ドイツ側の統制が如何に高度に行はれやうとも、それは餘りにも獨立力の強大な、又指導の對象としては餘りにも進歩した諸國家の對立的な集團とならざるを得ないのであります。のみならず、被侵略諸國に於ける再軍備問題の如きに關し、假にドイツ自身として何らか、これが不安を免れ得るやうな保障を設けるとしても、少くとも經濟的には、却つてドイツ自身が制約せられたり、又は支配せられたりする方の側に立たされなければならぬと云ふ次第であります。

されば、ドイツ側としての國內諸國に對する指導や統制は、所詮、軍備の實力を以て裏づけられた強權に依らなければ、到底成功は期待せられないでせうが、然もそれは『聯邦』制とは最初から兩立すべからざる極端でありまして、そこに致命的な矛盾を生ぜずには居ないのであります。斯うした矛盾は元來、ヨーロッパに於ける資源の賦存・民族の對立・その他の自然的諸條件から規定せられた從來の國際的關係そのものが有力に實證して居

るところであります。この點は姑く措いて、次には、いはゆる小屬國分立の體制案を觀ませう。

## 二、軍 部 案

### (一) 戰略本位の多數小屬國分立制

全ヨーロッパに互つて多數の小屬國を分立せしめやうとする案は、最初から經濟的關係に重きを置かんとするものでもなければ、又、本來、政治的事情に依存するものでもなく、専ら軍事的要求に應へんとする言はゞ戰略的企畫でありまして、殊にそれは主として軍部としての見地から、ヨーロッパに於ける歴史の誨ふるところに基き、例へばナポレオン一世がヨーロッパ制覇後の諸國に對して實行した戰略本位の分封的政策や、第一次大戰後に於けるクレマンソー——(當時のフランス首相)——の小國配置政策の如きを以て、重大なる過誤を冒せるものと認め、その轍を踏まざらんことに特に重きを置いて居るものゝやうであります。

この案は有力な想定敵國と看做さるべき諸國に對立せしむるが如く、多數の小屬國を創立・配置して、その相手國の再武装乃至國防的活動を牽制すると同時に、小屬國をして支配國たるドイツの爲めに軍事的策動上の基點ともなり、又尖兵ともなつて、國防上に助演の役割を受持たしめ、有力なる相手諸國の軍事的復活を不可能ならしめることに依つて、ヨーロッパ全域に互り戦争の再發を防止すると云ふ目論見になつて居るのであります。若し斯うした體制に即する限り、再建せらるべきヨーロッパはヒトラー總統のいはゆる征服に依る支配に委せられ

る譯であります。然もそれはドイツの制壓下にヨーロッパ諸國民を奴隷化するやうな傾向を免れないと共に、勢、ヨーロッパ全體に互る經濟的・社會的・社會的・社會的の不自然なる歪曲を多分に想像せしめるものがあります。

斯く同案が『小屬國』を條件として居りますことは、ひつきやう、それらの屬國をして全的に、支配國たるドイツに隷屬せしめんが爲めに外ならないのでありまして、その意味に於ては、小國と云ふよりも、寧ろ弱國であることが要求せられて居るものとも云へませう。即ち屬國なるものは支配國に依存し、その援助なくしては到底存立し得ない程度に微力な保護國でなければならぬ、と云ふ見地に基くものでありまして、これは特に第一次大戰後に於けるフランスのチュッコ・スロヴァキア、ポーランド、ルーマニア、オーストリアなどに對する關係の失敗に顧み、その缺點を補つて萬全を期すると共に、更に、あはよくば、それらの『小屬國』をして支配國たるドイツに對し、相當の經濟的貢獻をも致さしめんとするものやうであります。と云ひますのは、例へばチュッコ・スロヴァキアにしてもポーランドにしてもルーマニアにしても、前の大戦後に於ける彼れらとしては、彼れらの爲めに保護役の立場にあつたフランスの援助なくとも、自立して各自國の政策を遂行し得るだけの地步にありましたが爲めに、フランス側の期待したやうに同國に對しての屬國的役割は、敢てこれを演じなかつたのであります。これに反して、オーストリアに至つては餘りに弱國であり過ぎた關係上、その時々々の狀態次第で、ドイツに對しても亦イタリーに對しても、寧ろ盲従を餘儀なくせしめられたと云ふやうな狀態でありました。そこで、ドイツが新に創立しやうとする屬國は舊オーストリアと同様、又は、より弱小なるものたらしめ、然も支

配國への經濟的貢獻を不可避的ならしめるやうな關係に於て、實質的に隷屬せしめなければならぬと云ふところに眼目が置かれて居るものやうであります。

### (二) 經濟的自然性の歪曲に因る破綻の危險

ところが、さうした誂へ向きの『小屬國』分立計畫が、果して何程に實現又は永續の可能性を有するかは敢て多言を要しないのでありまして、現に、この案に對しては、肝腎のナチス部内に於てすら有力な反對論が唱へられて居るさうであります。即ち「これは植民地と屬國との職分上の區別を紊るものであつて、その結果、招徠せらるべき本國對屬國關係の混亂は、折角の屬國としての效用を減殺してしまふことになる。けだし支配國からすれば、屬國としての存在の意義は、屬國自體が支配國にとつて都合好き有力な輿論を培養し・發展せしめること以外にはないであらう。屬國は支配國の榮譽や戦利品の分け前に預るべきものではない代りに、又屬國は支配國にとつての資産であつてはならない。即ち支配國から搾取せらるべきではない。屬國は支配國に負はれて、その重荷となつて然るべきものである。これを軍事的見地よりすれば、屬國を御するのは、その負擔關係に於て、さながら軍隊を養成するのと同じ事である。」(註)と云ふやうな見解がそれでありまして。

(註) Peter F. Drucker, *ibid.*

ところが、支配國たるドイツとしては、それらの多數小屬國を脊負つて立つ——とは言つても、所詮、主としては、廣域圏内の比較的多くを『有てる』國々から所要の諸物資を補給することに依つて、これを扶養して行く

より外はないでせうし、假に又、軍部案通りに専ら軍事的理由に重きを置いて、いはゆる奴隸的搾取を強行し得るとしても、そも／＼斯やうな人為的國境區劃の制定乃至政治的制壓そのことが、經濟的需給關係の自然性を蹂躪し、社會的又は民族的融合を阻害するの避け難きは餘りにも踏易きの數でありまして、斯うした不自然な體制が早晚それ自體を破綻に陥らしめずには置かない所以は、現に平和條約が目前に見るやうな逆結果を齎した(註)事實に依つて、何よりも有力にこれを證明して居るのであります。

(註) この點に關しては、例へば前に紹介しましたケーンズの如きは左のやうに豫言して居たのであります。

『平和條約は經濟組織を破壊し、戰爭に因つて減損せる全社會の富を一層甚だしく減失せしめる。近代産業の基礎たる石炭と鐵との間に設定せらるべき經濟的國境——(著者註、それは經濟上の不自然な制約を意味するものであります)——は、實に有用なる諸商品の生産を減退せしめるばかりでなく、鐵と石炭とを引入れる爲めに、場合に依つては、無用の遠距離を越へて、恐らく大量の勞働をそれに取り切つてしまふであらう。これは政治的條約の意圖に満足する爲めに、産業の固有的な地方分布を妨害するものである。』(\*)

『若し吾々が故意に、中部ヨーロッパ——(著者註、ドイツを中心とする)——を貧困ならしめやうと企圖したならば、その報復は手緩いものではなからうことを、自分は敢て豫言する。大戰の恐怖が未だ消へ去らぬうちに、反動の力と革命の絶望的な動亂との間に最後の内亂が起るのには、さして長い先のことではなからう。斯くて戦勝者みづからが現代の文明と時勢の進歩とを破壊することになるであらう。』(\*)

(\*) J. M. Keynes, *ibid.*, Chap. V, II, pp. 92, 93.

(\*) *ibid.*, Chap. VII, p. 251

### 三、ゲーリング・フンク案

#### (一) 高度國防國家體制としての産業再編成

シャハト案の保守的・反動的なると軍部案の獨斷的・時代錯誤的なると對して、比較的合理性を有するものと認められて居りますのはゲーリング・フンク案であります。これはヨーロッパ廣域經濟としての現状そのものを根據とし、これに對し更に綜合的な一大改造工作を施さんとする革新計畫でありまして、さうした意味に於ては、右二案の如きに比して遙に進歩的であると云へませう。

ヨーロッパ廣域經濟の現状を構成して居る骨組みの支柱となつて居りますものは、凡そ生産手段としての四要件がドイツ政府に依つて掌握せられて居ることであると云はれて居ります。いはゆる四要件とは(一)基本的原料・(二)完成手段・(三)信用及投資・(四)外國爲替がそれでありまして、このことは、ドイツ政府に依つてヨーロッパの貿易が獨占せられ、同じく證券市場が壟斷せられ得ることを意味するものであります。然もそれは既に實現せられて居ることでありまして、それで、若しこのやうな經濟的體制を更に發展せしめ、完成し得るものとすれば、ドイツとしてはヨーロッパに於ける原料資源の一切を占有し、且つ重要製造工業の經營を専らドイツ人の手中に掌握することになりませうが、然もこれにはシャハト案に於けるやうな通商上の國境を撤廢するとか、

共通の通貨を使用せしめるとか云ふ風の煩瑣な「國際的」工作の必要もないのであります。

そればかりでなく、この案は單に獨占とか壟斷とか云ふやうな獲得又は支配そのことのみを目的として居るのではなく、全計畫の骨子となつて居りますところは、實にヨーロッパを通じての産業の總動員・再編成と云ふことであります。その眼目が廣域圏を通じての自給自足の確保にあることは云ふ迄もありません。

この基本的計畫なるものは、前に述べました第二次四箇年計畫中に含まれて居ると云ふことであります。何れにしても、それがゲーリング・フンク一派の革新的分子に依つて主持せられて居るものとすれば、その綱領とせられて居るところは、ひつきやう、現在の經濟狀勢に於ては、生産手段の統制は必ず政治上の統制を伴はざるを得ないと云ふ全體主義的原則にあることだけは察するに難くないのであります。試みに、同案の骨子とするところを要約して見ますと、先づフランス、オランダ、ベルギーなどに於ける重要工業を擧げて、ドネーヴ河の流域乃至ハンガリー、ユーゴスラヴィア、南部オーストリアの如き、土地が瘦せて居る割合に人口が稠密で、従つて勞賃の低廉な方面に移轉し、そこへ、更に一層民度が低く勞賃の低廉なバルカン方面の住民をも引き入れて、要所／＼にドイツ人を配し、適宜にこれを使用せしめることにすれば、勞働の統御が比較的容易で却つて能率を擧げ得ると云ふこと、一方、西部ヨーロッパ、例へばフランス、オランダ、ベルギーなどに於けるが如く、人民の教育程度が高く且つ勞働者としては社會的に組織性を備へ、然も氣候溫和にして地味肥沃な平野に恵まれて居る方面に於ては、さうした人智の高度と地勢・氣象その他の自然的好條件とを相關的に利用し、大規模の集

約農法に依つて高級農産物の生産に従はしめること、又北部ヨーロッパ、殊にスカンディナヴィア方面の如きに對しては、その長所とする水産業の發達を促し、ドイツ人の指導下に水産食料品の加工・製造業を助長することなどに歸するのであります。

この案も、他の二案と同様に、動機・内容などから観ますれば、言はゞ一つの概念的な所産に過ぎないものはありませんが、兎に角、經濟的自然性に準據することを以て原則として居ると認められる點に於て、自給自足を目的とする廣域統制計畫としての合理性は、一應そのまゝに肯定せられて宜いやうでありますし、寧ろヨーロッパを通じての經濟的自然性を、よりよく發揮せしめ得る所以のやうでもあります。然もこの案は同時に、或は一層國防上の目的に重きを置かれて居るやうにも觀られるのであります。それは云ふ迄もなく國土計畫としてのいはゆる産業立地政策に關し、高度の進歩性を示して居ると云ふことであります。即ち立體戦に於ける機動性がますます／＼増大せられやうとする今日にあつては、敵襲に對する重要産業の防衛は、國防上、最も緊切な一要件であらねばなりませんから、その意味からすれば、ヨーロッパ廣域經濟としての防備上、重要工業を中・南ヨーロッパ方面に移轉するの必要は餘りに明かなことでもあります。けれどゲーリング・フンク案が最も高度國防國家體制の常軌に即すると評せらるゝ所以のものは、ひつきやう、この經濟・國防一元化の保全と云ふ點にあると云つて宜いでせう。

しかし、又この案にも有力な反對論や非認説が投ぜられて居ります。一つは産業統制機構そのものゝ缺點に關

することでありまして、他は廣域經濟としての指導理念を問題とするものであります。前者は特にドイツ軍部の所見に出づると云ふことではありますが、後者は寧ろ民主主義の立場から觀ての誹謗が多分に織り込まれて居るものゝやうにも思はれます。

### (二) 『政治的』大量生産制の可否

先づ産業統制機構としての缺點と目せられて居りますところから觀ませう。けだしドイツがヨーロッパ諸産業の基本的機構を一手に統御すると云ふことは、それ自體が、勿論ドイツをしてヨーロッパに君臨せしむるの所以であるには相違ないのですが、然もそれは又、必然にヨーロッパを通じての過度の經濟的・政治的集權の成立を意味するものであります。即ち同案は現代に於ける最高の大量生産主義を政治的に實現せんとするものであるとも云へませう。然るに、さうした大量生産主義は全體としての經濟的機構や産業上の機能が統制せられる程、それ自體が彈力性を缺くやうになり、その結果、假令、一小局部的役割を擔當するに過ぎないものでも、基本的原料又は樞要部分品の生産に従ふものであるならば、場合に依つては、全生産機構の運営に致命的な障害を及ぼすことなしとも限らないであらう。これは一九三七年（昭和十二年）のアメリカに於ける自動車工業の罷業が、小附屬品や部分品の製作工に依つて完全にその死命を制せられたと云ふ事實に顧みても、慎重に考慮しなければならぬ點である、と云ふやうな趣旨のものであります。

しかし、この觀方はいはゆる大量生産主義の構造を餘りに機械的組織として過重視した杞憂に囚はれて居るか

の感があります。勿論、大量生産主義が政治的に實現せられると云ふことは、それ自體が高度の集權に依る緻密な統制組織を想像せしむるに充分なるものであります。そして統制組織が複雑になればなる程、各部分としての機能が全體に及ぼす影響は、それだけ緊切性を増すであらうことも亦察するに難くないのであります。然も、それに就いて見落してはならないことは、本來このやうな統制組織が、據つて以て立つて居るその基調であります。即ち一概に大量生産主義と云ひましても、それが自由主義に依存して居ると、全體主義に規制せられて居るとでは、各その機構並に機能の有機性に於て本質的に異なるところがあらねばなりません。けだし一小局部的部門の作意でもが全體的にその産業の命脈を制約して、同盟罷業の成否をすら支配すると云ふやうな關係は、自由主義體制に於てこそ實現の可能性もありませうが、全體主義體制に於ては最初から、そのこと自體が否定せられて居るのであります。と云ふやうな譯で、斯うした意味に於ての機構上の缺陷と云ふことは、特に重要視するには足りないとも云へませう。

### (三) 屬國的支配性を不可避とするの所以

次に、これを、その指導理念に就いて觀ますと、先づ看取せられますことは、このゲーリング・フンク案にしても、それを實現すべき動力とならざるを得ないものは一つに獨裁的強權に外ならないと云ふ點でありまして、その意味に於ては、多數小屬國分立制を探らんとする軍部案と共通性を有するものとも云へませう。けれども、又軍部案の方はいはゆる屬國制を探らうとするのでありますから、それは明かにヒトラー總統の『征服』に依る

『支配』、即ち『世界帝國』への軌道に乗つて居るものと認められるのでありますが、ゲーリング・フンク案にあつては、獨裁に依る全生産機構の一元的統制と云ふことを眼目として居るのでありますから、假令『ドイツ民族は神が地上に降し給へる最も優秀な民族である』と信じては居るとしても、そこに實現せらるべき全體主義廣域集團は、結局、ナチス中の舊共産系分子に依つて主持せられて居りますナチス革命のいはゆる世界的性格を以て規定せられ、即ち『世界革命』への一段階となりはしないか、と云ふところに難點があると観られて居るのであります。

勿論、今日では『曩にナチ主義の勝利を以て、それ自體が世界革命的性格を有するものと信じて居たゲッベルス、レー労働戦線首領、ヒムラー警察長官その他、マルクス主義の辨證法をナチ主義に適用すべきものとして居たヒトラー親衛隊中の一部のものなどは、『ナチスとしての世界革命』と『ドイツとしての世界帝國』との間に本質的な枠格を認め、それに就いては全體主義世界革命の方を棄てるは勿論、ヨーロッパだけに關しても、これが實現を阻止しなければならぬとの決意を懐くに至つた』(註一)さうであります。のみならず、これらの指導者達としては今では却つて、『被侵略諸國や、それらの諸國から剝ぎとられた一聯の屬國の人民が、相結合するやうな愛國の題目の現れることを何よりも恐れて、寧ろさうした凡ゆる統一的要素を除去し、分裂的諸勢力を活かして、被支配國側に於ける労働問題にしても、社會的不和にしても、分配の不平等にしても、都鄙間の争にしても、それらの總べてを自國側にとつての要具に供しやうとして居る。』(註二)と云ふことであります。

(註一) (註二) P. F. Drucker, ibid.

ドイツ國內に於ける斯うした狀況が、果してナチス陣營に於ける共産系分子の完全轉向を意味するものか否かは未だ明かではありませんが、兎に角ヨーロッパ廣域經濟としての現實、殊に所與の經濟的・社會的諸條件や、ドイツと被侵略諸國又は各その民族的對立關係などに鑑みますれば、假令その全體主義的集團組織が如何に緊密な一體化を具現し得たとしても、所詮ドイツとその被侵略諸國との關係が規定せらるべき一條件としての屬國的支配の性格は、到底否定せられない行きがかりにあるものと観なければなりません。このことはゲーリング・フンク案自體が本來、高度國防國家と云ふ國際的鬭争體制に成つて居りまして、民族的優越感に基ける他民族支配と云ふ制霸觀念に依存して居るのに觀ても察せられます。

けれどヨーロッパに於ける原料資源・地勢・氣象その他天然の諸條件を經とし、民族的對立關係を緯として、歴史的に規定せられて來ました國際的經濟關係を解消し、ヨーロッパ全域に互る産業機構の根本的再編成を實現すると云ふことは、假令それが如何に經濟的自然性に即應し、従つてヨーロッパの住民全體の爲めに、より以上の幸福・繁榮を齎し得るのであるとしても、そして又、將來いつかは住民全體の満足感を購ふに足るべき状態を招徠し得るとしましても、然も數百年の傳統に依存して、現にそれ／＼相對立して居る民族的又は國民的感情の不和が全般的に解消し去られる迄には、恐らく幾多の重大な摩擦や波瀾の續出を避けられないこととせう。とすれば、何らか、さうした不安・動搖を防止すべき強壓的保障の支持なき限り、圈内に於ける國際的又

は民族的鬭争に因る廣域秩序それ自體の破壊は寧ろ必至の勢であると云はなければなりません。

されば、廣域經濟としての一體化が保全せられる爲めには、さうした内部關係の軋轢を全く一掃し得る迄に、圈内全體に互る經濟關係の本質的な融合を確保し得るか、又は民族的若くは國民的對立關係が解消せられてしまふかしなければならぬ譯であります。少くとも、そのやうな段階に到達する迄は、所詮、征服的支配か屬國的統御か、兎に角、何らか強權的な方式に依つて『國際的制覇』を繼續するより外はないものと観なければなりません。即ちそこではナチス革命の世界革命的性格は客觀的に否定せられて、ゲーリング・フンク案は結局、軍部案との妥協を餘儀なくせられ、さうした狀勢の下に『ヨーロッパ帝國』建設工作が進められて行くやうな可能性の最も大なることを豫想せざるを得ないのであります。

### 第六節 廣域經濟時代の展開

以上に述べましたやうに、廣域經濟とかブロックとか云はれて居ります國際的集團又は連環の體制は、汎くこれを世界全體に互つて通觀すれば、一方には、今やその廣域經濟への生成過程を躍進して居るものもありませんと同時に、他方には、言はゞ廣域經濟の前端階にでも擬せらるべき高度のブロックにして、それ自體が現に崩壊に瀕して居るものもあると云ふやうな状態が展開せられて居るのであります。然も又、一概に廣域經濟と云ひましても、各その態様や動向などに關しては、未だ必ずしも共通的な傾向を抽出し得る迄に充分な發達を遂げた

云ふ譯でもありません。のみならず、中には未完成の企圖若くは未着手の範域に關して多分の主觀性を脱し得ないものもありまして、前途は尙ほ速断を許さないやうな趨勢を示して居りますが、兎に角、從來の各國民經濟相互の對立に成る『國際關係』それ自體が、今や世界的に廣域經濟同士の對立と云ふ新分野に集約せられるやうな傾向を辿つて居ることだけは疑ひない現實でありまして、全體的に概観しますと、以上に述べましたヨーロッパ及東亞の各廣域經濟の如きもそれ／＼に、斯やうな世界的新秩序の一構成單位としての地位を占めるに過ぎないと云ふ譯であります。

#### 一、廣域經濟對立の世界的大勢

試みに、世界を通じて、斯うした廣域經濟の對立狀態を概観しますと、現に生成過程中にあります東亞・ヨーロッパと云ふ二大廣域經濟の外に、一方、ヨーロッパ及アジアに跨つてソ聯を主體とする共產廣域經濟が、實は全體主義的侵略政策（註）を強化しつつ、然もいはゆる赤化手段に依る潜行的思想戰を以て執拗に世界的蠶食の魔手を振ひつゝありますし、他方、アメリカ洲に於ては、本來このソ聯とは思想系統上、端的に對立せざるを得ない民主主義の合衆國が、かのモンロー主義——（このことは後に改めて述べます）——なるカモフラージュの下に、北・南アメリカ全洲をその勢力下に制歴して、現實に汎アメリカ廣域經濟を形成しつつ、更に東洋方面に對して押し強く帝國主義的支配の歩を進めやうとして居るのであります。

(註) ソ聯の共産主義と云ふものは、本質的には國境又は民族的對立の否定、即ち人類社會の縱の區劃を認めないで、階級と云ふ横の分野を對象とし、その階級闘争に依つて全人類社會を共産化せんとする世界主義の一つであります。然もソ聯の實踐して居るところから觀ますと、國際的共通の階級闘争など云ふことは、結局、主觀的な一つの想定でしかなくて、實際には全體主義獨裁に依る帝國主義的侵略以外の何ものでもないのであります。

斯うした態勢の裡にあつて、今や崩壊の危局に瀕して居りますのは、前に述べました英帝國ブロックであります。現にイギリス本國自身は事實上、合衆國に倚賴することに依つて、おのづからアメリカ廣域經濟の一寄生物にでも擬へらるべき立場にありますところへ、それに伴つてカナダは寧ろイギリス本國以上に合衆國への追隨關係を一層緊切ならしめるより外はありませんし、インドは現に、今度のヨーロッパ戰爭に於てイギリス側が敗退して來たのを奇貨とし、年來、内訌し續けて來ました獨立運動を再起して(註)、イギリス本國の壓力さへ弛緩したならばと、ひたすら、これが實現の機會を覘つて居りますし、オーストラリア聯邦及ニュージールランドに至つては、イギリス本國にして自立の實力を失つたが最後、他の何れかの保護又は支持に頼るより外はないと云ふやうな立場にあります。何れにしても、イギリス本國の勢力失墜は必然に英帝國ブロック全體の崩壊を結果せずには居ないのであります。

(註) インドは曩の世界大戰に際しては、舉國的にイギリス本國に對して忠誠を誓ひ、土人軍を編成して對獨戰に参加し、幾多の武功を立てたことは、當時、世界的に喧傳せられたところでありました。そのインドが今度のヨーロッパ戰爭

に際し、常に本國支持の行動に出でなければかりか、寧ろ本國の敗勢を奇貨として獨立運動の再燃をすら試みて居りますことは、單にイギリス本國の戰運不利と云ふ當面の動機のみから簡單に速断せらるべき問題ではありません。ただし英・印關係の動搖を不可避的ならしめて居ります一大禍根が經濟狀態の變動に伴ふ相互間の必然的な摩擦にあることは疑ふべくもないのであります。ひつきやう、それは同ブロック自體の内部的乃至本質的矛盾の暴露に外ならないのであります。りますが、それらの事情に就いては後に改めて述べるところに譲りたいと思ひます。

斯やうに廣域經濟に關する世界的な大勢を概観しますと、英帝國ブロックの崩壊傾向と相反的に、今や東亞及ヨーロッパの二大廣域經濟が生成過程を躍進しつゝあります一方には、ソ聯廣域經濟が執拗にその赤翼を伸ばさんとして居りますし、他方にはアメリカ廣域經濟がそれ自體の結束を強化しつゝ、隙さへあれば、いはゆる東洋政策に巨歩を踏み出さうとして居ると云ふやうな場面が展開せられて居るのであります。斯うした狀態を以て推移して行くものとすれば、結局、世界はこれら四大廣域經濟の對立と云ふ新分野によつて大勢を支配せられるものと豫想せざるを得ないのであります。

## 二、經濟圈爭奪の激化

ところで、さうした廣域經濟の對立・抗争に關する狀態を、汎く世界的に概観しますと、現に東亞及ヨーロッパを主舞臺とする第二次世界大戰の如きも、その規模や意義に於て未だ必ずしも、全人類社會としての致命的な



鬭争態様に迄は發展して居ないものゝやうに認められるのでありまして、寧ろそれは全人類社會としての死活の運命が決めらるべき大鬭争への前奏曲でしかないものゝやうであります。何れにしても、國防上の必要を直接の動機とする經濟的鬭争關係は、從來の國家對國家の對抗から、勢、廣域經濟對廣域經濟の輸贏へと發展して、ますます大規模になり、且ついよいよ深刻化して行くやうな状態を辿つて居るのでありまして、さうした意味に於て、世界は今や廣域經濟時代に入らんとして居るものと云つて宜からうと思ひます。

そこで、問題となりますのは、凡そ廣域經濟の對立と云ふことが、斯やうに人類社會としての大勢であるとなれば、それは、單なる一個の研究題目としてだけではなく、さうした局面自體が、現に吾々としては、否、吾々の子々孫々に至る迄も、文字通りに死活の運命を決せらるべき空前の危機でありまして、云ふ迄もなく、それは東亞廣域經濟即ちいはゆる大東亞共榮圈の成否乃至發展性如何に關するところでもあります。されば、苟くも廣域經濟と云ふ問題に觸れやうとする限り、吾々としては是非とも、東亞廣域經濟の核心たる我國民經濟自體乃至この廣域經濟に包括せらるべきいはゆる東亞圈を主たる對象として、特にこれが研究に重きを置かなければならぬ譯であります。然も、それが爲めには、決して主觀的な獨斷に陥つたり、意欲的な期待に偏したりしてはならないのでありまして、勿論、世界的狀態全體を背景とし、且つ、どこ迄も客觀的な態度に於て終始しなければならぬと云ふことが是非とも要求せられるのであります。

## 第五章 東亞共榮圈の基本事情

廣域經濟と云ふことに就いては、上來、述べて來たところに依りまして、大よそ、その生成事情や概貌などは一應、明かになつたものと思ひますが、然も吾々日本國民としては、それらの各廣域經濟の中でも、實に全人類社會の大勢を支配する上に最も重要な地位を占むべき東亞廣域經濟、即ち東亞共榮圈の核心又は指導國として、今やこれが建設に躍進中でありまして、さう云ふ立場からすれば、我國は一方、ヨーロッパ廣域經濟に於けるドイツの立場と並立しつゝ、將に世界を通じて展開せらるべき『廣域經濟時代』の主動者として、支配的役割を演じて居るものと云はなければなりません。殊に世界全體としての客觀的事情からして、東亞共榮圈の方はヨーロッパ廣域經濟よりも遙に重要な地歩を占めて居るのでありまして、これが成否如何は獨り我國自身乃至『東亞』としての運命を決すべき岐路であると云ふだけでなく、恐らく數十百年の久しきに亙つて世界史の主流を左右すべき曠古の大業であると認めなければなりません。

しかしながら、一體これを如何なる方針に基き、どのやうな計畫を以て建設するにしても、兎に角既成の現状を無視する譯には行きません。それには第一に、斯うした現状を招徠し・結果するに至つた前後の經緯を探ね、その因果關係を明かならしめることが必要でありまして、東亞共榮圈建設の基礎工作は所詮、こゝから始められ

なければならぬ筈であります。さう云ふ意味に於て、以下、先づ、いはゆる東亞圏の一般状況を概観し、既に述べました我國としての共榮圏建設に關する指導理念又は基本原則に照して、東亞共榮圏なる廣域經濟の建設が世界的に如何なる意義を有するかを検討し、更に廣域經濟の對立と云ふ世界的新局面に於ける東亞共榮圏自體の立場を認識することに依つて小篇の結末をつけやうと思ひますが、もつとも、それに就いては話の筋途を明かならしめる便宜の爲め、特に大東亞戰爭開始前の現在局面をそのまゝ對象として觀察を進めることゝしませう。

## 第一節 東亞共榮圏の實體

### 一、範域・陸土面積及人口

扱て、一概に東亞共榮圏と云ひましても、そも／＼その圏内に包括せらるべき範域が具體的には如何に規定せらるべきかと、先づ以て問題とならざるを得ないのでありますが、然もこの範域と云ひますのは、單なる平面的な擴がりとしての地域だけでなく、勿論『大空間經濟』としての立方圏を意味するものであることを豫め留意して置かなければなりません。又その範域が規定せられると云ふことは、單なる獨斷的な想定や意欲的な期待としてではなく、本來、客觀的な因果關係に基ける必然的な所産としてでなくてはならない筈でありまして、それではなくては、如何に巧妙な計畫を以てしても、所詮その廣域經濟は一つの机上案でしかないのであります。

けだし、今日、一般に『東亞』として概念せられて居ります地域的範圍は、前に附言して置きましたやうに、北はソ聯領アジア一帯から、滿洲國・蒙疆・中華民國・佛印・フィリッピン群島・泰國・ビルマ・印度・マレー半島・マレー群島を通じて、南はオーストラリア及ニュージールランドをも含む一圓、即ち東部アジア大陸の大部分と、いはゆる大南洋の諸地域全部とが、主たる構成基盤と看做されて居るものゝやうであります。然も廣域經濟としての範域概念を規定すべき根據が、前述の如く單に陸土だけでなく、陸土と海洋とを一括した地球表面を横隔盤として、その上下に互る『空間』であらねばならないとしますれば、以上の諸地域を含む東亞共榮圏としての立方圏は、結局、地球表面上に於ては大よそ東經六十度乃至西經百六十五度、南緯五十度乃至北緯七十度邊に至る一劃の球面を含み、地球の中心を頂點とする錐體を、上空に向つて無限に擴大したものでなくてはなりません。とすれば、假にこれを地球表面上だけに觀ましても、この範域内に包括せられる陸土としては、以上の外に、グアム、ミッドウェー、ハワイその他、太平洋上の諸島嶼をも一括したものと解しなければならぬ筈であります。

そこで、東亞共榮圏の範域が斯やうに規定せらるべきものとして、一體この範域に何程の陸土面積が存在し、幾許の人口を算して居るかを見ますと、大體その廣表は四千四百餘萬方キロメートルに及び、そこに生活して居る人口は、今日、恐らく十一億餘萬人と概算せられるのであります。斯く人口の割合には面積が廣大であります關係上、全域を通じての人口密度は一方キロメートル當り二十數人、乃至三十人以下と云ふ比較的低位に止ま

第五章 東亞共榮圏の基本事情

四〇二

つて居るのであります。試みに、これを統治關係に従つて、國別又は地域別に區分・表示しますと左のやうなものであります。

東亞共榮圏内諸國の面積及人口

國別	面積 (方キロメートル)	面積 百分比	人口 (千人)	人口 百分比	調査年月	人口密度
日本	381,271	0.01	9,847	0.92	一九三五年一月	144.5
内地	382,545		69,252		"	181.0
朝鮮	300,779		33,899		"	103.7
臺灣	355,691		5,223		"	145.0
樺太	36,006		333		"	9.2
關東州	3,777		1,657		"	434.0
南洋委任統治領	2,499		103		"	41.5
滿洲國	1,033,433	0.03	3,869	0.03	一九三四年	35.2
中華民國	9,666,077	0.02	45,811	0.04	一九三二年	46.0
ソ聯領アジア	15,777,700	0.05	29,976	0.03	一九三一年一月	1.9

泰國	518,000	0.01	13,308	0.01	一九三六年三月	25.7
イギリス	1,357,430	0.03	385,299	0.03	—	28.3
印度	4,644,299		363,644		一九三四年二月	77.6
セイロン	55,906		5,637		一九三四年三月	85.5
マレー	138,567		4,529		一九三五年六月	32.7
ボルネオ	1,895,611		870		一九三四年三月	4.6
香港	1,010		945		"	935.6
オーストラリア	7,703,901		6,755		一九三四年三月	0.9
パプア	334,489		27		一九三三年六月	1.2
ニューギニア	336,000		60		一九三四年二月	2.8
ニュージーランド	273,766		1,641		一九三六年三月	6.0
その他	48,133		51		一九三四年・一九三五年	7.5
アメリカ	33,488	0.00	13,544	0.01	—	40.2
フィリピン	296,296		13,099		一九三五年六月	44.2
グアム	534		9		一九三〇年四月	35.6
ハワイ	16,656		46		一九三五年	25.6

第五章 東亞共榮圏の基本事情

四〇三

フ	ラ	ン	ス	六四・四〇〇	〇・〇一	三三・〇八一	〇・〇三	一九三三年七月	二六・八
佛	領	印	度	五三三	—	二八六	—	—	五七・五
佛	領	印	度支那	四〇・四〇〇	—	二一・四三三	—	—	三九・〇
廣	州	灣		八三三	—	二〇〇	—	—	二四・七
ニ	ュ	ー	カレドニア	三・六五二	—	九七	—	—	七・五
オ	ラ	ン	ダ	一・九三〇・〇〇〇	〇・〇三	六四・四三〇	〇・〇四	一九三四年二月	三三・八
蘭	領	印	度	一・九四〇・〇〇〇	—	六四・四五〇	—	—	三三・八
ホ	ル	ト	ガル	三三・八一〇	〇・〇〇	一・二二〇	〇・〇一	—	五五・六
マ	カ	オ		一〇	—	一四〇	—	—	一四・〇〇〇・〇
葡	領	印	度	三・八〇〇	—	六〇〇	—	—	一七・九
チ	モ	ー	ル	一九・〇〇〇	—	五〇〇	—	—	三六・三
合	計			四・五三二・一四五	一・〇〇	一・一四〇・八一	一・〇〇	—	三三・八

(備考)

- 一、關東州は滿洲鐵道附屬地を含む。
- 二、ソ聯領アジアはコーカシアを含む。
- 三、オーストラリアはノーフォークを含む。

四、ニュージラントは委任統治領その他の統治領を含む。

五、ニューギニアはオランダ領以外、即ちイギリスの委任統治に屬する部分のみとす。

六、League of Nations, Statistical Year-Book に依りて作成。

二、政治的又は經濟的支配關係

右表に就いて、こゝでは便宜上、保護國 (Protectorate)・屬領地 (dependency)・屬地 (possession)——(これらの譯語はヴェルサイユ平和條約に使用せられて居るものに依りました。)——委任統治領を一括して、假に植民地と總稱することにしますと、本國又は本國の一部と看做さるべきものは、日本・滿洲國・中華民國・ソ聯領アジア・泰の五國でありまして、他は總べて植民地であります。しかし、更にこれを統治の實狀又は國家としての獨立性と云ふ上から観ますと、滿洲國は事實上、日本の共榮的保護下にその存立を維持し得て居るに過ぎませんし、ソ聯領アジアは、言はゞ本國と接続して居る植民地ではありませんから、結局、日本を除く以外の獨立國としては、わづかに中華民國及泰の二國を數ふるのみであります。

ところが、その中でも中華民國——(汪精衛政府の成立以前に於ける)——は、一般から中世的又は半封建的且つ半植民地的存在としての定評を蒙つて居りました通り、それが『獨立國家としての完全な統治權を持つ國家に比』(註一)せらるべきでない所以は、民國人自身が公然と認めて居るところでありまして、そのことに就いては孫逸仙

の如きも、彼の三民主義に關する有名な演説（一九二四年（我國の大正十三年））中に、「支那全土は列強の植民地とならんとして居る。……支那は條約を結んだすべての國の植民地となり、支那と條約を結ぶ國は支那の支配者となるのである。支那は實に一國の植民地でなくして世界各國の植民地である。」（註二）と述べて居るのであります。即ちその政治的・經濟的實狀からしますと、獨立國とは名目のみでありまして、本質的には他國の屬領よりも劣つた立場に陥つて居たものと認めざるを得ないのであります。

（註一）（註二）方顯廷、『支那に於ける統制經濟』一、（日本國際協會、『支那經濟建設の全貌』、一七）。

斯やうに國としての政治的・經濟的立場を各その現實に就いて明かにしますと、東亞共榮圏に包括せらるべきものと認められる諸國又は諸地域の中で、名實共に獨立國としての存在を保つて居るものは、日本を除いては、獨り泰一國のみでありまして、それ以外の大部分は歐米諸國の植民地として支配せられ、若くは植民地と異らぬいやうな關係に於て羈束せられて居ると云つても宜いのであります。これを統治對象としての領域の割合に觀ますと、東亞圏全體としての總面積四千四百餘萬方キロメートル・總人口十一億餘萬人の中で、日本と泰との二國だけでは面積・人口共に、僅かにその二分内外、これに中華民國を合せた三國としても、面積に於て二割五分・人口に於て四割二・三分以上には出でないと云ふ振合でありまして、要するに東亞圏に包括せらるべき地域の大部分乃至殆ど全域に近い部分と、大半乃至殆ど全部に近い住民とは、植民地又は非獨立的國家としての存在を保つて居るに過ぎないと云ふ實狀であります。

## 第二節 歐米諸國の東亞侵略に關する經緯

### 一、ヨーロッパ人の東洋進出に關する事情

#### （一）新大陸の發見と二大航路の開拓

では、この廣大な領域が一體、いつ頃から、如何なる事情の下に、さうした被支配的立場に置かれるやうになつたのかと云ひますと、大よそ、それは近世紀に入つて以來、即ち新大陸の發見・新航路の開拓が直接の動機となつたことは周知の通りでありまして、年代で云ひますと一五〇〇年代、即ち十六世紀に入つて以來、大略四百年前からのことであります。即ち一四九二年十月にイタリー人コロンブス（Christopher Columbus, Christoforo Colombo, Cristobal Colon）（註一）に依つてアメリカ大陸が發見せられて以來、六年後の一四九八年五月ホルトガル人バスコ・ダ・ガマ（Vasco da Gama）が喜望峯（Cabo da Boa Esperanza, Cape of Good Hope）迂迴航路を拓いて印度に到達し、越へて一五二二年三月には、やはりホルトガル人のマゼラン（Ferdinand Magellan）（註二）がマゼラン海峡を迂迴してフィリッピン群島（註三）を發見したのが先驅となりまして、その後ヨーロッパ人の新大陸及東洋方面に對するいはゆる遠征事業が俄に發展して來たと云ふ事情に由るものであります。

（註一）コロンブスはイタリー、ゼノアの人でありましたが、この大陸探見の航海事業はスペイン國王フェルディナンド

4 (Ferdinand) 及王妃イサベラ (Isabella) の援助の下に、スペイン國の事業として實行したものでありまして、従つて、その發見せられた新大陸はスペインの領有するところとなつたのであります。

(註1)(註2) マゼランはホルトガル人ではありませんが、やはりスペインのカルロス五世 (Carlos V) の援助の下にこの探險航海に成功したものでありまして、フィリッピンの名はカルロス五世の子フィリッポ二世 (Philip II) の名に因んで命名したものであると云ふことであります。

このやうな事情の下に、ヨーロッパ人のいはゆる海外遠征は、最初は主としてホルトガル及スペイン兩國人の活躍に委せられて居りまして、その活動分野は大よそ東西二方面に大別せられ、スペイン人は主力を新大陸の寇略・開發に注いだ關係上、東洋方面は獨りホルトガル人をして驥足を伸ばさしむべき獨壇場となつて居たかの感がありました。

### (二) ホルトガル人の印度植民・マカオ租借と日本への渡來

喜望峯迂迴航路の開拓に成功したホルトガル人は、その後、十六世紀の初葉以來、引き続き印度に渡來し、當時、既に印度に於て商權を把握して居りましたアラビア人及エジプト人を驅逐し、一五〇二年には前述のバスコ・ダ・ガマが二十隻の武装船隊を率ひてカリカットに上陸し、この地に要塞を構築して東洋方面に對する通商・經略の根據としたのであります。斯くて同國は一五〇五年にアルメイダ (Don Francisco D' Almeida) を初代の印度總督として派遣し、印度乃至東洋各地に對する通商又は寇略の歩を進めて、マラバル海岸地方に幾多の

植民地を開設したのであります。

斯く東洋方面に對する寇略・通商の基地を獲得したホルトガル人は、更に北上して遠征の船足を支那に進め、一五一六年 (明朝の正徳十一年) その一船隊は廣東に來つて互市を求め、後、一五五七年以來、澳門 (Macao) に官吏を常置して植民地と爲し、引續いて今日に及んで居るのであります。然もその間、同國のピント (Mendez Pinto) なるものが支那海を航行中、一五四三年 (我國の天文十二年) に、たま／＼暴風の難に遭つて我國の種ヶ島に漂着し、ヨーロッパ人として我國に最初の足跡を印したのを機縁として、それが我國のヨーロッパ人に對する開港・互市の端緒となつたことは史上に有名な話であります。

ところが、元來ホルトガル人の東洋方面に對するいはゆる海外發展は、多くは徒に巨利の獲得を目的として貿易上に横暴を極め、寧ろ武力に依る劫掠に重きを置くやうな傾向にありましたので、それが爲めに、おのづから商權を失墜するやうになつて來ましたところへ、一方、豫て新大陸の發見・新航路の開拓に刺戟せられて、鬱勃たる新興の氣運に乗じて來ましたヨーロッパ諸國民は十六世紀に入つて以來、政治・經濟・社會・文藝・宗教・等々の凡ゆる部門に互つて新體制への改革に飛躍的な巨歩を踏み出し、殊に前述の如く海外通商上に劃史的な新局面が展開せられたことは、勢、ヨーロッパ經濟をして根本的にその様相を一變せしめ、本格的な貨幣經濟時代を出現せしむるの動機となりまして、おのづから諸國間の國際的對勢にも重大な異動を生ぜしめ、斯くて、さしにも隆盛を極めましたホルトガルの如きもスペインと共に、十六世紀の後半に入つて以來、國勢は漸く逆轉して

來たのであります。

(三) ホルトガル・スペイン・イギリス及オランダ四國の角逐

このホルトガル及スペインと云ふ二大先進國の海外發展が、いよ／＼隆盛に向つて來ました頃から、漸くその足跡を追つて、同様に、ヨーロッパ乃至アジア西部の海外貿易に進出し、更に東洋方面に對する遠征に乘出して來たのはオランダとイギリスとの二國人でありました。この兩先進國人の海外活躍に關する擡頭は、勿論ホルトガル及スペインの二先進國人にとつては單なる競争相手としてだけでなく、寧ろ脅威的な妨害とすらならずには居りませんでした。さうした矢先に、たま／＼一五八〇年スペイン王フィリップ二世(前註参照)がホルトガル王をも兼ねることになりました關係上、ホルトガルの海上勢力はおのづからスペイン側の壓迫を蒙らざるを得なくなりまして傾に衰退に傾いて來ました。この狀勢を看取したオランダ人は好機逸すべからずとして、久しくホルトガル人の獨占到委せられて居た東洋方面の海上權を奪ひ取らうとしましたが、その企圖が未だ成らないうちに、フィリップ二世の爲めに機先を制せられて、悉くその船舶を差押へられ、乗組員を捕縛せられてしまひましたので、オランダ人の東洋方面に對する遠征の目論見は一時、空しく挫折せられたのであります。

×この間にあつて、イギリスは一五五八年エリザベス女王の代に入つて以來、漸く海外發展の必要に目ざめ、航海事業を奨勵・促進し始めましたが、未だホルトガル及スペインの兩先進國人には到底追隨し得ませんでしたのは勿論、オランダ人に對しても未だ拮抗し得る迄には至らなかつたのであります。然も後に述べますやうに、當時したと云ふやうなこともありません。

そのやうにして、遅れ馳せながらも、海外發展の歩を進めて來たイギリスでは、一五七六年にフロビッシュ(Martin Frobisher)なるものが三隻の船隊を率ひて大西洋を横斷し、カナダに到達したのを足がかりとして、漸次北アメリカ沿岸地方に植民して來ました一方、同國のドレーク(Francis Drake)なるものは一五七七年から一五八〇年に亘り、五隻の船隊を率ひて世界周航を果し、歸國後、東洋方面に於ける資源の豊富なることを宣傳して、國民の海外發展熱を高調せしめたのであります。されば、同國の斯うした海外發展は、ホルトガルが既に衰退に傾いて來た十六世紀の後半時代には、勢、先進の強大國スペインと海上權力を争はざるを得なくなりまして、遂に一五八八年にスペインと開戦し、その後、一六〇四年に至る迄交戦状態を續けたのであります。開戦の初年に於て彼の有名なスペインの無敵艦隊を撃滅したことゝ、スペイン側はこれを劃期として逐年、海上勢力を失墜して來たのに反し、イギリス側はその戦勝に因つて俄に海國としての地歩を向上し、後世、永く世界的に海上霸權を掌握することになつたのであります。

二、諸國の植民地領有に關する事情

(一) オランダの東印度諸島獲得(附・その日本渡來と三浦按針)

ところが、斯くスペインがその海上勢力を失墜して來たことは、豫て同國の爲めに制壓せられ、然も尙に再進出の機を窺つて居りましたオランダにとつては、正しく千歳一遇の僥倖でありました。即ちオランダ人はこの好機を逸せずして、東洋方面への活躍を企て、一五九五年同國のハウトマン(Coelneius Hautman)なるものは四隻の船隊を率ひて喜望峯を迂廻し、印度に到達して(註)更にスマトラ及ジャバに渡航し、こゝに今日のいはゆる蘭印を掌中に收むるの礎を築いたのであります。

(註) このハウトマン船隊は印度に向つて航海中、暴風浪に遭遇して船隊離散し、その中の一隻は漂流して北上し、遂に一六〇〇年(我國の慶長五年四月豊臣秀頼の下にはゆる五奉行の執政中)豊後海岸に到着したのですが、たゞく同船にはイギリス人ウィリアム・アダムス(William Adams)なるものが按針士として乗組んで居りましたので、斯くてオランダ人とイギリス人とは期せずして、同時に我國への最初の上陸第一歩を印したのであります。然も、又これを機縁として、オランダ及イギリスの我國に對する通商が開始せられることになつたのであります。それは兎に角、右のイギリス人アダマスが後に我國に歸化して三浦按針と稱し、徳川家康に仕へて、當時の我外交上に寄與したところが少くなかつたことは、史上でも亦巷間でも有名な話であります。

ハウトマンがジャバに渡航して以來、同國人のこの島に來航するものは漸く多きを加へ、彼れらはそれ〴〵に商社を開設して主として貿易に活躍したのであります。各社間に於ける利害關係の不調和よりして却つて相互に不利益を免れないやうな状態に陥つて來ましたので、遂に一六〇二年三月二十九日オランダ國王の特許狀が發せられ、その特許狀に基いて各社が合同した上、こゝに東印度會社(Niederländisch-Ostindischen Compagnie)を設立したのであります。同社はその組織——(資本金二千五百五十三株・一株三千グルデン)——に於ては單なる一商事會社と異らないものゝやうであります。オランダ政府から同社に對して賦與せられて居りました權限は、同島に於けるオランダ領域の行政・外交は勿論、軍隊を養つて城砦を築き、島内の諸藩王に對してその藩治上に干渉を施すなど、さながら植民地の總督と軍司令官とを兼任したやうな立場をとつて居たのであります。斯くて、その後、ジャワ、スマトラ、ボルネオなどに進出し、——(東印度會社自体はその後、十八世紀の末葉に至つて解散せられました)——遂に今日の蘭領印度を領有するに至つたと云ふ次第であります。

(二) イギリスの侵略と植民地建設

(一) 東印度會社の設立とホルトガル人の驅逐 オランダ國としての東洋方面に對する活躍が斯やうに成功を告げ、殊に最初のハウトマン船隊が多量の收穫を齎したことは、ヨーロッパ諸國民の間に一大衝動を興へまして、わけても、當時、同國と並んで躍進の途上にありましたイギリス人に對し、特に印度方面への進出熱を煽り立てる大きな動機となつたのであります。斯くてイギリス人の海外發展慾は一層高調せられ、同國の貴族・豪商



等百二十五名は連署してエリザベス (Elizabeth) 女王に請願し、一六〇〇年十二月三十一日附を以て女王から東印度會社 (The Governor and Company of Marchant of London Trading to the East India) 設立の特許状を受け、翌一六〇一年出資金總額七萬二千ポンドを以て同社を設立したのでありますが、然も同社はその特許状に依つて、獨り印度に對してだけでなく、アジア、アフリカの諸國乃至喜望峯からマゼラン海峡に至る迄の海洋上に於けるアジア、アフリカ及アメリカの一切の諸島に互つて、土地の購入及通商を獨占し得るの特權をも賦與せられたのであります。

もつとも、斯く土地の購入とか通商とか云ふやうな平和的名目を標榜しては居りましても、當時の實際としては、後に改めて述べますやうに、殆ど寇略又は掠奪と區別し得られないやうな状況にあつたことは察するに難くないのであります、例へば、同社の事業として最初に派遣した一六〇一年の遠征隊の如きは、ジャバ、スマトラ、モルッカなどを巡航しましたが、その收穫に見るべきものはありませんでしたが爲めに、たま／＼途上でホルトガルの船舶を襲撃して、多大の財貨を掠奪したと云ふやうな記録をすら殘して居るのであります。その後、一六一二年に同社は資本金を四十萬ポンドに増加して組織を株式會社とし、經營方針を改革した上、イギリス東印度會社 (British East India Company) と改めて、ホルトガル及オランダの兩國人と對抗しつゝ、そのいはゆる通商上の競争をますます激化して來たのであります。さうした状態のうちに、イギリス艦隊は一六一四年印度洋に於てホルトガル艦隊を撃破し、一六二二年には、久しくホルトガルが東洋方面に對しての重要根據地として

居りましたオルムズ (Ormuz) を奪取し、更にマスカット (Maskat) をも攻略して、こゝに、ホルトガルが前後百餘年に互つて東洋方面に獨占して居りました海上霸權を覆してしまつたのであります。

(2) 印度及ビルマの征服　ホルトガル人の勢力を印度方面から驅逐したイギリス人は、それ以來、一面にはオランダ人と對抗しつゝ、他面にはインドへの侵略政策を強化し、一六六〇年前後の頃には、同國王チャールス二世は東印度會社に對し、數回に互つて特許状を下附し、インドに於ける領土の獲得・軍隊の指揮・行政及司法權の行使・貨幣の鑄造などを許した外、キリスト教徒以外の國王と戰爭を爲すの權限をすら賦與したのであります。當時の印度はモガール皇帝の下に、諸藩王はその屬藩として統一せられ、モガール帝國として存立して居りましたが、イギリスは一六九〇年に同帝國と戰つてモガール皇帝を降伏せしめました結果、同帝國はこの敗戦に因つて頓に勢力を失ひ、十八世紀の初葉に至り遂に崩壊して、その後は多數の藩王が各自に割據しつゝ相互に覇權を争ふやうになつたのであります。然もそれがイギリスの印度侵略政策を進める上に勿怪の幸となつたことは云ふ迄もありません。

そのやうな状態の下にイギリスの侵略政策はますます藩王國との軋轢を激化して、遂に一七五七年にはブラッシー (Plassey) の戦となつたのですが、この戦に於てイギリス軍は藩王軍を破り、ベンガル (Bengal)、ブハール (Bihar)、オリッサ (Orisa) などの諸地方を領し、こゝに後年の英領印度帝國を建設するの基礎を固めることを得たのであります。そして一七七四年ヘステイニングス (Warren Hastings) を初代の印度總督として任命し、

政治上・軍事上の諸権限を擧げてこれに賦與し、それ以來、ますます征服政策を増進して、中部方面から西部のアラビア海岸地方に迄攻略の歩を進め、その後、諸藩王や土民軍の不斷の反抗を抑壓しつつ、遂に全インドをその支配下に収めるに至つたのであります。

斯くイギリスは最初、印度への通商及寇略に乗り出した當時、一面には、更に東方に向つて遠征の歩を進め、一六一二年中、東印度會社はビルマのラングーン (Rangoon) 附近に商館を開設しましたが、その後イギリスが印度征服を遂げて以來、同國とビルマとの關係は漸く尖鋭化して來まして、兩國は遂に一八二五年に至つて開戦したのであります。これが、いはゆる第一ビルマ戦争でありまして、ビルマは敗戦の結果、アラカン (Arakan) 及テナッセルム (Tenasserim) 地方を割取せられたのであります。然もその後、兩國間の關係はますます悪化して、一八五二年及一八八五年の二回に亘り、第二及第三ビルマ戦争を起しましたが、戦ふ毎にビルマは敗退し、その第三戦争に於てイギリス軍はビルマ王を擒にした上、翌一八八六年に全ビルマを領有したのであります。

(3) マレー半島及ボルネオの領有　この第一ビルマ戦争に先立つこと約四十年、即ち一七八六年中、東印度會社はマレー半島のケダー (Kedah) 王に對し年金千二百ポンドを以てペナン島を譲り受け、後、更に一八〇〇年には對岸のウェルスレー (Wellsley) をも譲り受けて海峡植民地への進出の基點を獲得した後、一八一九年にはラッフルス (Sir Stamford Raffles) を以てジョホール (Johore) 王國のシンガポール (Singapore) を占領せしめ、一八二四年同國王をして同島を割讓せしめ、次いで同年中、豫てイギリスがスマトラに於て領有して

居りましたベンクレーン (Beenkulen) をオランダに譲り渡すのと交換的に、オランダがマレー半島に於て領有して居りましたマラッカ (Malacca) を手中に收めたのであります。斯くて、その翌々一八二六年以來ペナンに——(後にシンガポールに)——總督を置いて漸くその勢力を擴張し、一八九六年に至つてマレー聯邦を組織し、ジョホールその他の聯邦外諸邦とはそれ／＼に條約を締結して、總べてこれを保護國とし、引き續いて現代に及んだのであります。

斯くマレー半島に對するイギリスの侵略が發展して來たのに助勢を得て、同國のゼームス・ブルック (James Brooke) なるものは、一八三八年ボルネオに渡航し、サラワク (Sarawak) 地方に於ける土人の騒亂を鎮めてブルネー王の信頼を博し、サラワクの統治權を掌握しましたが、後、一八四七年中更にラブアン (Rauban) 島を獲得して、今日の英領ボルネオを領有するの根據としたのであります。

(4) 大洋洲の獲得　これより先、イギリスの印度侵略策が漸く活潑に展開せられて來た十八世紀の後半、一七六八年中、同國のクック (James Cook) なるものは王立學士院の囑を受けて、天文上の觀測を試みる爲めに南太平洋上に船出しましたが、歸途、航路を西方にとつて、たまたまニュージールランドに到達し、同島を周航してそれが二島に分れて居ることを知りました。引續いて一七七〇年四月には更にオーストラリア(註)大陸を發見し、それより尙ほ北航して北端のヨーク岬 (Cape of York) に達し、その東海岸一帯を占領して、これをニュー・サウス・ウェールズ (New South Wales) と命名したのであります。

(註) オーストラリアとは『南方』と云ふ意味であります。この大陸は、當時にあつては實在不確かなるまゝに、ヨーロッパ人の間で Terra Australis Incognita と稱へられて居りました。Terra (テラ) は『陸地』、Incognita (インコグニタ) は『未知の』と云ふ意味で、つまり、これは『未知の南方陸地』と云ふことであります。一體アジアの南方に何か陸地が存在するであらうと云ふことは、マレー群島の住民などの間には夙に想像せられて居りましたところですが、ヨーロッパ人としては、喜望峯及マゼラン海峡迂迴航路が開拓せられて以來、この兩者間の南太平洋上に、恐らく『未知の陸地』が横はつて居るであらうと云ふところから、斯く名付けたものであると傳へられて居ります。

もつともヨーロッパ人として最初にオーストラリアに渡航したものは、史上に記録せられて居るところではスペイン人トルレス (Luis Vaez Torres) なるものであると云ふことですが、これは同大陸の北端に接近しただけで引返して居るやうでありますし、その後、ヨーロッパ人にして二・三の渡航又は漂着したものもあつたやうであります。何分にもこの大陸が概ね上陸困難でありまして、寄港地として適当な場所を求め得なかつたが爲めに、殆ど空しく歸航したもののやうであります。

イギリスは最初、このオーストラリアを罪囚移民地として利用することになりました。一七八七年に初代總督フィリップ (Arther Phillip) を派遣すると共に、サウス・ウェールズに囚人の移住を開始したのであります。同地方が移住地として適當でないことを認めましたので、新に移住地を求めて開拓したのがシドニー (Sydney) でありました。その後、自由移民の入植が増加するに伴つて、海岸地方から漸く奥地への探險を進め、一八五一

年にはシドニーの奥地でバサースト (Bathurst) 及メルボルン方面でバララット (Ballarat) の金鑛を発見しましたが、その前後の頃に二・三の銅鑛なども発見せられ、又小麦の耕作や羊の牧養なども開始せられるやうになりました。この頃から、嘗ての『未知の陸地』は漸く近代的植民地としての様相を呈して來たのであります。

斯く新植民地としての探險・開拓事業が進められて行きました一方、イギリス政府は最初は、専ら軍政に依る統治方針を採つて居りましたが、斯く産業が開發せられ、社會的安定が保たれるやうになつて來ましたので、その統治方針を改めて議會政治を行ふことになり、一八二四年サウス・ウェールズに立法議會を開設したのを始めとして、その後、各地方に自治政府を組織せしめ、議會制度の運用が漸く圓熟して來たのを認めて、一八七〇年には一切の派遣軍を本國に撤收したのであります。越へて一八九九年、メルボルンに開催せられたそれら各地方の植民地代表聯合會議に於て、オーストラリア聯邦憲法案を議定し、翌一九〇〇年にイギリス本國議會の承認を経て翌一九〇一年一月一日からこれを施行し、同日を以てオーストラリア聯邦 (Commonwealth of Australia) の成立を見たのであります。

一方、ニュージーランドは前に述べましたクックの探險が端緒となつて、イギリス人又はフランス人にして、この島に移住を試みたものが二・三ありましたが、何れも失敗に終り、その後一八三〇年代の末頃にイギリス人に依るニュージーランド協會 (New Zealand Association) なるものが組織せられて以來、民間事業として漸く若干の移住者を見るやうになつたのであります。ところが、移住して見ますと、同島が植民地として比較的好適

な諸條件を備へて居ることが明かになつて來ましたので、この實狀に鑑みて、一八四〇年にイギリス政府はホブソン(Hobson)なるものを同島に派遣して土人酋長との間に條約を締結し、同島に於ける土地・人民に關する一切の權利を擧げてイギリス國王に讓渡せしめたのであります。斯くて、同島は最初、オーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ政府に依つて統治せられて居りましたが、一八五〇年に至つてイギリス政府はニュー・ジラード協會を買収し、一八五二年には憲法を制定して全島を六州より成る聯邦組織としました。然も同島としてはオーストラリア聯邦に加入することを欲せず、一八九三年特にその旨を宣言して獨立の立場をとり、一九〇七年十一月からイギリス帝國の一自治領となつて今日に及んで居るのであります。

### (三) フランスの印度及佛印寇略

次にフランスの東亞圏に對する侵略の經緯を見ますと、同國人の東洋方面に對する進出は、他のヨーロッパ諸國人よりも稍や遅れて、大よそ十七世紀の前半時代から始められたものゝやうであります。元來フランス人は冒險心に富み、いはゆる海外遠征事業の如きに關しても、他のヨーロッパ諸國人に先んじて、夙に中世紀の頃から相當大規模の渡洋活動を試みて居たやうであります。バスコ・ダ・ガマに後れること二年、一五〇〇年には喜望峰を迂迴して印度に出でたもの、又一五〇三年にはオーストラリアに渡航したものの、更にその頃に北アメリカに到達したものがあつたと史上に傳へられて居りますのも、必ずしも無稽の取沙汰のみではないでせう。しかし又、同國人の缺點として一般に執着性に乏しく、又企業的才能に於てオランダ人やイギリス人などよりも劣つ

て居りますところへ、端的な個人主義の國民性が累を成して、事業の運營その他一般の行動上に協力・結束を保ち難い等の事情から、これらの冒險的海外遠征も殆ど成果を結んで居ないと云ふやうな次第であります。

フランスに於ていはゆる海外遠征事業が、國策的性格を以て組織的に行はれるやうになりましたのは、大よそ十六世紀の前半時代、フランシス一世(Francis I)に依る遠征・植民獎勵策に始まつたと云つて宜いでせう。そして、最初はカナダに移民計畫を實行し、次いで南アメリカにも植民・布教などを試みましたが、何れも結局、不成功に終りました。その後、北アフリカや西印度などに進出し、又十七世紀に入つて以來、印度・支那方面への通商・植民事業などを目的とする特許會社の設立を許しましたが、最初はそれらの企圖も、多くは經營難を免れないやうな不況を續けて居たのであります。

(一) コルベールの植民政策と東印度會社 斯うした狀勢の下に十七世紀の後半に入りまして、ルイ十四世(Louis XIV)の下に執政の地位に立ちましたコルベール(Colbert)は、いはゆる富國強兵の爲めに海外進出・植民事業を獎勵するの政策を増進して、特に資源の豊富な東・西印度の經略を助成することになりました。それが後年、同國をしてイギリスに次ぐ世界第二位の植民地領有國たらしむべき中興の礎石となつたのであります。

印度(東印度)に對するフランスの進出計畫は、夙に一六〇二年に始めて東印度會社の設立を見て以來、十七世紀の中葉迄に前後三回に互つて東印度會社を起しましたが、前述のやうな事情の下に總べて失敗に終つて居ります。殊にそれは會社の資力が薄弱で、大規模の事業を經營するのに適しなかつたと云ふやうな缺陷にも因るも

のでありましたから、コルベールはこの點に留意して、一六六四年中、即ち三度目の東印度會社が解散した後を承けて、新に資本金一千万フランの東印度會社を設立せしめ、同社に對して海軍の援助の下に、印度を始め東洋方面に通商・植民などを行ふの特權を賦與したのであります。そして同社は一六七二年にセイロン島を割取し、印度のボンダイセリー (Pondichery) を寇略して植民することになり、一七〇一年には同地に東印度總督を派して要砦を築造し、更に一七二〇年にはモーリシアス (Mauritius) 島を占領し、又一七一九年には印度・セネガル及西印度の三會社を合併して印度會社なる一大會社を新設し、この大會社の經營の下に東洋方面への活動を漸く活潑に展開して來たのであります。

もつとも、印度方面に對する通商・植民などに關しては、前述の如くフランス人はオランダ人やイギリス人などよりも遅れて進出しました關係上、おのづから不利な地位に立たざるを得ませんでした。のみならず、勢、イギリスとの間に緊切な利害の衝突を避けられないやうな行きがよりに當面して、右のボンダイセリーの如きは十八世紀の後半中に、イギリスとの間に前後三回に互つて、こも／＼奪ひ合ひを繰り返した後、遂に一八一四年に至つて漸くフランス領として確定せられたと云ふやうな事情にありました。そんな譯で、今日フランスが印度に領有して居る植民地としては、同地の外にはカリカル (Karrikal)、ヤナオン (Yanaon) など僅に二・三の小地區を残して居るに過ぎないと云ふ有様であります。

(2) 佛印の寇略と泰國の壓迫 斯く印度への發展乃至侵略に後れをとつたフランスは、その後、東洋方面

の何れかに恰好の植民地を獲得しやうとして、引續き機會を窺つて居りました。然も印度、ビルマ、マレー半島をイギリスに先取せられ、蘭印諸島を夙にオランダに占められて居りましたことよて、結局、同國が侵略の主たる對象として視ひをつけたのは當時のいはゆる後印度、即ち後の佛領印度支那でありました。

この時代の佛印に於ては、安南國王院福映が最も勢力を張つて居りましたが、十八世紀の後半に至つて王位爭奪の内亂を惹起しましたので、當時、同國に駐在して居りましたフランス人宣教師ベエヌ (Pigneau de Behaine) は、それを機として急ぎ歸國し、一七八七年に同國王とルイ十六世 (Louis XVI) との間に攻守同盟條約を締結せしめました。それが第一回の佛安條約であります。ところが、さうした矢先に、たま／＼フランスでは大革命が勃發しましたので、この條約は正式に成立するに至らずして交渉が停滯して居たのであります。然もフランス側はそれを口實として義勇軍を同國に派遣し、一八〇二年に阮福王を援けて王位に即かしめ、右の佛安條約を成立せしめて、フランスは崑崙島・ツアーヌ (Tourane) 港などを領有し、そこを根據として安南國に對し漸くその侵略計畫を進めて來たのであります。

さうした狀勢の下に、兩國間の關係はその後、ます／＼圓滑を缺くやうになりましたが、殊に安南國側としては、獨りフランス人に對してだけでなく、凡そキリスト教の布教を悦ばず、これを禁止して遂に一八五七年中、スペインの宣教師二名を死罪に處したのであります。然るに當時のフランス皇帝ナポレオン三世は、これを奇貨としてスペインと同盟を結び、自國民の保護を名として同國に艦隊を派遣し、國王を屈服せしめて講和條約を締

結したのが一八六二年の第二回佛安條約であります。

斯くてフランス側は更に新領土を割取し、通商・航行權などを擴張した上、カムボチャ（東埔寨）國をその保護下に隸屬せしめ、且つ交趾支那の植民地を確保したのであります。その後フランスは一八七〇―七一年に互る普佛戰爭に大敗しましたが、いはゆる後印度に於てはその翌々一八七三年中、ウンナン（雲南）に回教徒の叛亂が起りましたので、同國は機を逸せずこれに介入し、兵力を以てトンキン（東京）の諸都市を攻略し、翌一八七四年に第三回の佛安條約を結んだのであります。もつとも、この場合には安南國が事態の重大性に鑑み、支那の援軍を乞ひてフランス軍を破りましたので、フランス側はアンナン國に對して相當の讓歩を餘儀なくせられ、同條約に依つてアンナン國の獨立を承認しましたが、然もフランス側としては交趾支那六州を合併し、信教の自由・衛兵の駐在などに關する權利を確保したのであります。

しかし、これが爲め、その後には於ける兩國間の關係は却つて一層悪化し、アンナン王は支那に依頼してフランス人を印度支那より放逐しやうとした爲め、又またフランスとアンナン及支那との間に開戦しましたが、フランス軍は安・支聯合軍を破つて、一八八三年に第四回佛安條約を締結しました。この條約に依つてフランスは安南に對する保護權を確保し、新に領土を割取すると共にアンナンに於ける諸城を占領し、治外法權を獲得する等に依つて、アンナン及トンキンを確實にその保護下に置くことになつたのであります。

これより先、第一回佛安條約が締結せられて以來、兩國間の軋轢が漸く深刻になつて來ました頃のこと、豫て

アンナンと暹羅との間に挟まれて、絶へず紛争の渦紋を巻き起して居りましたカムボチャは、一八四〇年に至り暹羅の羈束を逃れやうとしてフランスに援助を依頼したのが契機となりまして、カムボチャとフランスとが交渉をもつやうになりましたが、フランスはその後、カムボチャに對する暹羅の勢力を一掃せんとして、一八六三年カムボチャとの間に條約を締結し、同國をしてフランスの保護國たらしめ、通商・交通・信教の自由などを認めしめました。これが第一回佛東條約であります。

ところが、これは當然に暹羅のカムボチャに對する利權を否定するの所以でありますので、勢、佛暹兩國間に衝突を惹起し、兩國間に開戦を避けられないやうな險惡な状態に迄陥りましたが、結局、フランスは暹羅を強壓して、一八六七年に佛暹條約を結び、暹羅國をしてフランスのカムボチャに對する優越權を確保せしめ、フランスはその後、一八八四年に改めてカムボチャと條約を締結したのが、第二回の佛東條約でありまして、同條約に依つて、フランスは同國を完全にその保護國とすることになつたのであります。

斯やうにして交趾支那を領有し、アンナン、トンキン及カムボチャを保護下に置くことになりましたフランスは、その後、更にラオス（老撾）にもその支配權を及ぼさんとして、十九世紀の後半以來、窃にその機を窺つて居りました。元來、ラオスは國と云ふよりも、寧ろ一つの地名と看做さるべき存在でありまして、國家的體制を成すに至らず、土人首長の割據に委せられて居まして、主として暹羅の勢力が侵入して居りましたが、フランスは一八九三年、同地方より暹羅軍を擊退し、同年の佛暹條約に依つて、暹羅國はメコン河左岸一帯に對する宗主權

を放棄することになり、一九〇〇年代に入つて以來、フランスは更にメコン河右岸地方にもその支配權を伸暢して現代に及んだのであります。

(四) ロシアの東進と日本に對する窺竄

(1) ペートルの野望と『海』の欲求 斯くヨーロッパ諸國の海外遠征とか、新大陸への植民とか、東洋方面に對する侵略とか、競争的乃至鬭争的に躍進せられて來た大勢に伴ひ得ずして、さうした對外進出に最も後れて居りましたのはロシアでありました。云ふ迄もなく、これは最初、同國が専ら北部ヨーロッパの、殊に奥地圏内に跼蹐して居りました關係上、おのづから、その機會を得難かつたことが主因を成して居たものゝやうであります。

ロシアとして對外進出の活動を開始したのは、大よそ十六世紀の末葉、イワン四世(Ivan IV)時代のことであります。最初はウラル(Ural)山脈を越へ、一五八四年にシベリアへの遠征を行つたと云ふ記録を残して居ります。その後、約百年の間に漸く東方に進出してアムール河岸地方に迄達し、その附近に多少の植民などを試みたものゝやうでありまして、それが爲め支那との間にしばしば紛争を繰り返した揚句、遂に兩國人の衝突を惹起するに至りましたが、何分にもロシア側としては本國から遠隔の地方のことでもあり、又この時代には尙ほ、支那が諸國から強大國として過信せられて居たと云ふやうな事情にもありましたので、一六八九年九月九日、時のペートル一世(Peter I)(大帝)は支那との間にネルチンスク(Nerchinsk)條約を結んで、黒龍江の支流を境

界とし、ウラル地方を支那の領土として認めることになつた(註)のであります。

(註) 李定夷、(宮崎八百吉譯)『支那外交秘史』第二章。

しかし、ペートル一世の領土擴張に關する野望は極めて遠大なるものでありまして、殊に最初は西方並に南方ヨーロッパへの進出に、より重きを置いて居たものゝやうであります。斯くてロシアの侵略政策が活潑に展開せられて來たのは、主として十八世紀に入つて以來のことでありまして、ペートル一世の覇圖が起動的先驅を成したものと云つて宜いのであります。

一六七二年に位に即いたペートル一世は、ロシアが北寒の地方に偏在して農牧に適しないのみか、他のヨーロッパ諸國との交通は甚だしく不便であり、従つて經濟的にも社會的にも文化の進運に遅れ勝ちである上に、武備の發達に關しても到底、他のヨーロッパ諸國に追隨し得ないやうな不利な立場にあることを感知しましたので、さうした立國上の缺陷を補はんが爲め、頻に隣接地方を侵して版圖の擴大に努めたのであります。そして一六九七―九八年に互つて、みづからドイツ、オランダ、イギリスなどの諸國を歴訪し、これらの西部ヨーロッパ諸國に於ける文物・制度・武備などの發達して居る實狀を視察した結果、何は兎もあれ、自國が『船』を有たないが爲めに、國家としての立場に關し、他のヨーロッパ諸國に比して必然に後れをとらざるを得ない所以を痛感した結果、彼れは内に武備を擴充すると共に、外に對しては、何れかに海上發展の途を求めなければならないと云ふ方針の下に、先づいはゆる西進策を採つて、セント・ペテルスブルグに都を奠め、スウェーデンを破つて遂にバ

ルティツク海岸に進出し、更に南方に向つてトルコを制歴し、黒海に出で、地中海への飛躍を覘ひ、こゝにロシアをして『海の國』たらしめることを得たのであります。

(2) 東方進出とその目標となれる日本　しかし、そのバルティツク海とても、ヨーロッパ一流國の進運に伍して、世界文明の主流に乗り出すには、地理的にも氣象的にも、到底満足さるべき門戸ではあり得ません。たし、又黒海はその地中海に通ずる關門をトルコの爲めに制約せられ、トルコの背後にはイギリスが頭強にこれを支持して居ると云ふ有様で、結局、それは『海』としての目的に適ひ得る出口ではありませんでした。然も又彼れとしては、その國勢を恢弘して富源を求める爲めには、寧ろ東方への進出こそ得策であらうとの想定を懐くやうになりまして、先づアジア及アメリカ大陸の隣接状況を調査せしめることになり、それと關聯して千島諸島の占領及日本への進出を企圖したのであります。もつとも、さうした企圖を如何やうに目論見たか、又いつ頃から實行に移し始めたのかは明かではありませんが、彼れは一七二五年に歿して居りますから、兎に角それは十八世紀の初葉乃至最初の四半世紀頃、即ち大よそ我國の寶永・正徳年間のことであらうと察せられます。史上の記録に依りますと、彼れが歿して十年後の一七三五年、即ち我國の享保二十年中に、同國のスパンベルグ (Martin Petrovitch Spanberg) なるものが千島列島を探りました折、その率ゆる船隊の一隻が南下して太平洋に出で、一七三九年 (元文四年) に陸前の海岸から安房の海岸に迄近接したのでありまして、それが、ロシア人にして我邊海に來航した最初であると云ふことでもあります。

それ以來、ロシア人の我邊海に出没するものは漸く續出して來て、彼れらの多くは千島・樺太・松前——(今の北海道)——方面に對する探險・測量・調査などを試みたものゝやうであります。中には松前藩に對して交易の開始方を交渉したのもありましたし、又千島に於けるアイヌ人を介して多少の間接交易などを行つたものもあつたやうであります(註)。もつとも、この當時に我邊海に出没し又は來航したロシア人が、公私何れの資格又は目的に係かるものであつたかは明かではありませんが、松前藩に對して交易の開始方を交渉して來たものは、單なる個人的意圖に依るものゝやうでありましたし、又同藩としては我鎖國の制令に基いて、穩便にこれを拒絶して居るのであります。

(註) この時代に於けるロシア人の東洋方面への進出に關しては、(一)文部省『維新史』第一卷、(二)田保橋潔『十七世紀に互れる露國の太平洋發展と對日關係』、『歴史地理』第四十三號、第五卷及第六卷、(三)河野常吉『安永以前松前藩と露人との關係』(史學雜誌、第二十七編、第六號) 参照。

この間、ロシア人は一方、カムチャツカからベーリング海岸方面乃至アラスカに迄進出して、カムチャツカのペトロパウロスタを一據點とし、又一七九九年中ポール一世 (Paul I) の特許の下に、アラスカに於て海獸の獵獲・交易などを目的とする商社の如きものを設立して居たことも明かになつて居りますが、何と云つても、それらの北邊地方は、如何にそれがロシアをして『海』の帝國たらしむる所以であるとは云へ、凡そ『海外發展』の足場としては餘りに不適當であり、斯かる方面への活動に徒に執着するのは、ペートル一世以來の傳統にかゝる



東方進出の國策をして、寧ろ無意味に歸せしむるものと云はなければなりません(註)し、又ロシア人自身としても斯うした不利な事情は最初から、よく承知して居たところでありませう。實際、又彼れらとしてはその東アジアへ進出の主たる目標として居りましたものは、云ふ迄もなく日本に外ならなかつたのであります。

(註) ロシアはその後、一八六七年に至り、アラスカを七百萬ドルでアメリカに賣却しました。

(3) 第一次及第二次遣日使節の特派 さうした状況にありましたことより、これより先、同國の東洋進出策は遂に我國に對する通商交渉となつて實現せられることになり、一七九二年(寛政四年)中いはゆる第一次遣日使節の來朝を見るに至つたのであります。即ち同年中、エカテリナ(Ekaterina)女帝の命に依り、陸軍中尉アダム・ラクスマン(Adam Laksman)なるものが、オホーツク港から我松前藩の根室に渡來したのがそれでありまして、その使命とするところは、當時を去ること三十餘年前、邦人の漁夫にして、露領アレウツ島に漂着した(註)ものを送還すると共に、兼ねて彼我兩國間に信を通じ且つ貿易を開かんことを交渉する爲めであると云ふことであります。

(註) この漂着邦人のことなどに關しては、『史學雜誌』第二十九編第十二號『元祿享保年間ロシアに於ける日本人』、

同第二十三編第十號『露國に於ける日本語學校の沿革』參照。

當時の徳川幕府は主として首座老中松平越中守定信(白河樂翁)が庶政を綜覽して居りましたが、何分にも我國は、後に述べますやうに、寛永以來、鎖國を以て不易の國法として居りました關係上、幕府としては貿易その他

通商開始に關する要求などは、到底これを承諾する譯には行きませんでしたし、實際、又幕府當局者としても、そのやうな國交の開始などは寧ろこれを忌避して居たのであります。しかし、又この種の要求を敢て拒絶したが爲めに、若しや彼我の間に、或は何か重大な事態でも惹起するの虞もありはしないかと云ふ點を慮つて、同使節に對しては一先づ穩便の態度を執り、これに『信牌』——(入港及商議を許可すべき旨の信用狀とも看做すべき公文書)——を交付して、長崎に廻航した上、同地在任の我當局者と會見すべき旨を諭示し、翌一七九三年の秋、一應、同使節を歸去せしめたのであります。

その後、我國側では定信が老中の職を退き、又彼の方ではエカテリナ女帝が世を去つて、アレキサンダー一世(Alexander I)の代となつた等の事情から、双方の國際政策にも、それ〴〵に多少の變化を生じましたが、兎に角アレキサンダー一世は我方との前約に基き、一八〇三年(享和三年)中、第二次遣日使節として侍従レザノフ(Nikolai Petrovitch Rezanov)を長崎に派し、先年の交渉に關する回答を求めしめたのであります。しかし、我方としては到底、鎖國の禁制を犯す譯には行かないと云ふので、結局、彼の方の要求を拒絶し、然もロシア側としては敢てこれを追求することもなくて終りましたので、先方の我國に對する外交上の交渉は、これを以て一應打切られたまふ安政年代の『開國』に及んだのであります。もつとも、その後にもロシア人にして我國との間に問題を惹起したものは、必ずしも二・三には止まらなかつたのでありまして、中には、相當に國際關係を紛糾せしむべき性質の事件もありました(註)が、それらはロシア國としての東進政策には直接の關係を有するも

のではなく、何れも局地的事件として解決せられて居るのであります。

(註) それらの事件の中で比較的重大なものが二件あります。一つはロシア人の千島諸島に於ける暴行事件であり、他は我方のロシア艦長拘禁事件であります。前者は第二次遣日使節レザノフをカムチャッカに送り届けた乗船の船長フォストーフなるものが、後、千島に渡来して邦人の村落を襲ひ、劫掠・暴行を働いたのがそれでありますが、もつとも、これは後に續いて述べますロシア艦長の記述にもありますやうに、この邦人「村落を襲ひたるは商船或は獵船にして、其乗組員も我——(ロシア自身を指す)——皇帝陛下下の武官に非ずして一己の所爲なる事更に疑ひなし。故に我——(同前)——政府は毫も與知する所に非ず、固より我——(同前)——皇帝は絶て知らざる所なり。彼等は此所業を爲したる事露はれ既に國法を以て刑せられたり。」(・)と云ふのを、大體、偽らざる釋明と認めて宜からうと思ひます。後者は、この暴行事件があつた後の一九一一年(文化八年)中、アレキサンダー一世の命を受けて、ロシアの海軍中佐ゴロニンなるものが軍艦チャイナ號に艦長として搭乗し、南部千島諸島並にダツタンの海岸からオホーツク港に至る沿岸を測量中、炭水が缺乏して來たのを補給する爲め、クナシリ島に來たところを我島吏に捕へられ、松前藩に於て投獄せられました。後、冤晴れて釋放せられたと云ふ事件であります。この事件は、たま／＼前の千島に於けるフォストーフの暴行事件が果を成して、一時は彼我の間に好ましからざる悪感情を醸成したやうなこともありましたが、誤解が一掃されて一行が放還せられた場合などには、我官民、殊に高田屋嘉兵衛なども港口まで彼れらを見送つて、双方が別れを惜んだと云ふやうな感動的な友好の場面をすら展開した程であります。(\*)

(・)(\*) 露國海軍中佐ウエー・エム・ガロニン著、大日本帝國海軍々令部第二局譯述『露艦チャイナ號艦長ガロ

ニン日本兩國實記』參照。

(4) 日本に對する策動の意義 　しかしロシアの日本に對する通商開始に關する外交案件が不成立に終つたと云ふこと自體は、敢て重要視するには足らないのであります。それよりも、こゝで問題とせられなければなりませんことは、寧ろロシア側としての、特にその支配者としての企圖乃至潜在的意念如何にあつたと云はなければなりません。

既に述べましたやうに、この時代に於けるロシアの對日進出行動はペートル一世に依つて開始せられ、それ以來、引續いてエカテリナ女帝に及び、ポール一世を経てアレキサンダー一世に及んで居るのであります。その先驅を成したペートル一世が、文字通りに帝國主義的野望の權化であつたことは、敢て史上に徴する迄もない程に有名な話であります。では、エカテリナ女帝はと云ひますと、彼女の即位——(在位一七六二—一七九六年)——はペートル一世の歿後三十八年のことでありまして、ロシア帝國としての侵略的發展はペートルの治下に於て絶頂に達し、彼の女の時代は恰もその小康期に屬して居たかの感がありました。然も西部ヨーロッパ諸國としては、「彼の女が即位したときから、彼ら諸國間の總べての大闘争の中に、常に廣大なるスラヴ帝國が介在して居ることを考へなければならなくなつた。」(註一)さうでありまして、それ程に、彼の女は「ペートル大帝の精神を以てロシアの西歐化を進め、彼の女の帝國を擴張せんことを決意して居つた」(註二)と云はれて居ります。されば、彼の女が我國に對しラクスマンを使節として派遣したことも、假令その來意が、漂着邦人の送還と修好・

通商の開始とに外ならなかつたとしても、終局の目的が恐らく、さうした平和的關係の維持のみに止まるべきものでなかつたであらうことは、彼の女の經歷や性行など(註三)からしても察するに難くないのであります。

(註一)(註二) J. H. Robinson and C. A. Beard, *History of Europe Our own Times*, Chap. VI, 1, p. 97.

(註三) エカテリナは一七二八年にブルシヤの一軍人の女として生れ、一七四三年——(日本流に數へて十五歳のとき)

——ロシアの皇儲、後のペートル三世帝の妻として入嫁したのであります。夫たるペートル三世を暗殺して、みづから女帝となり、權略と偽善とを以て縱横に奸才を發揮し、ポーランドを攻略して大虐殺を命じた程に殘忍であつた、等々(一)、女性としては殆ど異例中の異例とも認められるやうな惡評を以て、その傳記を埋められて居るのであります。

(一) Charles Seignobos, *History of Contemporary Civilization*, Chap. III, pp. 81—82.

次にこれをアレキサンダー一世の場合に見ますと、彼れがその在位——(一八〇一—二五年)——中を通じての『主たる利慾は一つに彼れ自身の廣大なる帝國そのものに外ならなかつた。彼れは獨裁專制の支配者であつて、勿論それは北部アジアに限りなく彼れの主權を擴大することであつた。』(註)さうでありまして、その帝國主義的野望に於てはエカテリナ女帝に優るとも劣らなかつたものゝやうであります。されば、彼れがイザノフを我國に派遣して、ラクスマンに依る交渉の回答を促さしめたのも、恐らくエカテリナ女帝の場合に於けると同様に、單に日本に對する友好的關係の調整そのことに終始したであらうなどは、到底信ずることを得ないのであります。その眞意は恐らくペートル一世以來の侵略的發展方針に基き、エカテリナ女帝の遺志を繼承して、全

く同軌に即して居たものと看做して宜からうと思ひます。

(註) J. H. Robinson and C. A. Beard, *ibid*, Chap. XXII, 1, p. 406.

と云ひますのは、假令、彼等が實際に我國に對して、和親・通商の開始などを要望して居たとしても、そして又、假に彼我の間に多少の交易などが實現せられたとしても、それが果して同國としての經濟上に何程、直接の寄與を成し得たであらうかは敢て推測を試みるにも及ばないからであります。即ちこの時代にあつては、わづかに犬又は馴鹿などの櫓を唯一の交通機關として、首都セント・ペテルスブルグ迄は、ペトロパウロスクからでは九箇月足らず、オホーツク港からでも尙ほ四箇月の日子を要し、殊に春夏の交には『露京よりアホーツク港に通ずるヒビリー——(シベリア)——沿道は、雲解け河流溢れ全く人行を絶つ』(註)と云ふやうな状態にあつたさうでありまして、同國が斯やうな交通難を冒して迄も、尙ほ多少の獸皮交易などを國策として、是非ともそれ自體に重きを置かなければならないやうな事情にあつたものとは到底想像だもせられないのであります。されば、假に彼れらの對日進出策に關し、寇略よりも通商を意圖せるものであつたと認められるやうな多少の根據があつたとしても、結局、その對日進出は經濟的欲求の旗印としてよりも、寧ろ領土的野望を包むカモフラージュとして、より切實に意義づけらるべきものであつたと認めざるを得ないのであります。

(註) ガローニン、前掲。

もつとも、ロシアのさうした東方侵略の意圖は、當時の我國が尙ほ強硬にその鎖國政策を固持して居たこと、

又彼れらの本國から餘りに遠隔で交通難の状態にあつたことなどの爲めに、結局その目的を達し得ずして終り、後に述べますやうに、十九世紀の中葉以來、同國がいはゆる東シベリア南下政策を採つて再び支那と交渉をもつやうになる迄は、その東方侵略計畫は姑く小康の觀を呈して居たと云ふ次第であります。

#### (五) アメリカとフィリッピンとの關係

(1) 米西戦争の強行に依る横奪 東洋方面への侵略乃至植民政策に關しては、アメリカはヨーロッパ諸國よりも劃時代的に後れて居るのであります。従つて又その動機や態様に於ても多少の趣を異にして居るところがあります。即ちアメリカが東洋方面に領有して居りました植民地としては主としてフィリッピン群島でありますが、その領有は十九世紀の末期のことでありました。前に述べましたやうに、フィリッピン群島はマゼランの同島發見以來、スペインの領有するところとなつて居りましたが、米西戦争の結果、アメリカに割讓せられたものであります。

事の起りは一八九五年(明治二十八年)中、やはりスペインが西半球に領有して居りましたキューバに於て、スペインの統治に對する土着民の不滿が昂じ、遂に叛亂を惹起したのに始まることとあります。即ち、この叛亂に際して、當時、アメリカの輿論は専らキューバの土着民に對する同情に終始しましたが、たま／＼翌一八九六年の大統領選挙に際會しました關係上、朝野兩政黨は何れもキューバ土着民の爲めに好意的な宣言を標榜してこの選挙に臨み、斯くて當選したマッキンレー(William McKinley)大統領はその就任式に際して、みづからキュー

バの紛争に仲裁の勞を執るべき旨を政策として公表し、そしてスペイン政府に對し、豫てキューバ統治上に稅政の評が高かつた同國のウェーラー(Weyler)大將を、取りあへず本國に召還せんことを要求したのであります。

このアメリカの干渉的態度は痛くスペイン側の反感を喚り立て、兩國の關係は頓に悪化して來ました折しも、一八九八年(明治三十年)二月、豫ねてアメリカが自國の利權保護を名としてキューバに派遣して置きました戦艦メーヌ(Maine)が原因不明の爆發を起したのであります。然るに、斯く、「その原因は不明であるにも拘らず、合衆國はキューバに於ける状態が黙止すべからざる迄になつて居る」(註)からと云ふ理由の下に、同年四月中、スペインに對して宣戰を布告し、直にキューバ及ポルト・リコ(Puerto Rico)を奪取し、引き続き翌五月にマニラを占領して同年八月に休戰した上、パリーに於て講和會議を開きました。その結果、キューバはこれを獨立せしめてアメリカの保護下に置くと共に、スペインよりアメリカへフィリッピンを割讓せしめたのであります。

(註) J. H. Robinson and C. A. Beard, *ibid.*, BK. VI, XXV, IV, pp. 64, 465.

(2) 獨立問題に關する真意と實狀 斯くて、その後アメリカは同島を自國の屬領として支配して來ましたが、曩の世界大戰後に於ける自由主義經濟自體の行きつまりから、諸國をして勢、統制經濟への轉向を餘儀なくせしめたその大勢は、おのづから、アメリカ對フィリッピンの經濟的關係にも重大な影響を及ぼし、殊にアメリカ側としては同島に對する自由貿易制度の適用、移民の入國に對する制規の寛大なことなどを以て、本國の農業者乃至勞働者らを不利に陥らしむるのであると云ふ見地から、遂に同島を獨立せしめることになりましたの

が、いはゆるタイディングス・マクダッフイ法 (Tydings-McDuffie Act) があります。即ち同法に依つて同島は一九三五年(昭和十年)十一月から十年を限り、フィリッピン共和國 (Commonwealth of the Philippines) として獨立せしめられることになりましたが、もつとも、フィリッピン共和國としての國防及外交に關する權限は、アメリカ自身がこれを把握して行くことになつて居りましたから、獨立とは云ふものゝ、アメリカ側の高度の保護下に制約せられて、わづかにその存立を保つに過ぎないと云ふ譯であります。されば、フィリッピン側としてはアメリカに對する經濟的利益を犠牲にして、徒に獨立の美名を購ふに異ならないと云ふやうな譯であります。然も又アメリカ側がそのいはゆる獨立を與へざるを得なくなりましたのは、單に本國の大衆生活にとつての不利と云ふやうな主觀的な事情からだけでなく、元來、同島の領有乃至支配そのことが、經濟的・國防的諸狀勢の本然の動向に即しないと云ふ不自然な關係に基くものでありまして、つまりアメリカとしては、今やその不自然關係の破綻を暴露せずには居られなくなつた所以を、獨立附與の美名に依つて修飾したに外ならないものと評しても宜いのであります。

### 三、支那に對する列強の侵略

歐米諸國の東洋方面に對する侵略の經緯を主要な國別に概観しますと、大略、以上に述べたやうな次第であります。この外に向ほ、嘗に東亞共榮圏としてだけでなく、世界的に極めて重要な意義を有するものは、支那に

對する列強の侵略であります。もつとも支那に對する侵略は、以上に述べましたやうな主として領土の獲得に依る植民地の建設を目的とするものとは、おのづから、その性格や態様を異にして居るのであります。假に上述の侵略を以て、いはゆる植民闘争の實景描寫と評し得るものとしますれば、支那に對する侵略は利權獲得競争の鳥瞰圖にでも擬へらるべきであります。

#### (一) 前世紀後半以前に於ける歐米諸國との紛争

(1) マカオ及廣東の租借事情 前に述べましたやうに、支那に對して最初に商權を確立したものはホルトガル人でありまして、それは十六世紀の前半時代のことでありました。このホルトガル人と支那官憲との交渉がどのやうな姿勢に於て行はれたかは明かではありませんが、ヨーロッパ人にして海路に依つて支那へ渡來したものは、これが始めて(註一)でありましたし、又ホルトガル人としても狀勢不案内であつた等の關係上、この場合に於ける交渉や、後にマカオを租借した經緯などは比較的穩和に纏つたものゝやうであります。現にこれに就いては支那側の記録(註二)を見ましても、ホルトガル側が租借料を拂つたことなどが誌されて居るのであります。

(註一) 支那に對するヨーロッパ人の接觸は、古代から陸路傳ひに多少は實現せられて居たやうであります。彼のマ

ルコ・ポロの如きは十三世紀の末葉に當時の元の國を訪れ、その旅行記を公にして居ることは周知の話であります。

そして同旅行記の中に元寇——(弘安四年(西曆一二八一年))——のことなども記述せられて居りまして、それがヨーロッパ人の間に日本を紹介する大きな動機となつたことは疑ひないものゝやうであります。兎に角、歐・支人の來往は西

紀前から行はれて居たものやうですが、但し『紀元前五世紀から紀元後十五世紀に至る迄の約二千年間に於ては、ヨーロッパと支那とは尙ほ、相互に思想の交流を排撃するやうな状況にあつたが爲めに、眞實に通商の目的を以て相訪れ又相會すると云ふ段階に迄は達しなかつた。一六〇一年にゼスイット教徒が北京に到達して、教化的影響だけでなく、貿易も共にその進路を見出すやうになつたときから、近世に入つたものと云つて宜い。』(・)と云ふ風にも觀られて居るのであります。何れにしても、當時の状況を推察しますと、ホルトガル人の支那に對する貿易は、最初は、勿論僅少な程度に止まつて居たであらうと思はれます。『彼れらは最初は西洋から舶載して來た商品と支那の茶及生絲とを交易して居た』(\*)とも傳へられて居ります。

(・) E. R. Hughes, *The Invasion of China by the Western World*, Chap. 1, p-3

(\*) Robinson and Beard, *Ibid.*, Chap. XXIV, p-137.

(註II) ホルトガル人が最初に支那に渡來して通商を開始した當時の事情に關しては、左の如く誌されて居ります。

『明正徳年初、至<sub>二</sub>中國舟山海波泉州<sub>一</sub>、隆慶初、至<sub>二</sub>廣東香山縣濠鏡<sub>一</sub>、請<sub>二</sub>隙地<sub>一</sub>、建<sub>二</sub>屋<sub>一</sub>、歲納<sub>二</sub>租銀五百兩<sub>一</sub>、實爲<sub>二</sub>歐羅巴通市粵東之始<sub>一</sub>』(\*)

(\*) 清史稿、邦交志、五之八、葡萄牙、八丁。

斯やうな状況の中に、前に述べましたやうに、東洋方面に對する通商は最初は殆どホルトガル人の獨占に委せられて居たかの感がありました。十七世紀の前半時代からオランダ及イギリス兩國人の東洋方面への進出が漸く盛になりまして、この兩國人の支那に對する開港・互市の要求は年を逐つて強化せられて來ました。しかし、

元來、支那側では官民ともに西洋人を嫌忌し、又は未開・劣等の民族として、出來るだけこれを排斥しやうとして居りましたが爲めに、最初、ホルトガル人に對して互市を許したのは餘儀なきものとして、他のヨーロッパ人に對しては總べてこれを拒否して來たのであります。この支那側の態度に鑑みて、オランダ及イギリス二國の商人は相互に支持し合ひつゝ、廣東に集結し、一六五五年(明曆元年)中、清朝に對して改めて交渉を試み、同地を唯一の國際港として互市を許さんことを強要し、遂にその實現を見ることを得たのであります。

斯くてヨーロッパ人の支那に對する通商は、マカオ及廣東の二港に於て繼續せられ、その後、十九世紀の前半時代に至る百數十年間は比較的平穩に推移して來たものやうであります。然も十八世紀の末葉から十九世紀の初葉に互つてヨーロッパを風靡した産業革命は、おのづからヨーロッパ諸國の經濟状態を根本的に一新せしむるの動機となり、彼れらの東洋方面に對する貿易の如きも、おのづから、その態様に變化を生ずると共に、又著しく活潑に展開せられて來たのであります。

(2) 阿片戰爭とアメリカ及フランスの開港強要 もつとも、この時代にあつては、前に述べましたやうに、ヨーロッパ諸國の中でも、海國として優先して居りましたスペイン及ホルトガルの二大強國は夙に衰退に傾き、又オランダはイギリスの壓迫を蒙つて、その主たる勢力圏として居りました東印度諸島を固守するに過ぎないと云ふやうな状態にありました關係上、支那に對する貿易の如きは、おのづからイギリスをして獨歩的に優越的立場をとらしめるやうな對勢を招徠したのであります。

ところが、この當時イギリス商人が支那に賣り込んで居りました商品の中でも、特に彼れらが最も利益の大なるものとして重きを置いて居たのは阿片でありまして、逐年その輸入が増加して行くやうな傾向にありました。然もそれは支那側からすれば、國民一般の風習上、看過すべからざる重大問題でありますから、同國政府はイギリス側に對して、その賣り込みを禁止しやうとしましたのに對し、イギリス側としては、それが爲めに多大の利益を失ふべきを慮れてこれを應諾せず、北京に於て相互に強硬な交渉を重ねましたが、イギリス側が飽く迄も譲歩しないものですから、支那政府は一八三九年（天保十年）に至り、官權を以て遂にイギリス商人の持ち込んだ數千箱の阿片を押收し、且つ爾後、一切阿片の輸入を禁止する旨の布告を發したのであります。そこで、イギリス政府はその不當を理由として兵力に訴へることに成り、翌一八四〇年（天保十一年）支那との間に干戈を交へたのが、いはゆる阿片戦争であります。然もイギリス側はこの非道なる戦争に依つて支那側を屈服せしめ、南京條約を締結して香港をイギリスに割讓せしめ、且つイギリス人に對して厦門・福州・寧波及上海を、廣東と同様の條件の下に開港せしめることになつたのであります。

然るに支那のこの重大なる屈讓は、豫て同國に對し虎視眈々として爪牙を磨いて居た歐米諸國に對し、さながら乗すべきの機會を供したやうなものであります。即ちこの事件を奇貨として先づ起ち上がったのはアメリカでありまして、一八四四年（弘化元年）に支那政府に迫り、イギリスと同等の利權に均霑することになつたのであります。然もイギリス及アメリカの二國が斯く重大な利權を獲得したのに鑑みて、當時のフランス皇帝ナポレオ

ン三世は支那に對し、より以上の利權を要求して激越な交渉を重ねましたが、支那側の拒絶するところとなりましたので、遂にイギリスの支持を得て支那に挑戦し、一八五八年（安政五年）中、支那側を壓迫して、右の二國と同様の利權の外に、天津の開港をも贏ち得たのであります。

(3) ロシアのシベリア南下政策　これより先、一方、ロシアは、前に述べましたやうに十九世紀の初葉、その日本に對する進出策を一應中止したやうな態度をとつて居りましたが、同國はこの邊で、いはゆる東進政策の方向を轉換し、十九世紀の中葉にムラヴィエフ (Karski Nikolai Muraviev) が東部シベリア總督に任せられて以來、漸くそのシベリア南下政策を活潑に實現して來たのであります。即ち彼れは先づウスリー河の沿岸から朝鮮國境附近に迄侵略の歩を進めた上、みづから探險隊を率ひて黒龍江沿岸一帯を踏査し、遂にニコライエフスク (Nikolayevsk) 及樺太を占領しました。然もこのいはゆる南下政策は必然に支那との衝突を惹起せずには居なかつたのであります。清國政府との間に激烈な紛争を重ねた揚句、結局、支那側を讓歩せしめて、一八五七年（安政四年）に璦琿 (Aigun) 條約を締結し、斯くてロシアはアイゴンより黒龍江の河口に至る左岸一帯を領有したのであります。

さうした折しも、同國は、たま／＼一八五八年（安政五年）中、前に述べましたやうに、支那がフランスの挑戦を蒙つて窮境に陥つたのを奇貨とし、兩交戰國間に仲裁の勞を執つた上、その報酬として北京條約を結び、ウスリー河及興凱湖 (Hanka) を以て露清の國境と定め、且つ圖們江口に至る迄をロシア領とすることになり、斯く

て同國は太平洋岸一帯の地域に互り、その版圖を南に擴張して遂に朝鮮と接壤するに至つたのであります。そして一八七三年（明治六年）ウラジオストックに軍港を築造し、日本海を距て、我國に砲門を向けるやうになりましたことは、今尙ほ史上に新たなるところであります。

この一八七三年は我國では、かの征韓論事件が起つた年の前年に當ります。斯くロシアのいはゆるシベリア南下政策が朝鮮と接壤する途に伸展して來たことは、曾に韓國を歐亞間の葛藤に引入るゝの所以であつたばかりでなく、勢、ロシアと支那との關係を頗る緊迫せしむるの動機と成つたことは云ふ迄もありません。もつとも、これに先立つて、ヨーロッパでは一八七〇―七一年（明治三・四年）に互る普佛戰爭の結果、フランスの敗退・ドイツ帝國の勃興と云ふ新局面が展開せられ、それに伴つて、おのづから諸國間の國際的對勢にも少からざる影響を及ぼし、列強をして外交・國防上、この新狀勢に即應すべき對策を急務とせしめるやうになりました關係から、彼れらの支那に對する侵略行動は、前述の露清北京條約の締結を以て一段落をつけたかの觀を呈し、その後にあつては、支那と歐米諸國との間には特に重大な國際事件と認められる程のものはなく、一應、小康狀態を維持したまふ、日清戰爭の講和問題に及んだのであります。

### (二) 國際的葛藤の擴大

(1) 日支關係の展開（臺灣征蕃事件と琉球所屬問題） ところが、丁度その頃から支那としての國際的動向は劃期的にその局面が振り替つて來まして、同國は従前、比較的平穩の關係を持續して來ました我國との間に、臺

灣・琉球・朝鮮などに關する諸問題を挾んで、漸く事端を醸して來たのであります。支那としての立場からすれば、歐米諸國の窺竄がますます繁くして、對外的形勢穩かならざるところへ、臥榻の側、又必ずしも安んずべからずと云ふやうな譯であります。

我國の明治新政府が成立して以來、我國と支那との間に公式の國際關係が實現せられたのは、明治三年（一八七〇年）七月に締結せられた日清修好條約に始まると云つて宜いでせう。しかし、斯く彼我の間に修好・通商の關係が開始せられたとは云ひましても、兩國間の關係は必ずしも安定を維持し得た譯ではなく、そこには寧ろ重大な國際的紛争の禍根が孕まれて居たのであります。即ち明治七年（一八七四年）に起りました我國の臺灣征蕃事件に次いで、同十二年（一八七九年）から同十四年（一八八一年）に互り、琉球藩の所屬問題に關して兩國間に紛糾を重ねましたが、もつとも、これらの諸事件に關しては、同國が大よそ我國の要求を容れましたので、何れも局地的問題としての態様に於て、比較的簡單に解決を見たのであります。

然るに、當時、同國の我國に對する利害關係は、寧ろ朝鮮に於て葛藤を避けられないやうな狀勢に向ひ、然もそれは必然に、我國の大陸進出政策と干格を惹起せずには居ないやうな立場をとつて居たのであります。さうした狀勢の趨くところ、おのづから韓國をして國際的紛争の渦中に投ぜしめるやうな行きがよりとなり、遂に明治十五年（一八八二年）には『壬午の變』——（いはゆる閔妃事件）——の如きを勃發せしめたのであります。それ以來、同國の我國に對する關係は著しく惡化して來たのであります。



(2) 日清戦争と三國干渉 斯くて兩國は韓國の獨立問題を挾んで正面衝突を演じ、遂に明治二十七年・八年(一八九四―九五年)の日清戦争となりまして、同國は敗戦の結果、韓國の獨立を承認すると共に、我國に對して臺灣を讓渡し、償金二億三千万テールを支拂ふ等の條件を以て和を結んだのでありますが、然もこの日清戦争に於ける支那の敗戦は、單に支那の敗戦を結果したと云ふだけでなく、その敗戦が動機となつて歐米諸國の支那に對する侵略を頗る助長し、遂に同國をして半植民地化せしむるの端緒となつたのでありまして、その意味からすれば、日清戦争は實に東亞問題をして世界歴史の大勢を支配せしむべき導火線たらしめたものと評しても宜からうと思ひます。そして、この十九世紀から二十世紀に互つて發展して來た東亞問題の新局面は先づ、いはゆる遼東附三國干渉問題を以て序幕が開かれたのであります。

日清戦争の結果は、歐米諸國民にとつては餘りにも豫想外であつたものゝやうであります。そして彼れらとしては始めて日本の存在を見直すと共に、その東洋方面に對する發展政策上に、是非とも日本の立場を顧慮せざるを得なくなつたのであります。それよりも一層彼れらの注意を喚起したことは、老大國支那の國力が餘りに薄弱であると云ふ點でありまして、それは又、當然に彼れらをして支那侵略の野望を逞うせしむるの機縁とならずには居なかつたのであります。即ち曩の阿片戦争以來、イギリス、フランス及ロシアの三國はそれ〴〵に、支那に對して非道の侵略行動に出でたと云ひましても、尙ほ彼れらとしての一抔の不安は、或はこの老大國が『眠れる獅子』ではないかと云ふことでありまして、前に述べましたやうに、その後には於ける歐米諸國と支那との關

係が、一應、小康状態に入つたかの觀を呈したのも、一つは、支那の國力に對するさうした過當の評價が、彼れらをして、より強壓的な對支方針を差控へしめたのに因るものゝやうでありました。

ところが、日清戦争の結果、意外にも、この老大國は『眠れる獅子』ではなくて『病める豚』であるといふ實狀が明かになりましたばかりでなく、然もその膏血を吸ふには誂へ向の巨體であり、歐米諸國にとつては、さながら虎狼の慾を充たすべき好餌を與へられたやうなものであります。されば、その中でも、豫て東洋への進出の機會を最も緊切に覘つて居たロシア皇帝ニコラス二世(Nicholas II)は、日清講話條約の締結を目して好機逸すべからずと爲し、ドイツ及フランス二國を誘つて我國に對し、既に清國との間に決定して居りました下關係條約に就いていはゆる三國干渉を試み、遂に我國をして『遼東還附』を餘儀なくせしめたのであります。ところが、ロシア側の眞意とするところは、我國をして遼東半島の領有を中止せしめると云ふだけではなく、實はロシアみづから遼東は勿論、滿洲全體をその支配下に收めやうとする遠大な野望達成の準備工作に外ならなかつたのであります。結果から觀れば、ドイツ及フランスの二國は寧ろロシアの野望を達せしむる爲めに、言はず助演の役割を勤めたに過ぎなかつたものゝやうであります。

(3) ロシアの滿洲侵略とドイツの膠州灣租借 斯くて、いはゆる三國干渉に成功したロシアは、先づ、明治二十九年(一八九六年)五月五日に、日本がいはゆる遼東還附を約したのを待つて、清國が日本へ支拂ふべき償金財源として外債を起さうとするに際し、同國に對していはゆる恩を售る爲めに、みづから無擔保にてその元利

拂を保證し、清國政府の歡心を購つた上、この年に舉行したニコラス二世の戴冠式に直隸總督——(首相の地位に相當す)——李鴻章を首都に招待したのであります。然もこの招待こそは、實はロシアが年來の野望を達成せんが爲めの魂膽に出でた奸策でありまして、それは、彼れが清國駐察ロシア公使カシニー (Compte Cassini) との間で諒解を遂げて居た密約を締結せんが爲め、事實上、彼れを威迫するに異ならないやうな環境に誘致した上で、いはゆるカシニー條約に調印を餘儀なくせしめたのであります。

この條約に依つて、清國はロシアがシベリヤ鐵道を清國の國境内に延長することを承諾すると共に、斯く清國の版圖内に延長した鐵道の停車場にして、ロシアが必要ありと認められたものには軍隊の駐屯を許すこと、黒龍江・吉林省及長白山に於て、清國の礦物採取禁止に關する法令に拘らず、清・露兩國人に限り、何れの礦物をも採取し得るの權利を認めること、ロシアの東洋及太平洋艦隊の行動を容易ならしめる爲め、一朝軍事が起つた場合には、清國は一時山東省膠州灣をロシアに貸與すること、ロシアが旅順口及大連並にその附屬地に適當なる防備を施し且つ陸海軍を集中するを許すこと等、幾多の重大な權益を供與することになつた(註)のであります。斯くてロシアは同年十一月から東清鐵道の敷設を開始し、それ以來、滿洲は事實上、清・露兩國の共有的領域たるかの觀を呈して來たのであります。

(註) この密約の内容は North-China-Herald, Oct. 30, 1896 に掲載せられたものを、アンリ・コルデイエーが自著(;)にそのまま轉載したものでさうであります。

(;) 佛國コルヂエー著(南滿洲鐵道株式會社調査課譯)『支那外交史』(一八八八年——一九〇二年)第十九章。

一方、ロシアの爲めに、さながら傀儡の役割を演ぜしめられたドイツは、前に述べました普佛戰爭の結果、ドイツ帝國の統一を實現しましたが、何分にも同國は、他のヨーロッパ諸國が夙に數十・百年も前から、いはゆる海外發展に幾多の收穫を擧げて來たにも拘らず、自國としては國內が久しく各邦割據の分裂状態を持續して、對外的活動に著しく後れをとつて居りましたことゝて、ドイツ帝國の統一後、さうした不利の立場を打開しやうとして、遅れ馳せながらも植民地の獲得又は新版圖の領有を目的とする侵略政策に乗り出して來たのであります。従つて日本に對する三國干渉の如きも、何らか、これに依つて支那乃至東洋方面に進出すべき好機又は據點を確保しやうとする多分の期待を繋げて居たものゝやうでありますが、その三國干渉が徒にロシアをして野望の達成を恣にせしむるの結果に終つたものですから、ドイツとしては、言はず、自國の分け前は、みづからこれを求めて取らなければならぬと云ふ行きがりの下に、苟にその機會の來たるのを覘つて居たのであります。

さうした折から、たゞ一八九七年(明治三十年)中、山東省に於て二名のドイツ人宣教師が暗殺せられたと云ふ事件が起りました。これはドイツとしては寧ろ謎への口實を得たやうなものでありまして、同國としては支那に對する問責の爲めと云ふ理由の下に、猶豫なく同地に艦隊を派遣して、同年十一月十四日に膠州灣を占領し、賠償の意味を以て、翌一八九八年(明治三十一年)三月六日、同灣の租借に關する條約を締結し、築港・鐵道敷設・鑛山開發などの諸事業を起して、幾程もなく、青島を中心とする山東の一角に近世式植民地を建設した

のであります。

斯かるドイツの膠州灣租借に依る山東寇略の成功を見たロシアは、いはゆる臍を得て蜀を望むの譬に洩れず、更に清國に迫つて、清國がドイツに對し膠州灣の租借權を與へたのと均霑を保たんとを要求し、同月二十七日に、二十五箇年の期限を以て旅順口及大連並にその附屬地一帯、即ち關東州の租借に關する條約を締結し、斯くて事實上、同地をロシアの領有とすることになつたのであります。

(4) イギリスの威海衛及フランスの廣州灣租借 これより先、三國干涉乃至その後に於ける當該三國、殊にロシア及ドイツのいはゆる東方政策に關して、竊に深甚の注意を拂つて居りましたイギリスは、さなくとも、曩に奪取した香港の外に、やはり北支那の何れか適當な地に、豫て自國の軍事的活動據點を設定するの必要を認めて居りました折柄、たま／＼膠州灣及いはゆる旅・大租借のことがあつたのを機として、この狀勢に鑑みたる清國政府は同年四月二日、『英國に威海衛を租與しても宜い』(註一)と云ふ意味の通牒を發したのであります。斯くてイギリスは同地に艦隊を派遣し、いはゆる旅・大租借と同様の條件を以て、同年七月一日に威海衛租借に關する條約を締結して、こゝに同國の軍港を開設したのであります。この威海衛租借に關する英・清兩國政府それ／＼の眞意が、果して何れにあつたかは必ずしも付度の限りではありませんが、同港は旅順口・大連と膠州灣との中間に介在して居る關係上、イギリスとしては、これに依つてロシア及ドイツ二國の北支方面に於ける各租借地の中間に割り込み、この方面に於けるこれら二國の活動を、出来るだけ掣肘しやうとの意圖に出でたものゝや

うでありますし、又清國側としては同國一流のいはゆる以夷制夷方針に基き、寧ろイギリスをしてロシア及ドイツ二國の對支侵略策を多少とも牽制せしめやうと期待して居たものと察せられるのであります。一方、『イギリスはこの威海衛占領に關しては、日本としても亦、日本自身の爲めに好都合であると觀て居ると思つて居た。』(註二)と云ふことでありますが、何れにしても、この場合に於けるイギリスの立場は、さながら漁夫の利を占めたやうなものであつたのに對して、他方、支那としては、いよ／＼自國の無力さを暴露した以外の何ものでもなかつたのであります。

(註一) コルヂエー、前掲。

(註二) Robinson and Beard, *ibid.*, Chap. XXIV, p. 447.

尙ほイギリスはこの威海衛租借と前後して、同年六月九日香港の對岸九龍をも包括・支配下に置くべき條約を締結したのであります。

斯くロシア、ドイツ及イギリスの三國がそれ／＼に、支那に對する侵略に成功したのを見て、フランスも亦決して手を束ねては居りませんでした。即ち同國としても、何らかその分け前に預らんことを欲求し、同様に清國政府に強要して、同年四月十一日に廣州灣の租借に關する條約を締結したのであります。何分にも清國政府としては日清戰爭後、ヨーロッパ諸國に對して、殆ど理非を問ふの道もない程に、屈讓に屈讓を重ねて來た揚句のことです。従つて、このフランス側の要求に對しても、到底これに反抗するの氣力もなく、さながら無抵抗主

義の態度に於て相手方の要求を承認せざるを得なかつたと云ふやうな無能振りでありました。

(5) 團匪事件とロシアの滿洲占領　斯やうな経過に於て、ロシア、ドイツ、イギリス及フランスの四國は多年の宿望たる東亞進出の爲めに支那に於ける根據地の争奪を演じ、然も支那としては、それらのヨーロッパ諸國をして非道の侵略を爲すがまゝに委せざるを得ないと云ふやうな窮狀に陥つて來ましたことゝて、これを動機として國內は頗る動搖の兆候を呈すると共に、外國からはいよ／＼利權争奪の對象とせられて、遂に國際的葛藤の巷となり、やがて、同國今日の崩壞状態を招徠すべき運命的な端緒を作つたのであります。

さうした意味に於ての支那の崩壞時代を劃した序幕とも認められますのは、一九〇〇年(明治三十三年)七・八兩月に互つて猖獗を極めたいはゆる團匪事件であります。これは以上に述べて來ましたやうなヨーロッパ諸國の支那に對する侵略が動機となつて、痛く支那國民の排外思想を高調せしめ、さうした不穩の人氣が特にヨーロッパ諸國民に對する敵愾心と化して爆發し、遂に山東省内に於ける義和團なる暴徒の蜂起を見るに至つたのであります。彼れらは「興清滅洋」を旗印として、外國人の宣教師を虐殺し、教會堂を焼き拂ひ、鐵道を破壊するなどの暴虐を逞うしつゝ、漸くその勢力を増大して來ましたが、然も、たま／＼同國では、その前年九月中に政變が起り、皇帝を隱退せしめた上、反動派の國權恢復方針を支持する西太后の下にはゆる垂簾政治が行はれて居りまして、同國政府としては寧ろ團匪を隠に援助し、その「滅洋」を使喚するやうな態度に出でましたが爲めに、團匪の暴虐は一層増長して來たのであります。そこで、世界の十一箇國——(日本も參加)——が共同出兵してこれ

が討伐を遂げ、清國側は關係諸國に償金を支拂ふことゝなつて事件は一應落着いたのであります。

しかしながら、この團匪事件に因つて、清國政府は自國內の治安をすらも維持することを得ないと云ふ無力振りを明からさまに暴露しましたので、列強は清國をして斯やうな不祥事を再發せしめない爲めの保障と云ふ意味に於て、各國から軍隊を北京に駐派することになり、斯くて同國としては自國の内治に關して迄も列強からの干渉を蒙らざるを得なくなつたのであります。然も列強中、この狀勢に鑑みて更に野望を遂げやうと、早くも暗躍を開始したのはロシアでありました。即ち支那の同事件に因る内外局面の混亂中を奇貨として、無斷で滿洲の諸要地に軍隊を配し、實力を以てその占領を確保しやうとする強硬な侵略方針を、ます／＼露骨に増進して來まして、旅順・大連を含む一帯の地をロシア領關東省と改稱すると共に、新たに總督を置いてこれが統治に當らしめ、そして團匪事件の翌一九〇一年(明治三十四年)十一月には、前に述べました東清鐵道全線の敷設を了したのであります。

(6) 日露戦争と共和革命　ところが、同國の滿洲に對する斯やうな軍事的侵略行動は、これを日本の立場からすれば、嘗に日本自身の大陸へ進出すべき途を閉塞せらるゝの所以であるのは勿論、寧ろ日本自身としての存立上に一大脅威とならずには居ない譯でありますから、日本としてはロシアに對して、その後、頻に同國の滿洲撤兵を要求したのであります。然るにロシア側は言を左右にしてこれに應じないばかりか、却つてます／＼その軍備を充實して來ましたので、日本としては結局、兵力に訴へても自衛の策を採らなければならぬ

て、遂に日露戦争となつたのであります。

扱て、日露戦争が日本の大勝に歸し、ロシアの勢力が滿洲から一掃せられたことは、勿論東亞に於ける諸國間の對勢上に重大な異變を生ぜしむるところとなつたのであります。然も、それは又、おのづから他のヨーロッパ乃至アメリカ諸國に對しても、彼れらの支那に對する侵略の野望をそれとなく挫折せしめるやうな副産物的結果をも伴ひまして、その後、支那と彼れら諸國との國際的關係は一時、小康状態に入ると共に、日支兩國間の國交も比較的友好を維持して、そのまゝ我國の明治末年に及んだのであります。ところが、この間、支那に於ては清朝の勢力は年を遂つて衰退に傾き、豫て廣東乃至南方要地に集結して居りました共和主義者の一派は、遂に一九一一年（明治四十四年）十月、武昌及漢口に於て清朝顛覆の兵を擧げたのであります。これがいはゆる武漢革命であります。そして翌一九一二年（明治四十五年）二月に至り、遂に清帝の退位を餘儀なくせしめ、袁世凱大統領の下に中華民國が成立したのであります。

#### 四、經濟的利權の爭奪

ところが、丁度、この日露戦争から民國政府成立の頃に互つて列強の支那に對する侵略の傾向にも一つの著しい變化が現れて來ました。即ち従前の侵略は殆ど何れもが領土の獲得・兵備の常置と云ふやうな政治上又は軍事上の目的に重きを置かれて居たかの感がありました。日露戦争後から列強の對支活動は寧ろ經濟的進出に主力を拂ふやうになりまして、それも單に輸出貿易の増進とか海運事業の發展とかに關するところだけでなく、投資に依つて、より重大な利權を獲得しやうとする遠大な企圖が漸く盛になつて來たのであります。又、従前、支那に對するさうした政治的・軍事的侵略は、主としてヨーロッパ諸國の活躍に依るものでありましたが、この頃からの對支經濟的進出にはアメリカが加はつて來ましたばかりでなく、往々そのアメリカが主役的立場を取るやうにすらなつて來たのであります。

##### (一) アメリカの滿洲鐵道買収及中立策動の失敗

アメリカの支那に對する經濟的侵略の意圖は、夙に日露戦争中から、寧ろ同戦争を奇貨として、みづから、これに乗じつゝ、同國としての年來の宿望を達成しやうと云ふ方針の下に、先づ日露兩國の講和問題に關し、當時のルーズヴェルト (Theodore Roosevelt) 大統領自身これが調停の勞を執ることに依つて、實現の第一歩を踏み出したのであります。即ちこの調停こそは一方、ロシアの滿洲に對する再進出の企圖を牽制すると共に、他方、日本の同地に於ける經濟的發展を阻止し、然もみづから、これに代つて支那への進出を圖らうとする目論見に基づくものであります。それが爲めに、同國は日露兩國が未だ干戈を戢めないうちから、無遠慮にも、支那の門戸開放・機會均等を標榜し、日露講和條約の成立をも待たずして、當時アメリカの鐵道王と呼ばれましたハリマン (Edward Henry Harriman) を我國に派遣し、南滿洲鐵道を事實上、同國の資本を以て買収せしめやうと畫策し、彼れは明治三十八年八月末、我國を訪れて朝野の要路と折衝した上、同鐵道を日米合辦の下に共營しやうと

云ふ覺書をも交換したのであります。しかし、これは云ふ迄もなく滿洲内にアメリカの資本を導入することに依つて、徒に同地を國際的經濟葛藤の渦中に混亂せしめ、又は利權爭奪の對象たらしめるばかりでなく、我國としての立場からすれば、日露戰爭に依つて贏ち得たその特殊權益を抛棄するに異ならない所以でありますから、結局我國側としてはこの交渉を打切つて、同鐵道は我國獨自でこれを經營することになつたのであります。

しかし、斯くて、このいはゆる滿鐵買収計畫に失敗したアメリカは、尙ほも、何とかして日本の勢力が滿洲に進展して行くのを阻止し、然も、みづから、この地に侵入しやうとの野望を果さうとして、引續きその機會を窺つて居りました。そして次のタフト (William Howard Taft) 大統領の下にノックス國務長官の名に於て、明治四十二年 (一九〇九年) 十月から十二月に亘り、日本、ロシア、イギリス、ドイツ及フランスの五國に對して、いはゆる滿洲鐵道中立案を提議したのであります。この案はアメリカ及右の五國が共同出資に依つて支那政府に資金を貸付け、支那政府をして滿洲鐵道を日本から買収せしめた上、同鐵道を出資諸國の共同管理下に運營しやうと云ふ骨子に成つて居たのであります。日本及ロシアは勿論、イギリスとしても亦同案が徒にアメリカのアジアに對する經濟的發展を助成する以外の何ものでもない所以を看破して、これに應じませんでしたし、それにフランスがイギリスと歩調を合せましたので、結局この提議はわづかにドイツ一國の支持を得ただけで遂に失敗に終つたのであります。

### (二) 對支借款

(一) 舊四國借款團の成立事情　しかしながら、この當時から歐米諸國の支那に對する投資は、さながら競争的狀勢に於て増進せられ、殊にそれらの投資は獨り支那の中央政府を相手とする國家的借款だけでなく、地方的政權や軍閥に對する政治的援助の貸付の外、いはゆる事業投資も漸く盛になつて來たのであります。もつとも同國としては、そのやうに國內が混亂状態に陥つて居りましたこととて、それらの國際投資が何程に上つたであらうかは、到底明かにすることは出来ませんが、然も、これは、一つは諸國の政府も資本家も、出来るだけ各自國側に有利な利權を壟斷しやうとして、寧ろ投資そのことを秘密に附するやうな傾向にあつたのにも由るものであります。殊にさうした傾向が更に諸國をして利權漁りにます／＼暗躍せしめ、相互に投資競争を一層激化せしめずには置かなかつたのであります。

ところが、そのやうな傾向は勢、支那をして漁夫の利を得しむるの所以となるだけではありませんから、この點に鑑みて列強間に對支投資に關し、協調的方針を採らうとする氣運が漸く擡頭して來たのであります。その動機となつたのは、たゞ明治四十一年・二年の交に粵漢鐵道——(廣東——漢口間)——に關して惹起せられた國際的投資競争がそれでありませぬ。これは同鐵道が従前、アメリカ人に依つて經營せられて居たのを、清國政府が買収して官營しやうとしたことを知つたイギリスの資本團が、好機逸すべからずとして清國政府に對し、その所要資金の貸付方を申し出たのに始まるのであります。然るに、當時、やはり支那に對する恰好の投資口を求めて頻に策動を進めて居たドイツの資本團は、イギリス側に對抗して同鐵道に關する借款を獨占しやうとし、勢、兩

國資本團の間に競争を惹起したのでありますが、斯くては徒に債務者たる清國政府を利せしめるに過ぎない譯でありますから、兩國資本團は相互に妥協した上、共同してこの借款に應ずることになつたのであります。ところが、そこへフランスの資本團も加入することになりましたので、さうなると曩に一旦、同鐵道を手離さうとしたアメリカの資本團も、そのまゝ引きさがる譯には行かないと云ふので、再轉して共同投資團に参加し、斯くて、この一鐵道の爲めに、イギリス、ドイツ、フランス及アメリカの四國資本團が共同投資をすることになつたのであります。それが爲めに組織せられた對支投資團はいはゆる舊四國借款團であります。

然るに、斯うなつて來ますと、對支投資活動としては單に一粵漢鐵道の如きに止まらず、寧ろ清國政府の財政援助の爲めに相當纏まつた借款に應ずべきであらうと云ふ説が有力になり、遂に一九一一年（明治四十四年）四月十五日に、清國政府の『幣制改革及統一並に東三省に於ける諸種の企業發達を圖るの目的』を以て、いはゆる幣制借款英貨一千萬ポンドの借款契約に正式調印を了したのであります。ところが、斯やうな列國共同の對支借款は、これを日本及ロシア二國の立場からすれば、明かにその特殊的立場を蹂躪せらるゝの所以に外ならないのでありますから、兩國政府はそれ／＼に清國政府及四國借款團に對して抗議を提起し、多角的な一大紛争を惹起して、それが爲めに同借款交渉は一頓挫を來たし、結局、中止の外なき破局に陥つたのであります。

(2) 六國借款團の成立といはゆる西原借款 さうした折しも、たま／＼同國では、前に述べましたやうに革命が勃發しましたので、凡そ同國に對する借款のことは一時、中絶の外なき形勢に轉じて來ましたが、兎に角成立したのであります。その革命騒ぎも一段落をつけて共和政府の成立を見ましたので、改めて列國の對支投資には右四國の外に、日本及ロシア二國の資本團をも加入せしめることになつて、翌一九一二年（明治四十五年）三月中、新に六國借款團が成立したのであります。

斯やうな経緯の下に成立した六國借款團は差し當り、その幣制借款中の一部を前貸しましたが、たま／＼翌一九一三年（大正二年）春に至つて、アメリカが突然、借款團から脱退しました（註一）ので、同借款團は五國借款團となりまして、その年四月に改めて『善後借款』（註二）英貨二千五百萬ポンドを引受けることになり、關係五國資本團が各五百萬ポンドづゝを分擔して、漸くその實現を見たのであります。然るに、その翌一九一四年（大正三年）八月に世界大戰が勃發して、借款團としては當然にドイツを除外することになりましたので、五國借款團は更に四國借款團となりましたが、然もイギリス、フランス及ロシアの三國は最早、海外投資はおろか、却つて戰費調達のため、アメリカ及我國で公債を發行しなければならぬやうな立場に陥りましたし、更にロシアが一九一七年（大正六年）十月から十一月に互つて革命を起し、借款團から落伍しましたので、最初の六國借款團は日本、イギリス及フランスの三國借款團に縮少してしまひました。しかし、それとても、イギリス及フランスの二國は單にその名目を止めるに過ぎなくなりましたので、實際上、對支投資は日本の獨壇場となりまして、我國では大正七年（一九一八年）九月中、前述のいはゆる西原借款を實行したと云ふ次第であります。

(註一) アメリカがこゝで借款團から脱退したことに就いては、たま／＼當時、同國では大統領が交迭して民主黨の政

府となりました關係上、これを機として、同國政府は對支借款が支那の内政に干渉するの所以であると斷じ、それは民主黨としての主義に反するものと認めると云ふ理由を標榜したのでありますが、實際には、當時のアメリカは資本主義上昇期を躍進し、諸産業は勃興氣運に乗じて居りまして、然も一般に金利が比較的が高く、資本家は國內に幾多の有利な投資口をもつて居りました關係上、對外投資などは寧ろこれを欲しなかつたのに因るものゝやうであります。尙ほ對支借款團の成立に關する國際的交渉の経緯に關しては左記參照。

伊集院彦吉、『五國借款の由來及現狀』（東京銀行集會所、『銀行通信録』第五十六卷、第三百三十七號）

（註二）善後借款と云ひますのは、清朝が仆れて共和政府が成立しましたけれども、その時局を收拾するに必要な善後策の爲めに、相當巨額の經費を要するので、これが財源を調達する爲めに借款を起すと云ふ意味で、斯く名付けられたものであります。但し實際には殆どそれが袁世凱大統領自身の政費に供せられたであらうことは云ふ迄もありません。

（三）新四國借款團とアメリカの魂膽 然るに、その世界大戰も一九一八年（大正七年）十一月十一日を以て休止し、世界勢は政治的にも經濟的にも一變して來ましたので、殊にアメリカ、イギリス及フランスの如きにあつては、戰爭が終つたからには、敢て海外投資に後れをとるべきではないと云ふやうな態度に改まり、日本の單獨的對支借款に關して物議を生ずるやうな傾向が現れて來ましたばかりでなく、大戰に因つて、いはゆる成り金國となつたアメリカの如きは我國に對し、西原借款が多分の政治的意味を有すると云ふ點を非難して、抗議的な意味を寓する照會狀をすら寄せて來たのであります。さうした折から、一九一九年（大正八年）五月中、ヴェル

サイユに於て講和會議が開催せられましたので、アメリカ政府はそれを機としてイギリス、フランス及日本の三國に對し、アメリカ自身を加へた四國に依り、舊對支借款團に代るべき新四國借款團を組織せんことを提議し、關係三國政府の同意を得ましたので、パリに於てそれら諸國の資本團代表會議を開き、同借款團の組織に關する要綱を議定した上、引續いて關係諸國間に協議を重ね、翌一九二〇年（大正九年）十月十五日にニューヨークに於て新借款團規約に調印を了したのであります。斯くて日本としては、いはゆる滿蒙特殊利權を除くの外、事業未着手の既成借款に對しては、總べて關係諸國に共同參加權を認めることになつたのであります。

しかし、斯やうに新借款團の成立を見るには見ましたものゝ、イギリス及フランスの二國は戰後經營と戰債の履行との爲めに、海外投資の餘力などは頗る減退して居りましたし、日本も大戰に因つて巨額の正貨を獲得したとは云ひましても、戰後の國內經濟狀勢は寧ろますます資金の需要を喚起するやうな形勢に當面して居りましたところへ、たま／＼關東震災に遭遇したりなどしまして、寧ろ外資の輸入を欲するやうな立場に逆轉しましたので、獨りアメリカだけが多分の海外放資餘力を保有し、従つて又、適當な投資口を求めて居たと云ふやうな狀況にありました。然も一方、大戰後に於ける支那の政情は一層混亂に陥つて來まして、蔣介石政府の時代に入りましてからでも、新に纏つた額の借款を起し得る程の財政的能力を有し得るには至りませんでしたし、又借款團としては團員たる各國資本團相互間の利害關係がますます錯綜するやうな狀勢に當面して來ましたが爲めに、結局新借款團としては何らの活動をも試みるに至らずして終焉を告げたのであります。



とは云ひましても、これは諸國の對支投資が全く中絶してしまつたと云ふ意味ではありません。その間にあつても、借款國としての不活動に拘らず、歐米諸國の、殊に主としてアメリカ及イギリス二國人の支那に對する個人的又は私企業的投資は引續き増進せられて來まして、それ／＼の本國へ投資利潤を回収して行く額は年を逐つて漸増の傾向を辿つて居たのであります。斯くて、投資とは云ひましても、それは殆んど支那を利せしめるところとはならずして、資本的搾取に依る經濟的侵略の歩をますます深く踏み込んで行くに異ならないものであります。然もさうした資本的搾取に依る經濟的侵略の發展は、これを支那側からすれば、所詮は四億數千萬民衆の經濟的顛落に拍車せらるるの所以であつて、その國際的奴隸化を餘儀なくせられる以外の何ものでもなかつたのであります。たゞ／＼支那事變が勃發して、こゝに同國の立場は全く一變せざるを得なくなつたと同時に、歐米諸國としてはその對支經濟活動を全面的に封鎖せられることになつて、そのまゝ引續き今日に及んで居ると云ふ次第であります。

### 第三節 東亞の支配に關する史的觀察

以上に述べましたところは、西洋諸國が數百年來、如何に東亞侵略の野望を逞うして來たかに關する史實の中で、是非とも觸れなければならぬと認めらる要點だけを纏めた梗概であります。斯く前後を通じてその經緯を顧みますと、過去數百年に亘る全東亞の動靜は、日本を除いては、殆ど寇略・壓制・搾取の對象として、虐げ

られた歴史に終始して居ると云つて宜いのであります。そこで、次には一體『東亞』が何故に斯く寇略・壓制・搾取の對象とせられたのか、若くは、ならざるを得なかつたのが問題とせられなければならない譯でありまして、それには、侵略者側及被侵略者側の双方に亘り、各その人類社會としての動向を明かにする爲めに、凡ゆる自然的・人爲的諸狀勢に對する本質的な検討を要するのであります。さうなつて來ますと、問題は極めて廣汎に亘り、然も、その根柢は餘りに深遠でありまして、固よりこの小篇などに盡し得らるべきの限りではありませぬ。とは云ひましても、苟くも東亞共榮圏なる一大廣域經濟の生成事情を究める爲めには、何としても、その梗概だけは把握して置かなければなりませんから、こゝでは専ら、前後の因果關係を綜覽するに必要な史的根據だけを約述することに依つて、この要求に應へやうと思ひます。

#### 一、溫帶文化人の南進

##### (一) 古代文化の消長と亞・歐兩圏の隔絶

先づ問題を遡源して沿革的に觀察しますと、凡そ人類社會の原始時代にあつては、熱帯に於て最も繁榮した文化の中心が、その後、漸く亞熱帯から溫帯へと移行して來たこと、然もそれは最初、熱帯に於て比較的不利な又は劣弱な立場にあつた種族が、より強力な種族の壓迫を逃れて、文化の中心たる熱帯から遠ざかるに伴ひ、生産關係に對する天賦的條件に恵まるゝところが漸く薄くなりましたが爲めに、是非とも生活手段に工夫を加へて、

人為的にその改善を圖らなければならなくなつて來ました關係上、勢、人智の發達を促すと共に、生活様式がおのづから、その原始的性格を蠲脱して、却つて、より以上に文化を向上して來たこと、斯くて熱帯に於ける以上に發達して來たいはゆる温帯文化人が、特に世紀時代に入つて以來ますますその勢力を増大して、今度は逆に熱帯乃至亞熱帯人を征服するやうな關係に逆轉して來たことなどは、人類社會の發達に關する史的説明の仕方として大よそ軌を同じうして居るところであります。

斯やうな説明の仕方が果して正鵠を得たものか否かは、姑くこれを措くとしても、兎に角ヨーロッパの中心世紀に相當する時代に於ては、人類文化の中心が既に温帯に移つて居たことだけは疑ひない事實でありまして、その頃にはエジプトは勿論、印度や古代ギリシアなどの文化は夙に凋落して居たのであります。もつとも、一概に温帯文化とは云ひましても、それは専ら北半球に限られて居た現象でありまして、それらのはゆる温帯文化圏に屬して居たと認められるものは、主として中・南部ヨーロッパ諸國と、アジアに於ける日本及支那くらいのものであつたと云つて宜いでせう。

ところで、そのヨーロッパとアジアとは一體的な陸土でありますから、人類としての多少の接觸は恐らく上古からあつたに相違ありませんが、何分にも双方の間には、北からヤプロノイ、アルタイ、天山の諸山脈が南に向つて連互し、更にそれがパミール高原からヒマラヤ山脈に延びて『世界の屋根』を形造つて居りますが爲めに、兩大陸間の交通はわづかに南方の大陸横互ルートに依る外、殆ど隔絶せられて居たのであります。そんな譯で、

これらの亞・歐兩大陸に於ける温帯文化人がそれ／＼に熱帯方面に伸展した遠征の足跡は、日本人及支那人としては、いはゆる南洋方面に、又ヨーロッパ人としてはアフリカ方面に及んだのであります。何れにしても新航路の發見前に於ては、海路に依る相互の接觸は未だ實現せらるゝに至らず、従つて亞・歐兩大陸間には殆ど文化交流を見ないまゝに推移して來たのであります。

### (二) 日本人及ヨーロッパ人の海外發展

では、そのやうな熱帯と温帯との間に於ける文化の移動・消長と云ふことが、アフリカに關しては、何故に實現せられなかつたのか、即ち熱帯の原始的文化が専ら北上したゞけで、全く南進しなかつたのは、どうした譯なのか、又アメリカの兩大陸には何故にさうした現象が起らなかつたのかと云ひますと、ひつきやう、それらの大陸に於ては地勢・天候・氣象・資源などに關する自然的條件が不利であるが爲めに、人類としての繁殖にも亦文化の向上にも適しないと云ふ事情に因るものであります。このことはアフリカが今尙ほ未開の大陸として、世界文化の大勢から置き去られて居る一方、アメリカ洲としては、その熱帯圏に屬する部分が陸土の狭小・資源の薄蕪などの爲めに、古代文化の發達に不向きであつた等の事實に鑑みて、略ぼその所以が推察し得られるのであります。

斯やうな大勢の中に、世紀以來、特に中世紀頃から躍進して來た温帯文化人のはゆる海外發展は、既に述べましたヨーロッパ諸國人の外では、日本人及支那人に限られて居たと云つても宜いやうな状態にありましたが、

もつとも、支那人はその國土が廣大で内陸の大部分が山嶽不毛の地であるにも拘らず、大河に富み且つ沿海方面に沃野を有つて居りまして、陸土傳ひに北滿から佛印、ビルマ、泰、マレーなどの南方に至る迄、移住に依つて生活局面を展開し得る餘地が大きく、従つて又、移住・漂流生活に比較的馴らされて來たと云ふやうな民族的特徴を有つて居るのであります。従つて、例へばマレー半島・泰・マレー群島方面などに進出した華僑の如く、現に一大移住民族として世界的にその存在を認められる迄に發展したものであるにはありますが、然もその民族的發展は、經濟的に優れて居る割合には政治的支配力に鈍く、結局、彼れらとしては被支配的境遇に終始して來たと云ふやうな譯であります。

斯うやな事情の下に、當時にあつては、渡洋・征服・支配と云ふ一聯の冒險事業を活潑に達成し得べき諸條件に、一通り恵まれて居た民族は比較的少かつたのであります。然もさうしたいはゆる海外發展に關し、ヨーロッパ諸國人以外に於て、彼れらに對抗し若くは彼れらを凌駕するだけの活動能力を有つて居たものは、獨り日本人あるのみと云ふやうな状態でありましたし、實際、又その時代に於ける日本人の海外發展には極めて目醒ましきものがあつたにも拘らず、さうした日本人の海外發展は鎖國政策に依つて敢て中斷せられ、獨りヨーロッパ人のみをして世界的制覇の野望を達せしむるところとなつたのであります。これは果して、どうした事情に因るものなのでせうか。以下、一應、その點に關して我國並に歐米諸國の國情を對照概観して置かなければなりません。

## 一、我對外關係の變轉

### (一) 鎖國前に於ける邦人の海外雄飛

(1) 古代乃至朱印船時代の涉外關係 古來、我國若くは我國民として國際的な關係を生じ又は涉外事件を惹起したことは遠く古代に始まり、前に附言しました天文十二年(一五四三年)ホルトガル人ピントの來朝、即ちいはゆる南蠻渡來以前にあつても、三韓征伐、隨・唐遣使、元寇のやうな、國家としての交渉又は國家的な事件から、八幡船の如き個人的活動に關するものに至る迄、寧ろ多彩の記録を残して居るのであります。

もつとも、これらの事件に就いて、それ々の動機・性質・活動範圍・國內及國外に及ぼした影響・歴史的意義などに關し、相互に著しい對照を成して居ると認められるものを類別しますと、一つは八幡船であり、他はそれ以外の總べての事件であると云へませう。と云ひましても、それは單に、前者が私的行動に屬するのに對して後者が公的事件であると云ふやうな意味からだけではなく、それよりも、問題の重點は寧ろ事件の史的意義如何にあつたと云はなければなりません。

けだし三韓征伐や元寇が我國自身の立場からして、主動的・受動的の何れであつたにしても、日本としての國威を發揚し或は相手方の來貢を贏ち得た等に依り、又は隨・唐遣使が彼我文化の交流、と云ふよりも、我國側への多分の輸入に依つて、我國運の發展に寄與し得たところの少くなかつたことなどは、勿論國史上に特筆されな

ければならない點であります。しかし、これら諸事件の關する範圍は専ら朝鮮及支那との間に限られ、又多少の經濟的關係を伴つたとは云ひましても、客觀的にそれが國運の發展に資し得た影響としては、恐らく特に重大視せらるべき程のものはないのでせうし、殊にさうした國際的事件は全く一時的の衝突か、でなければ、主として臨時性の接觸に過ぎなかつたのであります。

然るに八幡船の活躍に至つては、記録の残つて居るところだけに見ましても、遠く鎌倉幕府の初期から時代を追つて發展し、夙に南蠻渡來以前に於て、即ち西暦では大よそ十三世紀の初期から十五世紀の中葉迄、二百餘年に互つて、南支那沿岸一帯は云ふに及ばず、ルソン——(フィリッピン)——、カムボチャ、ジャガトラ——(今日のバタビア)——などの諸方面に迄、その遠大な足跡を印して居たばかりでなく、それらの要地に日本人町を形勢して居たことなども、今日ではいよゝ明白な事實として確認せられて居るのであります。即ち、汎く八幡船などの海外發展に關する活動を始終に互つて通観しますと、それは全體として一つの永續的な民族發展の傾向を成して居たものと云へますし、又それなればこそ、南蠻渡來後に於て勘合符乃至朱印船制度に依る公認の海外活動が、引き続き顯著な業績を収め得た所以であつたとも認められるのであります。(註)

(註) 八幡船及南蠻渡來前後に互る邦人の對外活躍に關しては左記參照。

新村出、『南蠻廣記』、上・下巻。

川島元次郎、『朱印船貿易史』。

(2) 八幡船・勘合符・朱印船に依る對外活動 ところで、それに關して一應の注意を拂はなければなりませんことは、一體それらのいはゆる海外發展がどんな態様のものであつたかと云ふ點であります。けれど、八幡船にあつては周知の如く、支那側でこれを「倭寇」などと稱して居る程に、單なる貿易若くは通商以外、寧ろ劫掠的又は寇略的活動の方に一層雄大なものがあつたやうであります。ひつきやう、その活動態様は「寇主・商從」とでも稱せらるべきものと認められるのであります。然もこれは必ずしも八幡船のみに關したことでなく、恐らく勘合符乃至朱印船に依るものに就いても、大よそ類推せらるべき時代的大勢の一つであつたと看做して宜からうと思ひます。

と云ひましても、それは又、獨り我國人の海外活動のみに關したことでありません。即ち前に述べましたヨーロッパ諸國の植民史が物語つて居りますやうに、凡そこの十六・七世紀時代に於けるいはゆる海外發展は、假令、公然の標榜が交易とか通商とか云ふやうな純經濟的な觸れ出しや、若くはキリスト教の布教と云ふ人道的な名目にあつたとしましても、實際には、恐らくそれ以外に、或は、より以上に、あはよくば領土的・征服的野望を満たさんとする潜在的な寇畧意圖が、奮勃と躍動して居たであらうことは察するに難くありませんし、實際、又それが或は果敢に、或は執拗に、或は暴虐にすら遂行せられて來たのであります。然もさうした野望の達成はこの時代に於ける人類社會思潮の常軌に照しても亦、人類生活に關する客觀的狀勢そのものからしても、必ずしも不正とか非道とかを意味するものとは限らなかつたのであります。それは寧ろ、海外發展の目的地自體が先

進諸國民若くは優秀民族の領土的又は征服的野望の對象たるべき蓋然性を以て、本來、その立場を規定せられて居たからであるとも云へるのであります。

されば、我國の勘合符とか朱印船とかに依る海外發展が國策として奨励せられたり、殊に國家から公許せられたと云ふこと自體は、これを八幡船の個人的企圖に依る渡洋活動と對照して、必ずしも實質的に區別せらるべき要件ではなく、つまり、それは、當時の海外活動自體が通商と劫掠若くは寇略との區別をつけられないやうな態様になつて居たからであります(註)。言ひ換へれば、當時に於ける諸國人の海外活動が、その對象に關しても亦目的に於ても、斯かる差別觀を以て律せられるには、尙ほ人類社會そのものが餘りに未開的段階に止まり、又餘りに非秩序的状態にあつたと云ふ次第であります。

(註) この點に關する見解は概ね諸家の一致して居るところでありまして、例へば内田銀藏博士の如きはこれを『平和の貿易』及『掠奪の貿易』と併稱して居る(・)のであります。

(・) 内田銀藏、『日本國民生活の發達』、『五』、一一〇頁。

斯やうに鎌倉幕府の初期以來、室町・織田・豊臣時代を経て、江戸幕府の鎖國に至る迄の數百年間を通じ、邦人の海外に雄飛した足跡は、けだしヨーロッパ人に優るとも劣るものではありません。それは敢て山田長政のシヤムに於ける活躍(註一)や支倉六右衛門のローマ訪問(註二)などを引合ひに持ち出す迄もなく、隠れたる又は史實の不明な邦人の海外發展に關して、長政や六右衛門よりも遙に雄偉・遠大なものが、他に尙ほ恐らく少くなかつ

たであらうことは、或は想像の外であつたかも知れません。即ち邦人の冒險・進取の氣象はこの時代に於て最も活潑に發揮せられて居たのでありまして、斯うした傾向こそは、ひつきやう、我國民が少くとも人的要素に關する限り、海外活動に關する十分の發展性を有し、従つて、或はヨーロッパ人以上に、植民地の獲得・經略に成功し得る可能性を多分に備へて居たことを實證して居るものと云へませう。

(註一) 山田長政に關する記録は比較的乏しく、従つて又史家の諸説も往々一致しない節があるやうですが、彼が元和七年(一六二一年)に土居利勝及本多正純に宛てて書翰を出した頃は、『長政が暹羅王に仕官して之から追々と得意の時代となつて來る時』(・)であつたと云ひますから、兎に角彼れが十七世紀の初葉乃至前半時代に、今日の泰國へ渡つて居たことは疑ひないものやうであります。ところが『邦人の暹羅に武威を輝したのは既に十六世紀の頃ほひで、吾が天正(元年一五七三年)文祿(元年一五九二年)の頃(中略)には既に、多數の邦人が暹羅に在留して居り、外寇を防いで殊勳を樹てたが、慶長年間となつては、愈々目覺しき活躍となり、彼等の貿易船は盛に往復し、麗はしき彼等の國交が開始せられ』(・)て居たさうであります。そして長政は累進して、晩年には司臘那昆目(・)に昇進して居たと云ふことですから、それらの諸事情を総合しますと、當時、シヤムへ渡航した邦人の多くは、半寇・半商乃至一種の戰爭請負業に迄發展して居たものかとも察せられるのであります。

(・)(\*) 三木榮、『山田長政の事蹟に就いて』(一)、『史學雜誌』第四十一編、第七號。

(\*) 司臘那昆目は今日で言へば大佐級に當るさうであります。當時のシヤムには少將に相當する以上の階級はな

く、陸軍大臣と親王に依る名目だけの總督とが置かれて居たに過ぎなかつたと云ふことですから、兎に角軍人としての最高級の地位に當つて居たものと觀られるのであります。

(註二) 支倉六右衛門は伊達政宗の家臣でありまして、慶長十八年(一六一三年)主命に依つてローマに使したことは有名な話であります。その六右衛門一行は伊達家の所領であつた陸前の月浦を出帆して太平洋を横斷し、ノビスパン、即ちノヴァ・イスパニア——(Nova Hispania—New Spain)の意、今日のメキシコ——に到着した上、同國を横斷して大西洋に出で、更に大西洋を渡航してヨーロッパに渡つたものであります。

(二) 鎖國の理由・目的及その本質的事情

(一) 海外渡航禁止と外船の渡來禁止 斯やうな状態の中に南蠻渡來の天文十二年以來、當時の室町幕府から織田・豊臣を経て江戸幕府の初期に至る迄、歴代の執權者は引續いて外國との通商を勸奨し・促進すべき政策を踏襲して來たのであります。その天文十二年から九十餘年を経た寛永十三年(一六三六年)五月十九日に海外渡航禁止令(註一)が發せられ、更に三年後の同十六年(一六三九年)七月五日を以ていはゆる鎖國令(註二)が施行せられ、その後にあつては、歐米人の中では獨りオランダ人のみが長崎に來て貿易を營むことを許されるに過ぎなくなつたのであります。斯くて我國は嘉永六年(一八五三年)にペリー(Matthew Calbraith Perry)の率ゆる黒船の來航に依り、その鎖ざゝれて居た門戸を敲かれる迄の二百十五年間を、いはゆる鎖國の状態に於て経過したのであります。

(註一) この海外渡航禁止令は『異國へ日本之船遣候儀堅く停止之事、(中略)忍候て乗渡る者有之に於ては其身は死罪、其船共留置、可言上之事、異國へ渡、住宅仕有之日本人來候者、死罪可被申付事』(一)などを各條項別に規定したものであります。これに依つて邦人の海外渡航は勿論、海外在住邦人の歸國することも亦、『死罪』を以て禁止せられたのであります。

(一) 本節中に引用の古文書は、特に斷りなき限り、以下、總べて『大日本史料』に據つたものであります。

(註二) このいはゆる鎖國令は『自今以後カレウタ渡海の義被レ停止之訖、此上若於ニ差渡一令レ破ニ却其船ニ並乘來者速可被レ處ニ斬罪ニ之旨被ニ仰出ニ者也』とあります。『カレウタ』はホルトガル語のガレオタ(Galeota)・英語の Galliot 即ち洋船の意であります。その『カレウタ』がいはゆる南蠻人の代名詞として一般に通用するに至つたものゝやうであります。

斯やうに、鎖國前に於ける我國民の海外發展事情に顧みますと、敢てそれが國策として奨励せられたりしなくとも、この時代に於ける邦人が通商又は寇略の双方に互つてます。對外的に發展し、少くとも、いはゆる南洋方面などに於て、後年、我國の植民地たらしむべき相當の地盤を獲得し、又は版圖として確保し得て居たであらうことは、決して單なる想像に止まるものではないでせう。否、我國民がそのやうな適格性や可能的條件を多分に具備して居たこと、従つて、若し海外渡航禁止並に鎖國に關する制令の如きが施行せられなかつたものとするば、結局、鎖國前に於ける我開港・應商や對外活動がそのまま現代の國際關係に迄移行し、又發展して來たであ

らうことは、寧ろ必至の勢であつたと認めなければならぬのであります。では、それ程に發展の可能性若くは必然性を豫約せられて居た邦人の對外活動が、一片の禁制などに依つて、どうして斯くも簡單に中絶せられてしまつたのでせうか、それが問題であると云はなければなりません。

(2) 秀吉及家康の『禁教勸商』政策と鎖國理由としての禁教 けだし寛永鎖國の理由とするところが、専らキリシタンの禁歴にあつたことは周知の如き次第であります。そして、この時代に於けるキリシタンの邦人に對する思想的感化並に普及力の執拗・強大なものがあつたこと、従つて又その政治上への影響に關しても相當に重大視しなければならぬものがあつたことなどは、恐らく明治維新後に於けるキリスト教の立場などとは同日に比較せらるべきではなかつたでせう。しかし、それとても、若し我國自身としての立場が、經濟的・國防的事情などに關して、民族としての生存を保全するの必要上、海外通商又は發展を不可避の命題とするやうな状態にでもあつたとすれば、キリシタンに對する彈壓策の如きは如何やうにもしてこれを強化しつゝ、尙ほ是非とも外國との通商又は海外活動を持續し若くは助長しなければならなかつたであらうと察せられます。このことは、例へば豊臣秀吉や徳川家康などが採つたいはゆる禁教勸商政策(註)に關する記録に依つても切實に窺ひ得られるところであります。

(註一) 豊臣秀吉が天正十五年(一五八七年)六月十九日に發布した伴天連退去の命令には『黒船之儀商賣之事に候間格別之事、年月を經、諸事實買可仕候』とて、『自今以後佛法之妨を不爲輩は、商人之儀は不及申、何にても切支

丹國より往返不苦候條、可レ得<sub>レ</sub>其意一事』と規定せられてあります。

又徳川家康が慶長十七年(一六一二年)六月に濃尾數般(ノヴァ・イスパニア前掲)國王に贈つた書翰には『貴國之所用法、其趣甚異也、於我國無<sub>レ</sub>其緣一歟、釋典曰、無<sub>レ</sub>緣衆生難<sub>レ</sub>度、於弘法志<sub>レ</sub>者可<sub>レ</sub>思而止、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>之、只商舶來往而賣買之利潤、偏可<sub>レ</sub>專<sub>レ</sub>之、貴國之商舶來朝之時、雖<sub>レ</sub>到<sub>レ</sub>着何之國々津々浦々、聊不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>異儀』とありまして、その趣旨・態度共に、秀吉の伴天連退去命令に於けるよりも、一層寛大であつたやうに認められます。

けだし、秀吉にしても亦家康にしても、キリシタンの布教は是非ともこれを禁止しなければならないと認めたのでありませうが、然も兩者ともに、通商そのことに關する限りは、寧ろ出来るだけこれを發展せしめやうと希つて居たのでありまして、斯く外國との通商を支持し又は獎勵する政策に重きを置かなければならぬやうな事情にあつたことは、云ふ迄もなく單なる互市・通商だけでも、これに依つて經濟的に利し得るところ大なるものがあつたからに相違ないのであります。然るに、その後、幾程もなくして、徳川幕府が禁教の徹底を期するの必要上、遂に對外通商政策をも抛棄してしまつたのは、實は禁教の爲めと云ふだけでなく、寧ろ、この時代以後、引き続き我國をして鎖國を必要ならしむるが如き本質的な事情が他にあつたからでありまして、ひつきやう、それは徳川幕府の支配に依る近世的封建制度の持續を可能ならしめた我國情、特にその經濟的狀態が決定的な根據を成して居たのに因るものと云つて宜いのであります。

(3) 眼目は幕府自身の安泰保全 と云ひますのは、凡そこの時代に於て、キリシタン宗門に對する邦人一

般の嫌悪感や迷蒙的な恐怖の念などから、伴天連の侮り難き布教力を目して、延いて、或は我國體に迄も累することなきやを虞れるに至つたのは、必ずしも執權者乃至支配階級としての危惧のみではなかつたでせうが、然も又それは必ずしも宗教的勢力のみに關しての問題でもなかつたやうであります。ひつきやう、それは、この時代に於ける通商上の利益乃至海外活動に依る收穫の分布状勢が、大よそキリシタンの普及と並行し、然もその均霑性が地域的に甚だしく偏寄するやうな傾向を免れ得なかつたと云ふ點が、政治的に重視せられざるを得なかつたのであります。それは、當時、未だ國民經濟としての組織が成立するに至らず、寧ろ地域的割據に依る小國分立を以て秩序立てられて居た封建制度の下に、キリシタンの布教や外國との通商又は海外活動が公許せられて居たとしても、實際上、そのキリシタン信教の普及がおのづから九州乃至西國方面に比較的偏寄したやうに、通商上の利益や海外活動の收穫も亦、やはり主として、いはゆる西國大名又はその支配下に於ける一部商人等に偏集したであらうことは、必至の傾向であつたと認めなければなりません。

ところが、斯く九州乃至西國方面に於ける諸大名の支配下に、信教の裏付けに依る殉難精神が高揚せられ、然も對外的營利に依つて巨富が集積せられると云ふことは、これを徳川幕府としての立場からすれば、相待つて幕府みづからの安定を脅威せらるべき力強き武器であらねばならなかつたでせう。殊に當時、尙ほ豊臣恩顧の殘黨末流乃至その他の反徳川分子にして、尙ほ叛旗掲揚の機會を窺つて居たものも少くなかつたと云ふやうな政情からすれば、幕府としては自家の安泰を保全する爲には勿論のこと、汎く治國・平天下の爲めに到底それは放置す

べからざる一大禍根であつたに相違ないのであります。そこに「鎖國」が切實な意義を以て、當時の國策線上に躍動した所以が認められるのであります。實際又「鎖國」が徳川幕府をして二百六十年の命數を持続せしめる上に不動の保障を成して居たこと(註)は夙に定説の存するところであります。

(註) 『鎖國』がキリシタン宗門の禁壓そのことよりも、寧ろ徳川幕府の安泰・封建制度の保全と云ふ一聯の目的に關して、一層重要な意義を有つて居たことは、大方の史觀が一致して居るところであります。試みに、それに就いて姉崎正治博士の所説を紹介しませう。即ち

『大阪陣の後、二代將軍の守成政治は、國內の萬事を固定するに集中し、その爲には、キリシタンの如き異分子が民間に存在する事は、封建守成の政策に害があるものとして、迫害は段々徹底的になつて來た。又幕府政治の變態が遺憾なくその力を發揮して、三百諸侯を情伏せしめ得たのも、つまりは鎖國と云ふ別天地を作つた賜である。尙ほ一つ封建制度の固定、それに伴ふ階級峻別の制度が、比較的安全に行はれたのは、人心をして新を望み、向上奮闘の生活に進まうとする念を斷たしめた爲に外ならず、此は國教の力も與つては居るが、全體として社會が鎖國の氣風と封建の制度で固められた結果に外ならぬ。』(一)

(一) 姉崎正治、『切支丹禁制の終末』、『禁教政策の回顧』、一八五—一八六頁。

(4) 孤立的立場の持續を可能ならしめた本質的事情 かしながら、これは更に一步を進めて、我國情に關する本質的事情の検討に俟たなければならぬ問題であります。と云ひますのは、先づこれを我國自身として



の立場から観ますと、若しこの當時に於ける我國が、民生の安定を維持するに必要なだけの資源、殊に食・衣料などに關して到底不足を免れ得ないやうな状態にでも當面して居たとか、又はヨーロッパに於けるが如く幾多の異民族若くは異國民が接攘的又は隣接的に對立して、絶へず鬭争や攻略を避けられないやうな環境にでも處して居たとかしたならば、勢、對外通商や海外活動を不可避的に必要ならしめられたに相違ないのであります。然るに、この時代に於ける我國としては、幸か不幸か、特に地勢・國際的環境・資源などの關係から、當面の文化發展の段階に即する限り、民生並に國防の保全に關して、専ら自給自足若くは超然的立場を維持し得られるやうな自然的條件を備へて居りましたが爲めに、殆ど經濟的對外依存を必要としなかつたのみならず、従つて又、政治的にも社會的にも敢て國際的交渉を有つには及ばなかつたのでありまして、つまり、この時代に於ける我國は言はゞ『有てる國』であつたことが、おのづから民族的孤立を可能ならしめられた(註)と云ふ譯なのであります。

(註) 『和蘭商館の館員』エンゲルベルト・ケンペル (Engelbert Kämpfer) が著した元祿時代に於ける『日本見聞記』を享和元年(一八〇一年)に長崎の通詞志筑忠雄が譯述して世に出した『鎖國論』には、我國が鎖國制を採つて居る所以を説明して、『此の國が天産に富み、一切の生活に事を缺くことがなくて、外國の産物及び器械を用ゐる必要を認めず、而も國人の勤勞によつて、國勢を發展せしめ、國人の勇氣は外國入寇の變に當つて、よく防護するに足るものあれば、何を好んでか(中略)外國貿易を行ふ必要があらう』と述べて居るさうでありますし、又『ケンペルと略同じ主旨を以て、我鎖國を論じたものに、山鹿素水の「海備全策」(嘉永元年稿)があつて、今日我が國が古今未曾有の昌平の澤

を蒙るは、鎖國の制ありし結果にして廣く諸外國と交らざるを以て、往來の勞なく、東方の一境を治めて更に他を顧る必要なく、(中略)土地は豊沃にして耕植するものは豊熟し、(中略)金・銀・銅・鐵を始め山産極めて衆く、人情剛勇義に勝れ、外患の憂なくして、大國の制を受けず、(中略)「我より出で、外國と往來すれば、必ず惡しき風俗を受け奸計を巧み、異教を奉じ、我が國貨をば減ずるに至るべし」と云つて居る。』さうであります。

(備考) 文部省『維新史』第一卷、第三編、第二章、第四節、一より引用。

しかし、更にこれを我國に對する諸外國としての立場から観ますと、凡そ自給自足の可能と云ふことは、單にそれだけでは未だ必ずしも、我國が鎖國・孤立を敢てし又は持續し得た所以であつたとは斷ぜられません。と云ひますのは、凡そ我國としての自給自足が可能であつたと否とに拘らず、若し我國自身がヨーロッパ諸國人の切實に要求し若くは不可缺とする物資の主産地であつたとか、又は彼れらの製品を消化すべき重要な市場としての立場にあつたとか、或は又軍事的據點として樞要な地位を占めて居たとかすれば、彼れらは恐らく我國を、さうした資源若くは市場又は基地として利用する上に、決して看逃がしては置かなかつたであらうからであります。否、場合に依つては經濟的打算の如きは最初からこれを度外視して迄も、尙ほ我國に對して開國を迫り又は侵略を強行しやうとしたかも知れません。ところが、この時代に於ける我國としては、西洋人の必需物資とするやうなものとは殆ど生産しなかつたと云つても宜いやうな状況にありましたし、市場としての價値も、固より大したものでありませんでした(註一)が爲めに、彼れらが我國の鎖國に因つて蒙つた影響は、おのづから、さしたるも

のではなかつたやうであります(註二)。又、彼らの軍事的據點としては、我國の地理的地位が餘りに遠隔でありましたが爲めに、主としてロシアが頻に北邊を窺察したのを除くの外は、特に問題とせられずに終始したのであります。即ち我國としては、さうした受動的關係からしても亦、先天的に西洋諸國との接觸を廻避し得るやうな状況にあつたのでありまして、このことは特にこの時代に於けるヨーロッパ諸國の物資に關する薄惠と云ふことが、彼らの海外發展を助長した主因を成して居たと云ふ事情と對照的に觀察せられなければならない要點であります。

(註一) 我國の南蠻渡來から鎖國に至る迄の貿易状況に關して、ミュンスターベルヒの如きは時代的にこれを三期に分し、第一期を諸侯との貿易、第二期を自由貿易、第三期を制限貿易と名付けて居ります(註一)が、これは、當時に於ける貿易の態様・制度などに就いて、概念的に現代のそれに該當すべき區分を設けやうとすれば、大よそ斯やうなことになると云ふだけのものでありまして、貿易額の多少とか取引規模の大小とか云ふことは、おのづから別問題に屬するのであります。

(註二) Dr. Oscar Münsterberg *Japans Auswärtiger Handel von 1542 bis 1854.*

何分にも、この當時に於ける我國の貿易状況に關しては、品目・金額その他具體的なことが審かでありませんが、『天文年間に葡萄牙人始めて日本に渡來して貿易を開きしより八・九十年間は専ら同國人の手にて貿易せられ、彼等は歐洲産物の外に白絹、麝香、陶器の類を南清若くは安南邊より買入れ來りて日本へ輸入し、其の代りに我れより彼れへ輸出す

るものも無かつたより、重に金銀を輸出したのであつて、其額も中々僅少の事ではなく、年々約二百五十萬弗の多きに上りたれば、葡萄牙ばかりが元和寛永の間までに持ち歸りたる金銀の總額は二億弗以上なるべしと云ふ者あるも(遠藤芳樹氏日本商業史下巻)、余は(中略)當時の貿易状況に顧み又日本に於ける金銀の産出並に其在高の甚だ拂底なりし等の事情を綜合して看察すれば、後世の人々が彼此喧しく云ひ立て、サモ巨額の金銀を失ひたるが如く吹聴するは少しく事實を誤つて居るのではないかと思ふ。(註一)と云ふのが、けだし、中らずと云へども遠からざる觀方であらうと思はれます。

(註一) 瀧本誠一、『日本經濟史』第六章、二三四—三五頁。

(註二) 鎖國前に長崎に來航して貿易を營んだ南蠻が、必ずしも多大の通商的利益を收めて居たものではないと云ふ事情に關しては、松平越中守定信(白河樂翁)の手記の中にも見へて居ります。この手記と云ひますのは、寛政四年(一七九二年)中、ロシアの使節が我國に來朝して修好・通商の開始方を要求したとき、これが交渉に當つた幕府の宣諭使に對して、首座老中の席にあつた定信が、いはゆる最後の切札として與へた訓令でありまして、それが『魯西亞人取扱手留』と題する覺書の集録中に納められて居ります。即ち同訓令中の一節に『已前東埔塞その外諸蠻夷、皆長崎にて交易いたし候處、難引合、彼方より不來分も多き趣に候』(\*)とありまして、つまり、これは假令ロシア人に貿易を許したとしても、採算不引合の爲めに、先方から來なくなるかも知れないと云ふ豫想の根據として指摘したものであります。

(\*) 濫澤榮一遺著、『樂翁公傳』第十一章、三〇六頁。

## 三、ヨーロッパ諸國民の海外發展を必然的ならしめた所以

## (一) 日本の鎖國は消極的助因

斯やうに、専ら我國自身としての國內的又は對外的事情から、その鎖國を可能ならしめられた所以を概観しますと、凡そ我國の『鎖國』がヨーロッパ及アメリカの諸國をして東亞侵略の野望を遂げしめる上に、その強大な競争者又は争奪の相手方が、言はず棄權したやうな立場をとつたと云ふ意味に於て、彼れらにとつて、たしかに一大僥倖的廻り合せであつたことは云ふ迄もありません。その意味に於て、我國の鎖國はヨーロッパ及アメリカ諸國をして東亞侵略の野望を遂げしめる上に、消極的ではありましたが、然も又、極めて有效な助因を成したものであつたことは疑ひないのであります。けれども、それは所詮、問題の一半を語るに過ぎないものでありまして、眼目は寧ろ歐米諸國の側、特にヨーロッパに於けるその積極的動機又は主動的原因如何にあると云はなければなりません。

既に述べましたやうに、ヨーロッパ人の海外發展を促した直接且つ決定的な動機が、新大陸の發見・新航路の開拓にあつたことは争ふ餘地のないところであります。しかしその當時としては、文字通りに九死一生とも云ふべき渡洋の大冒險事業に、彼れらが相次いで活躍の歩を進めて來たことは、例へば金・銀その他財貨の獲得と云ふやうな單なる利慾の打算だけでは到底期待すべからざるところであつたと思はれます。然もそれを單なる個人

的企圖としてだけでなく、國家的政策として大規模に劫掠・横奪をすら獎勵し、殊に競争國同士の艦船が相互に闘争又は戦争を演じて迄も、尙ほ是非とも、そのいはゆる遠征に進出しなければならなかつたのは、ひつきやう他に何らか、彼れら相互に、それ程の冒險をも敢て辭すべからざるやうな餘儀ない行きがりに處して居たからでありまして、さうした已むに已まれない狀勢が、たまたま新大陸の發見を先驅とし、新航路の開拓に誘導せられて、世界的に展開せられて來たと云ふ次第であります。されば、問題は更に、さうした狀勢の由來したところに就いて根本的に検討しなければならぬ譯ですが、それには、大よそ中世紀から近世紀への過渡的時代に於ける大勢の推移から觀て行かなければなりません。

## (二) 封建制度の崩壊から重商主義の興隆へ

(一) 十字軍戰役に因る時勢の一變 廻れば、ヨーロッパに於ては十字軍戰役(一〇九六—一二七〇年)の結果、封建制度は崩壊して諸侯の勢力は衰退すると共にローマ法王の教權は失墜して宗門の威信は没落し、斯くて封建的制壓の弛廢に乗じて反騰して來た民衆の善政に對する要望と、多年の信教的迷夢から眼ざめて來た市民的自覺とは、相待つて勢、一面には中央集權制に依る君主國家の成立を促進すると共に、他面には十字軍戰役を奇貨として却つて巨富を博し得た商工業者をして、頗にその社會的乃至政治的地位を向上せしむるところとなつたのであります。然も、これは後に述べますやうに、本質的には、從來、封建諸侯の領邑とか莊園とか、又はギルド(註)とかを一單位として構成せられて居りましたヨーロッパの經濟組織そのものが、人類社會狀勢の發展に

伴つて不可避免的に、より大なる單位經濟へと集約せられて來た一つの必然的傾向と觀て宜いのでありますが、兎に角さうした經濟的・政治的・社會的狀勢の變化は相互に關聯しつゝ、全ヨーロッパをして漸く黎明的にその面目を一新せしめるやうな氣運に當面せしめて來たのであります。

(註) コムにギルド(Guild)と云ひますのは、ヨーロッパの中世から十八世紀頃に互つて海港その他諸都市に榮へた言はゞ一種の商工業組合であります。しかし、それは單なる經濟的團體ではなく、組合自體が獨立した政治的支配力を有つて居りました、諸侯に對し又各ギルド相互にさながら一小獨立國としての存在を保つて居たかの感があります。

(2) 中央集權國家の生成と商業觀念の進化 ところが、斯くて生成せられて來ました君主國家は、それぞれの國家的存立を保全し又各自としての勢力を伸暢する爲めには、是非とも富國強兵を以て立國の要義としなければならなかつたのであります、それには何を措いても商工業の振興を急務としたのであります。然も一方、商工業者としては従前、とかく商業が卑賤の生業として擯斥せられ又は貪慾的行爲として非道德視せられるやうな傾向にありました(註)のを、斯やうな時勢の變化に伴ふ市民的自覺の向上に因つて、さうした商工的營利行爲に關する倫理性を理智的に確認し、その發達に拍車するところとなりました結果、おのづから自由都市の興隆を促して來ましたので、例へばイタリーのゼノア、フロレンス、ミランなど、又當時、北部ドイツに於てハンザ同盟(Hanseatic League)と云はれて居りました商業都市聯盟所屬の八十五市の如きは、何れも飛躍的にその勢力を擴大して來たのであります。然るに、それらの商工都市としては従前、封建諸侯の制壓に對抗して來た行き

がゞりもあり、且つ中央集權國家の生成に伴つて、その財政的要求に應じ得る限り、それらの國家から保護を受け得るやうな立場にもありました關係上、彼れらとしては寧ろさうした君主國家の強化を支持するやうな傾向に進んで來たのであります。斯くて中央集權の生成と商工業の發達と云ふ政治的・經濟的新狀勢は、相關的に持ち合ひつゝ、漸くヨーロッパ社會を近世的態様に特徴づけて來たと云ふ次第であります。

(註) ヨーロッパの中世以前に於て、凡そ商業を擯斥したり非道德視したりしたのは、主として宗教的偏見——但し當時にあつては正見——を動機とするものであります。が、本質的な原因はひつきやう當時の經濟的・社會的狀態そのものが、未だ商業的營利に重きを置かなくても宜いやうな段階に止まつて居たことであつたと云つて宜いのであります。凡そ中世以前にあつては迷蒙的な信仰上の觀念から、一般に商業は利己心の發動に基く貪慾の手段であると認められて居たのであります。が、その貪慾こそは特に古代キリスト教が教義として嚴戒したところの重罪でありまして、さうした意味から商業の如き現俗的營利行爲を、信仰とか修道とか云ふやうな靈的生活と峻別し、専らこれを非道德視したことは敢て怪むに足らないと云へませう。ですから、その時代には、一般に商業は未だメルカトウーラー——(ラティン語の mercatura 即ち英語の trade, traffic, commerce の意)——としてよりも寧ろネゴティウム——(ラティン語の negotium 即ちフランス語のネゴシエ negocier)——として認められて居たのであります。これはネガタイオ・オティニウム(negatio otium)即ち『安息の否定』と云ふ意味であります。では、何故に商業が『安息の否定』であるかと云へば、つまり、それは本來、人類として靈的生活に精進し、そして精神的向上を圖る爲めには、人々は絶へず省

察し・思索し・觀照して修養を積まなければならない。それには安息(オティユーム)が不可欠的に要求せられる。然るに凡そ經濟的活動の中でも殊に商業の如きは、それ自體が安息を否定するものであり、従つて人々をして神の道から遠ざからしめる所以である。その意味で商業の如きは本質的に非認せられなければならないと云ふのであります。

一體、人間の職分を斯うした靈・俗差別主義の教義的解釋に依つて評價し、双方の間に尊卑の區分を認めると云ふやうな獨善的見解が、人類生活に關する基本的理念として果して肯定せらるべきものであるか否かは姑くこれを措くとしても、兎に角この時代以前に於ける人智の發達程度としては、斯やうな教義的イデオロギーが絶對的な權威を有つて居たことは是非もない次第であつたと云はなければなりません。然るに、人類社會としての發達が中央集權國家の生成を要求するやうになり、經濟界自體が諸侯の領域や莊園やギルドなどの小單位體制に依存しては居られないやうな段階に迄進展して來ますと、最早、商業そのものを從來のやうに『安息の否定』などとして蔑視しては居られなくなり、殊に中央集權に依る近代的國家制が向上して來るに伴つて、富國強兵がますます切實に要求せられて來ましたので、その『富國』の必要上、『下賤層』から押し上げられて來た商業は、メルカトウーラとして職域奉公の觀念から生活行動としての倫理性と國策的重要性とを認められて、世界的にその互歩を踏み出して來たと云ふ譯であります。

(3) 自給自足經濟の破綻と重商主義の興隆 では、さうした中央集權に依る近代的國家が何故に、『富國』の途を商業の發達に求めなければならなくなつたのかと云ひますと、ひつきやう、それは中央集權國家としてよりも寧ろヨーロッパの經濟自體が、従前の自給自足體制に行きづまり、より廣大な領域に互つて諸物資の需給關

係を擴張しなければ、ヨーロッパ全體としての民生の安定を維持して行くことが出來なくなつたからであります。然も諸物資の需給關係が擴張せられ、經濟上の取引が活潑になる程、社會はこれが媒介要具としての金錢の増加を必要としますので、諸國は相互に競つて金・銀の獲得に躍進して來たのであります。斯くて金・銀が尊重せらるゝの餘り、遂に人々は金・銀そのものが富であると云ふやうな觀念をすら懷き、諸國は出來るだけ金・銀を増加する爲めに、國策として商業(メルカトウーラ)を奨励し又干渉もしなければならなくなつたのであります。そのやうな國策の基本原則がいはゆる重商主義(Mercantilism)(註)でありまして、その重商主義が十六・七世紀に互りヨーロッパ諸國の動向を規定する指原原理とせられたのであります。

(註)『重商主義』と云ふ名稱が一般に認められるやうになつたのは、いつの頃からか明かではありませんが、さうした指導原則は夙に『十五世紀中にヴェニス及フロレンスの政治家に依つて規定せられて居た。』(・)さうでありまして、それに依りますと、『各國は商業上、他の國々の競争者であり、商業は戦争である。(中略)凡そ富は特に金・銀より成る。金錢はこれに依つて他の總ゆるものを求め得るからである。従つて出來るだけ多くの金錢を自國に蓄すと共に、自國からは出來るだけこれを持ち出さないやうにしなければならぬ。一國は例へば一軒の商家のやうなものであつて、多く賣り、少く買ふことを以て原則としなければならぬ。』(・)と云ふのであります。

(・)(\*) Charles Seignobos, *ibid.*, Chap. III, pp. 57.

かくて、この時代にヨーロッパに於て金・銀が多量に出廻つて來たことは、おのづから貨幣を潤澤ならしめ、

従つて又、一層生産を増進せしむるの刺激となり得た譯でありまして、十六世紀から十七世紀に互り、ヨーロッパには本格的な貨幣經濟時代が招徠せられたのでありますが、さうなつて來ますと、敢て金・銀そのものゝ獲得を目的としなくとも、貿易の出超・資源の開拓・投資・證券の賣買(註)・等々、凡そ營利の目的を達し得る限りの手段は、總べて、それ自體が富であると看做され得るのでありまして、特に國策として金・銀の輸入を助長したり、その輸出を禁制したりしなくとも、人々は、ひたすら自己の利益の爲めに最善の途を選んで活動を増進するやうになります。そんな譯で、封建時代に於けるやうに、生産・販賣・運輸などを、限られた範囲内で營まなければならぬと云ふ風の自給自足體制が破綻して、物資の需給關係を廣範圍に擴大しなければならなくなつたと云ふことは、それ自體が勢、重商主義を凋落せしめ、人々の經濟的活動をして、より自由ならしむべき決定的原因を成したと云つて宜いのでありますが、さうした狀況が更に貨幣經濟の發達と相互に因果關係を成しつゝ、人類の經濟的活動をますます世界的に進展せしめて來たと云ふ次第であります。

(註) 『イギリスには「投機の種はウキリアム三世の代に播かれた」と云ふ諺がある程に、株式賣買の歴史は一六八八年の革命の時から始まつて居る。斯く、この頃に投機が發達したのはウキリアム三世がしばしば海外遠征を行ひ、國費の増嵩に悩んで、國民から借金をする爲めに投機を奨励したのに因ると云つても宜い。(中略)十七世紀の後半には、東印度會社の如きは大衆投機の花形株となり、延いて他の諸株式の賣買乃至投機取引も大流行を見るに至つた。……斯くて一六九四年七月二十七日にはイングランド銀行法が施行せられ、(中略)又政府は同年中に始めて國債の公募を行

ひ、(中略)越へて三年後の一六九七年には、「株式仲買人の數及其その不正行爲に關する法律」が施行せられた。(註)と云ふことでもあります。

(註) A. H. Woolf, The Stock Exchange, Past and Present, pp. 57-58.

### (三) 近代的世界體制の實現

(一) 自由主義の勃興と産業革命 重商主義の衰退に代つて新に擡頭して來た指導原則は必然に、重商主義とは反對の趨向を採りました。即ちそれは、凡そ人々の行動は人類社會としての事情の許す限り各自の欲するところに委せて、自由に放任して置くべきである。さすれば、人々は所詮、各自の利益を、より多く又より善く充足しやうとして、能ふ限りの努力を拂ふに相違ないから、それは、期せずして社會全體の福利を増進することにもなると云ふ『利己即利他』又は、いはゆる功利主義の觀念を基調として居るのでありまして、それが、いはゆる自由放任(Laissez-faire, laissez-passer)の原則であります。さうした指導理念を基調とし、これを一つの主義として體系づけたものが『自由主義』でありまして、その自由主義を經濟上に應用することに依り、世界的に始めて『經濟學』を打建てたものが、かの自由主義經濟學の生みの親と云はれるアダム・スミス(Adam Smith)の著『諸國民の富』(註)でありました。

(註) 『諸國民の富』は正しくは『諸國民の富の性質及原因に關する一研究』(An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations)でありまして、その初版が出版せられた一七七六年(安永五年)は、後に述べます産業革

命の初期に當り、又アメリカの獨立した年でもありません。

斯く自由主義を指導原則として組織せられ、この當時以來、百數十年の久しきに亘つて發展して來た經濟的秩序がいゆる資本主義經濟でありまして、ソヴィエト聯邦の如く社會主義經濟を標榜して居るものを除くの外、世界の大部分は、その資本主義經濟としての命脈を持續しつゝ今日に及んで居るのであります。但し、斯うした自由主義に基く國際的經濟關係が特に植民地を對象とする輸出貿易の上に漸く實現せられて來たのは、大よそ十八世紀に入つて以來のことでありまして、『十八世紀の初葉に於ては既に對外輸出貨物が専門に製造せられて居たし、又その生産高も増加しつゝあつた。(中略)斯くて招徠せられた工業の専門化と云ふことはヨーロッパをして、利益の共同化・相互依存化への動向に進ましめるやうになつた。』(註一)のでありますが、もつとも、『十八世紀中は、一般に商工業はロンドン、アントワープ、アムステルダム、の如き大港に於ける對植民地貿易を除くの外は、尙ほ極めて小規模に經營せられて居た。』(註二)さうでありますから、それが今日のやうな高度の植民地體制乃至國際經濟關係に到達する迄には、大よそ一世紀餘りの年月を閲して居ると云ふ譯であります。

(註一) Margaret Kennedy, A Century of Revolution, 1789—1920, Chap. I, p—44.

(註二) J. H. Robinson and C. A. Beard, *ibid.*, Chap. IV, I, p—56.

されば、この一世紀餘りの間に、斯やうな狀勢を以て進展して來たヨーロッパ諸國の海外活動が更に發達し、複雑化して、近代的な植民地體制又は國際經濟關係を展開する迄には、尙ほ隔世的な變遷を経て來たのでありま

して、さうした近代的植民地體制や國際經濟關係の生成は、沿革的には大よそ十九世紀に入つて以來、いはゆる産業革命(註一)を轉機とし、その影響を受けて促進せられて來た劃期的現象であつたと觀なければなりません。それとて、『國際關係上に於ける經濟的要因の影響(中略)がはつきりと現れて來たのは、幾多の發展段階を経た後、やつと十九世紀の最終四半期に入る頃からのことであつた。』(註二)のであります。即ちそれはヨーロッパに於ては普佛戰爭(一八七〇—七一年、即ち明治三・四年)後、我國では西南戰爭(明治十年、即ち一八七八年)前と云ふ頃が丁度その劃期に相當する譯であります。ヨーロッパ並にアメリカ諸國の東亞に對する侵略の態様が、この頃から一變して來たと云ふ事情は前に述べたやうな次第であります。

(註一) 『産業革命』(Industrial Revolution)と云ひますのは、主として動力——(水力、蒸氣力など)——の利用に依る機械的製造工業の發達に伴つて工場生産と賃労働と云ふ一聯の經濟的・社會的新現象を招徠し、それが世界的に資本主義時代を展開するの契機となり、産業的に人類社會の狀勢を一變したことを意味するものであります。さうした近代産業化は最初はイギリスに起り、漸次ヨーロッパ大陸諸國からアメリカに波及して來ましたが、もつとも、その産業革命の始終に互る期間に就いては諸説が必ずしも一致しては居りません。産業革命の研究者として重きを成して居りましたトインビーは、大體これを一七七〇年(明和七年)から一八三〇年(天保元年)に至る約六十年間と觀て居ります(…)が、兎に角十八・九世紀の交を境として、大よそ、その前後に互る約半世紀間と思へば宜いでせう。因にゼームス・ワットが蒸氣機關の發明に就いて特許を受けたのは、トインビーが産業革命の始期に擬して居ります一七七

○年の前年、即ち一七六九年（明和六年）でありました。

(.) Arnold Toynbee, *The Industrial Revolution of the Eighteenth Century in England.*

(註II) Professor Achille Vialate *Economic Imperialism and International Relations during the Last Fifty Years, Introduction, 1923.*

(2) 交通運輸機關の發達と國際經濟關係の本格化 されば、歐米諸國と云ふ中にも、特にヨーロッパ諸國に依る近代的な植民地體制乃至國際經濟關係の生成は、夙に産業革命以前からその氣運には向つて居たものと認めなければならぬのでありますが、それが十九世紀の最終四半期に至る頃迄、尙ほ停滞状態を免れなかつたのは、云ふ迄もなく『對外輸出が通信及運輸の不充分なるに制約せられて居たからであつて、従つて、近代國際關係上に於ける經濟的要因の影響を研究するには、先づ産業革命以來の經濟的變化、特に運輸方法の進歩を一瞥して置かなければならない。』(註)と云ふ譯であります。試みに、ゼームス・ワットが蒸氣機關に就いて特許を受けた年を起點とし、その以後に於ける交通運輸機關の發明又は實用化に關する諸記録を摘要して見ませう。

(註) Prof. A. Vialate, *ibid.*

一七六九年（明和六年）ゼームス・ワット蒸氣機關の特許を受く。

一八〇八年（文化五年）ハドソン灣に最初の汽船進水せらる。

一八一四年（文化十一年）ジョージ・ステフェンソン機關車を製造す。

一八一九年（文政二年）蒸氣機關を帆船の補助動力として装置し、始めて遠洋航海に成功す。(サヴァナ、リヴァープール間を二十五日を要す。)

一八二〇年（文政三年）ジョージ・ステフェンソン汽車を發明す。

一八三〇年（天保元年）鐵道輸送實用に供せらる。

一八三八年（天保九年）ブリストル・ニューヨーク間に木造外輪船に依る定期航路開始せらる。(グレート・ウェスターン號——一三七八トン、二二二フィート——に依り十五日十時間を要す。)

一八四〇年（天保十一年）スクリュー・プロペラーに依る汽船實用に供せらる。

一八四〇年（同前）いはゆる鐵道建設時代に入る。

一八五〇年（嘉永三年）鐵製推進式船舶の時代に入る。

一八五一年（嘉永四年）ドーヴァ、カレー間に海底電信開通す。

一八六六年（慶應二年）歐米間に海底電信開通す。

一八六九年（明治二年）アメリカ大陸横斷鐵道、大西・太平洋兩洋を連絡す。

一八六九年（同前）スエズ運河開通す。

尙ほ電信が實用に供せられ始めた年月は審かでないやうですが、『十九世紀の前半中には電信が信號器に置き換へられて、通信方法に革命を起さしめた。』(註一)と云ふことでありますし、又鐵道の普及狀況に關しては、『一八五〇年に於ける世界中の鐵道總延長は二萬三千マイルに過ぎなかつたのが、二十年後の一八七〇年頃には歐米



諸國だけで十四萬マイルに達した。(註二)と記録されて居るところなどから観ますと、凡そ近代式運輸・通信機關が實用時代に入つたのは、大體、十九世紀の後半に屬すると云つて宜いのでありまして、従つて「國際關係上に於ける經濟的要因の影響(中略)がはつきりと現れて來たのは、(中略)やつと十九世紀の最終四半期に入る頃のことであつた。」と云ふ經緯が肯かれるのであります。

(註一)(註二) Prof. A. Vialate, ibid.

#### 四、世界狀勢の變化と植民地政策の更新

斯やうに日本とヨーロッパ乃至アメリカ諸國との對外的關係の推移を、それ／＼の内部的・國際的一般狀勢の變遷に即して對照しますと、ヨーロッパ乃至アメリカ諸國の東亞侵略に關する事情は一應明かになつたことと思ひますが、然も、それに就いて是非とも注意して置かなければなりませんことは、我鎖國中に世界狀勢が、特に經濟關係から一變してしまつて、鎖國を實行した時代と開國當時とは、『東亞』問題に關しても、おのづから、その意義に異なるものがあると云ふ點であります。

と云ひますのは、凡そ以上に述べたところからしても看取せられますやうに、ヨーロッパ諸國としても亦日本としても、最初は概ね中世的寇略の態様から發展して來たいはゆる海外雄飛が、單なる金銀財貨の獲得を目的とする渡洋活動として高調せられ、さうした意味に於ての對外進出が漸く絶頂期に達せんとして來たところで、我

國は鎖國を實行しましたのに對し、ヨーロッパ諸國としては、それ以來、重商主義の興隆期から自由主義時代へと進展し、然も自由主義の躍進は産業革命を経て交通・信機關の劃史的發達と相關聯しつゝ、その間にます／＼植民闘争を激化して近代的植民地支配の體制を實現して來たと云ふ次第であります。斯くて我國が開國を斷行した當時に於ては、後進諸國の海外發展はいはゆる侵略時代から資本主義的國際經濟活動の時代へと推移し(註)、資本主義の上昇はそれ自體が、寧ろ商品販路の擴張に重點を置かなければならぬやうな狀勢に當面して來たのであります。されば、後進國に對する彼れらとしての要求は、さしあたり「通商」そのものを眼目とせざるを得なくなつて來ました關係上、その後、十九世紀の末葉に至り、近代的植民闘争を再發する迄の約四半世紀間に互つて、國際局面はたま／＼世界的な小康状態に入つたのであります。けだし我國の開國が丁度、さうした小康期に際會して實行せられたことは、開國乃至開國後に於ける我對外關係をして比較的平穩に推移せしめた所以でありまして、勿論それは我國にとつての幸運を意味するものであつたと云へませう。

(註) この時代に「諸國の植民地に對する態度が一變したことは、例へば一八六五年(慶應元年)にイギリスの下院委員會が「これ以上に領土を擴張し、他國の政府を篡奪し又土民保護の條約を締結するは策の得たるものに非ず。」と云ふ決議をなした所以である。然るに十九世紀の最終四半世紀(一八七六年明治九年)に於て各國間に再び植民地獲得の闘争が演ぜられるやうになり、從來その競争に立運れて居た國々も、この時代に入つて、それ／＼に植民地を領有することを得た。」(・)のであります。けだしイギリスの下院が侵略の増進を何故に否認したかは、この決議の文面だけで

は明かでありませんが、少くとも『諸國の植民地に對する態度が一變した』次第は、當時の彼れらに依つて夙に認められて居たことが窺はれるのであります。

(C.) The Royal Institute of International Affairs, Raw Materials, Nov. 1940.

斯やうに我國の開國乃至開國後に於ける國際局面が比較的平穩であつたと云ふことは、固より、何ら我國の國際的立場が優越して居たからではありませんし、又その地歩を積極的に向上し得た所以でもありませんでした。否、開國を實行した當時には、凡そ資源又は市場として諸國民の評價に値する程の植民地と云ふ植民地は、夙に歐米諸國の領有に歸し又はその支配下に置かれて居たのでありまして、我國としては、さうした既定の統治的分野に對して、わづかに幼稚資本主義の上昇段階を覺束ない足どりで辿りつゝ、ひたすら『通商』の發展に努めるより外はなかつたと云ふ次第であります。

#### 第四節 東亞の支配に關する本質的事情

しかしながら、斯くしてヨーロッパ乃至アメリカの諸國が『東亞』の支配を恣にして來たその是非如何は、單に政治的見地のみから速断せらるべき問題ではありません。即ち前にも述べましたやうに、日本の『鎖國』は、たしかに彼れら諸國をして『東亞』の侵略・支配に跳梁せしむべき一つの重要な動機を成したには相違ありませんが、ひつきやう、それは、彼れらからすれば、その侵略的・支配的發展に對する重大な障礙が、期せずして取

り除かれたと云ふ意味での消極的な問題に過ぎなかつたのでありまして、彼れらとしては、さうした障礙の有無に拘らず、彼れら自身としての固有の事情から、進んで海外發展に乗り出さざるを得ないやうな不可避的状態に處して居たのであります。然も、さうした不可避的欲求に基いて自發的に發展して來た彼れらの『東亞』に對する侵略乃至支配は、その後、時勢の進化に伴つて豫期以上の重大な結實を收め得るやうになつて來たのでありまして、その點に關する限り、彼れらとしては寧ろ僥倖的な好運に恵まれ得た譯なのであります。これは本來、文化の發達に伴つて變遷して來た人類社會としての大勢が、おのづから然らしめたものでありまして、そのやうな大勢を規定して居る基調は、云ふ迄もなく人類としての生活闘争に外ならないのであります。ところが、人類の生活闘争に於てその目的とせられるものは、所詮、いつの時代にあつても、本源的には生活資料そのものでありまして、つまり、直接にか間接にか、物資の獲得乃至需給關係の支配と云ふことが眼目とせられるのでありますから、斯やうな意味に於て、『東亞』の支配と云ふことも、その本質的事情を明かにする爲めには、更にこれを物的關係の方面からも觀察し・検討して見なければならぬと云ふ次第であります。

#### 一、資源としての地位及物資の需給關係

##### (一) 『有てる』及『有たざる』の主観性

既に述べましたやうに、今日『東亞』なる概念範域を共盤として生活して居る全人口數は、恐らく世界總人口

中の一半よりも下ることはなからうと察せられますが、では、斯やうに世界總人口中の一半又は以上を占めて居る『東亞』の住民が、どんな物を、どのくらい生産して居るか云ひますと、綜括的にその人口に對する割合では、種類的にも數量的にも比較的低位に止まつて居るのであります。若し生活資料の分布と云ふことを、單に人口對生産の振り合ひのみから律すべきものとしませば、『東亞』は所詮、『有たざる』廣域圏でしかなく、従つて、文化の享有と云ふ點に於ては到底、薄惠の集團たるを免れないかの感があります。否、今日迄、全體としての『東亞』が、少くとも物質的文化の水準に於て、ヨーロッパ及アメリカの兩洲に於けるよりも概して劣つて来たことは、何人も肯定しなければならぬ目前の事實なのであります。

さりながら、凡そ物資の生産が人類の文化を規定する關係は、必ずしもその種類又は數量のみに依存するものとは限りません。勿論、結局は人類の文化を、より多く向上し得べき物資を、必要なだけ充たすことが出来さへすれば宜い譯であります。然も人類の生活に必要な物資の種類や數量と云ふものは、今日のやうに文化の共通性が世界的に著しく普遍度を増して来た現狀に於てすら尙ほ決して一様ではありません。これは單に主要食料品の一・二に就いて見たゞけでも明かなことであります。例へば『東亞』の住民大部分にとつては不可欠な米も、西洋人にとつては、假令それが絶無であつたとしても差支へありませんし、西洋人には如何に必須な牛・豚肉の如きも、『東亞』人にとつては必ずしも絶對的必需品ではない、と云ふやうなものであります。然もその必需性如何と云ふことは、前に述べましたやうに、各時代に於ける人類社會としての發展段階に即應して規定せらるべき

史的性質の問題でもありますから、要するに『有てる』と『有たざる』とは、所詮、或る一時代に於ける各民族若くは各國民又はそれらの集團としての主觀性に依つて、多分に左右せらるべき關係にあるものと云はなければなりません。

ところが、斯く物資に對する必需性が民族若くは國民又はそれらの集團としての主觀性に依つて左右せられると云ふことは、そのこと自體が人類社會に於ける有無相通の需給關係を規定すべき緊切な一要因を成すのであります。それは、世の中が國民經濟對立の時代から廣域經濟對立の時代に移つたとしても、やはり各廣域經濟相互間に於て物資の移動・交流が實現せらるべきことを豫想せしむるの所以であります。然も、凡そ世界經濟が、國民經濟なり廣域經濟なり、兎に角それ／＼に一つの獨立した單位經濟に依つて構成せられて居る限り、一單位經濟から他の單位經濟に對して物資を供給し得る餘力は、それだけ相手方に對する經濟的乃至國防的優越を意味するものであります。『有てる』と『有たざる』とに關する主觀性と云ふことは、各單位經濟自體を保全する必要と云ふ意味からだけでなく、更に各單位經濟相互間の對外供給餘力如何に重要な關係を有つて居る問題であることを看過がしてはなりません。

### (二) 生産物の種類及數量に關する世界的地位

斯やうに、物資に關する重要さは、單に一單位經濟としての需要の充足可能度と云ふ意味からだけでなく、從來のいはゆる國際的商品性如何を、やはり緊切な一條件として觀なければならぬ譯なのですが、さうした意味

に於て、一體、『東亞』が原始的又は原料的物資の生産に關し、世界中でどのやうな地位を占めて居るかを、試みに支那事變發生前の狀況に就いて概観しますと、大よそ左表のやうなものであります。

世界重要生産物賦存表 (一) (單位%)

原 料 品	ヨーロッパ		北アメリカ	ラテン・アメリカ	アフリカ	アジア	大洋洲
	ソ聯を除く	ソ聯を含む					
一九二五〇二九年平均	二七・一	三一・四	四一・一	六・一	三・五	一五・三	二・六
一九三七年	二六・〇	三五・一	三六・一	六・一	四・〇	一六・四	二・三
一九二五〇二九年平均	三六・五	四九・六	二一・五	八・六	二・一	一五・六	二・六
一九三七年	三九・二	五〇・六	一九・二	八・七	二・四	一五・九	三・二

  

品 目	別 單位	世界總生産數量	地域別百分比				
			東・南洋	アメリカ	その他		
大 麥	千 越	一四七・三〇〇	二五・八	一五・一	五九・一		
小 麥	千 越	四六・二四〇	二八・八	八・九	六二・三		

(備考) League of Nations, World Production and Prices, 1915-37.

世界重要生産物賦存表 (二) (一九三四年)

品 目	別 單位	世界總生産數量	東・南洋	アメリカ	その他
玉 蜀 黍	千 越	九五・九六〇	一一・六	三九・三	四八・一
米	千 越	一七三・九四〇	九五・四	〇・七	三・七
砂 糖	千 越	二二・二〇〇	二八・七	一一・六	五八・七
茶	千 越	四三五	九〇・三	〇	九・七
葉 煙	千 越	二・六二八	五〇・一	一九・七	三〇・二
大 豆	千 越	一〇・五二五	九四・九	四・六	〇・五
亞 麻 子	千 越	三・五二〇	一一・〇	四・五	八四・五
落 花 生	千 越	六・八八四	七〇・三	七・〇	二二・七
コ ー ー	千 越	一・三三四	九一・八	〇	八・二
生 ゴ ー ム	千 越	一・〇一八	九八・八	〇	一・二
木 村 巴 爾 花	千 越	一七・九四八	四・〇	四〇・三	五五・七
棉	千 越	五・一七五	三二・二	四二・八	二五・〇
ヘ ン プ	千 越	五一・六	四三・四	〇	五六・六
黄 麻	千 越	一・五六八	九九・四	〇	〇・六
亞 麻	千 越	六九三	〇・七	〇・六	九八・七
羊 毛	百萬封度	三・六八一	四一・〇	一四・三	四四・七

第五章 東亞共榮圏の基本事情

品名	単位	数量	数量	数量
銀	千 匁	五・九三六	一三・八	七三・三
金	千 匁	八六八・七	七・四	二五・七
モリブデン	匁	四・九七二	一・一	九四・五
ポロキサイト	匁	一・三二六	〇・一	一七・九
クロマイト	匁	六一九	一七・一	〇・一
タンゲストン	匁	一七	七八・九	一三・五
アンチモン	匁	二一・四	七二・八	一六・五
ニッケル	匁	七一五	一一・九	七六・四
亜鉛	匁	一・三七五	一六・〇	四五・〇
鉛	千 匁	一・三二八	二六・六	四五・五
錫	千 匁	一一〇	六八・五	一九・七
銅	匁	一・二八八	七・四	五六・〇
マンガン	匁	二・八六一	一七・〇	一・〇
鉄	匁	一一〇・四〇〇	五・三	二七・〇
魚類	千 匁	一〇・九五〇	四七・七	七・五
繭	千 匁	四六一	八八・一	〇
				五〇二
				一一・九
				四四・八
				六七・七
				八一・九
				二六・六
				一一・八
				二七・九
				三九・〇
				一〇・七
				一〇・七
				八二・八
				九二・〇
				四・四
				六六・八
				一二・九

品名	単位	数量	数量	数量
石	炭	一・二七九・六	八・七	三〇・七
石	油	一・五二一	四・〇	六四・三
燐	千 匁	八・九二〇	一〇・二	三二・三
硫	黄	一・九九〇	七・四	七三・六
黄	鐵	二・九五〇	一六・六	五・九
マグネサイト	匁	一・一六三	九・五	一〇・二
窒素化合物	匁	一・七九〇・七	一〇・五	二四・六
加里	匁	二・一二〇	〇・三	六・二
鹽	匁	二・八四〇〇	二一・三	二五・四
				五三・四

(備考)

(一) 『東・南洋』にはオーストラリア及ニューギランドを含み、ソ聯領アジアを含まず。

(二) アメリカ洲の『漁類』の中、アメリカ合衆國及カナダに屬するものは太平洋側に於ける分のみの集計とす。

(三) 『漁類』は一九三三年分とす。

(四) (・)印は輸出數量とす。

(五) (\*)印は當該金屬含有量とす。但し黄鐵鐵は硫黄含有量、窒素化合物は純窒素量とす。

(六) 三菱經濟研究所、『太平洋に於ける國際經濟關係』第二篇、第一章、第二節、『二』、一三四頁。

右表には、『備考』に於て斷つてありますやうに、『東・南洋』の中にソ聯領アジアを含めて居りませんから、ここにはゆる『東亞』全體の分を一括した割合は明かではありませんし、又生産物に關しては、例へば獸肉・乳製品や、麥類・玉蜀黍及大豆以外の主要穀類や、コーヒー・規那・植物性油脂類・獸皮革なども除外せられて居ると云ふ風に、必ずしも一般に『重要品』と認められる總べてのものが、漏れなく網羅せられて居る譯ではありませんが、然もそれら諸品目の主たる産地、從つて又その主要輸出國はオーストラリア、滿洲國、支那、マレー群島などでありますから、若しこれらの諸品目を右表中に計上したならば、全體としての生産に關する『東亞』の地位は、右表に於ける振り合よりも尙ほ相當に高められるであらうと思はれます。しかし、これらの諸事情を斟酌しても、概觀したところ、兎に角『東亞』は食料品・纖維及ゴムの如き原料品・嗜好品——（特に、いはゆる香料植物）——の如き植物性生産物に富んで居る割合には、礦物資源に於て一般に薄恵であることが認められるのでありまして、殊に石油・鐵・銅の如き重要原料品の生産が比較的乏しいと云ふことは、それだけ工業生産の發達に向きなるの所以であり、廣域圏としての資源的弱點であると認めなければなりません。

### (三) 物資に關する植民地としての役割の異動

しかし、そのことは姑くこれを後に譲りまして、先づ右表所掲の諸品目全體を通觀しますと、凡そこれらの諸品目に關する『重要性』と云ふことは、専ら現代人類としての文化の程度を基準としての意味でありまして、將來のことは兎に角、嘗てヨーロッパ人が東洋への遠征・侵略に乗り出し、その植民地を建設した頃には、例へば

ゴム・錫・タングステン・石油の如きを、今日と同様の意味に於ての『重要品』として、これが獲得に重きを置いて居た譯ではありませんでしたせう。又これらの諸物資が數百年後には、今日のやうに日常生活にも國防上にも不可欠の重要性を有つに至るであらうなどは、恐らく何人も想像の限りではありませんでしたせう。彼れらが最初、東洋方面に對して主として期待したところのものは、所詮、金・銀か、然らざれば熱帶特産の香料植物か、大よそ、それらの貴重品又は珍重品の獲得に限られて居たものゝやうでありまして、降つて、その需要が棉花・羊毛の如き纖維原料品などに進められて來た一方、『東亞』自體が時代を降るに伴つて、彼れらの製品販路としての重要性を増して來たと云ふやうな次第であります。もつとも、それらの植民地が彼れらの爲めに資源として寄與して居た役割は、大よそ現世紀に入る頃迄は、殆ど單なる原料品又は直接に商品たり得る生産物の供給源と云ふ意味に限られて居たものゝやうでありまして、未だ國防的資源としての使命を有する迄には至らなかつたと云つて宜からうと思ひます。殊に軍需資材としての礦産物に對する需要が頓に喚起せられて來たのは、主として前大戰を劃期とする近年の傾向に屬する（註）のでありまして、その意味に於ての資源としての重要さは勿論種類的にだけでなく、數量的にも恐らく著しい異動を告げて居るものと察せられるのであります。

（註）軍需資材としての礦産物の需要が前大戰以來、『東亞』に對して如何に増進せられて來たかに就いては、未だ細つた調査が見當りませんが、例へばビルマに關して試みられた最近の一研究（……）に依りますと、同國産出の軍需用礦物十五種——（石油、鉛、タングステン、錫、鎳、銀、亜鉛、鐵、銅、マンガン、ニッケル、スライム、鹽、アンチモン）

一、金、鐵礦石、蒼鉛、モリブデン礦石、ブラチナ）——の生産金額は一九一四—一八年の各年平均二・二六三・三六〇ポンドから、一九三四—三八年の同七・四六七・七六一ポンドに、即ち三倍三割に増加し、生産數量に於ては石油と金とが稍や減少を示して居る外は總べて著しい増加を算し、殊に亜鉛は三十倍、銅マツトは十七倍、錫鐵石は十倍、銀は六倍、鉛及アンチモニーは各五倍に何れも激増し、ニッケル及蒼鉛の如きは前には無生産であつたのが、後には前者は四千餘トン、後者は百十六ポンドを産出して居ると云ふことであります。

(.) Sir Lewis Leigh Fernor, Burma's Mineral Resources and the War, "The Asiatic Review", Jan. 1941.

(四) 現戦争前に於ける貿易狀勢

斯く『東亞』がヨーロッパ乃至アメリカ諸國の植民地若くは半植民地として、彼れらから支配的對象とせられて居りましたその意義は、勿論曩の大戦以前に於ても、主として、それらの支配國に對する資源並に市場としての特惠的寄與に重きを置けるものではありましたが、然もその資源としての役割は、近年に於けるが如き意味での國防上の必要から、例へば排他的獨占又は輸出禁制の如きをすら強化しなければならぬと云ふやうな緊切さを有つて居た譯ではありません。されば、支配國としての立場にあつた彼れら諸國が、積極的には勿論、消極的——(例へばゴム・錫・マニラ麻・石油の如き緊要な軍需資材に關して、敵性國への供給を杜絶するなど)——にも、資源としての『東亞』を、さうした意味に於ての國防上の目的に利用し得るやうになりましたことは、彼れらとしては寧ろ豫想外の僥倖を享受し得るに至つたものと云つて宜いのであります。然も前に述べましたやうに、前大戰

後に於ける國防競争が、輸入貿易に關する排他と市場の争奪とを一大近因として一層激化せられて來たことは、おのづから諸國間に於ける本然の需給關係を、商業的にも亦軍事的にも、ますます歪曲して來た所以でありまして、さうした傾向は『東亞』の關する貿易狀勢の上にも必然に反映せられずには居なかつたのであります。試みに、日本を除く以外の東・南アジア及大洋洲に對する主要貿易國、即ち日本、イギリス、アメリカ、ドイツ及フランス五國の貿易に就いて、世界的恐慌に入つた一九二九年以降、支那事變の前年に至る期間の輸出入額を各國別に表示すれば左のやうなものであります。

主要五國の對『東亞』貿易額割合 (單位%)

國 別	東南洋諸國の輸入總額中に占むる列國の輸出割合		東南洋諸國の輸出總額中に占むる列國の輸入割合	
	一九二九年	一九三四年	一九二九年	一九三四年
日 本	七・九	一〇・九	七・九	八・八
イギリス	一七・八	一四・六	一九・〇	二五・一
アメリカ	一四・八	一三・二	二〇・五	一四・三
ドイツ	四・五	四・一	七・八	六・九
フランス	一・七	一・八	五・九	五・七

(備考)

- (一) この『東亞』の中にはソ聯領アジアを含まず。
- (二) 國際聯盟の調査に係る各國の金換算貿易額を基礎として算出したるものとす。
- (三) 三菱經濟研究所、前掲、第一編、第一章、第四節、『二』、二二頁。

右表は全體としての輸出・入額をそれ〴〵に概括して對照したものでありまして、これだけでは如何なる貨物が、どのやうに取引せられて居たのかはわかりませんが、兎に角『東亞』の關する貿易上に、イギリス及アメリカの二國が如何に主要な地位を占めて居たかと云ふことだけは一見して明かであります。ところが、これを全體としての『東亞』諸國の貿易品に見ますと、輸出に於ては、獨り日本を除くの外に、完成品輸出としての立場を保つて居るものは一國もないと云つても宜いのでありまして、凡そ日本以外に於ける『東亞』からの輸出品としては、原料品又は原始的生産品たる食料品に非ざれば、多少の半製品に過ぎないと云ふやうな實狀であります。一方、輸入に於ては、これ又日本だけが例外的に原料品を主位として居るのを除くの外、『東亞』への輸入は大部分が完成品に屬して居るのでありまして、さうした貿易狀況は、ひつきやう『東亞』の生産物が主として原始的又は原料的物資に限られ、工業製品としては殆ど見るに足るものがないと云ふ事實を、國際的需給關係の上に反映せるものと云へるのであります。このことは、云ふ迄もなく日本を除く以外の『東亞』が、殆ど非近代産業國の集團であることを意味するものであります。それは又『東亞』に對する四大輸出國と云はれます日本、イギリス、アメリカ及ドイツからの各輸出品種類別調に依つても窺ひ得られるところでありまして。

主要四國の對『東亞』輸出品種類別金額割合 (一九三四年)(單位%)

國別	纖維工業品	金屬及同製品	機械及車輛	化學製品	その他
日本	四五・〇	一〇・〇	九・九	五・九	二九・二
イギリス	二七・六	一五・九	一九・六	六・四	三〇・五
アメリカ	二・七	一一・三	二一・五	四・三	六〇・二
ドイツ	三・九	二九・九	一六・三	三一・六	一八・三

(備考)

- (一) この『東亞』の中にはソ聯領アジアを含まず。
- (二) 纖維工業品は絲及布とす。但しアメリカの分のみは、その外に衣服及同部分品をも含む。
- (三) 三菱經濟研究所、前掲、『四』、二七頁。

右表に於て稍や例外を成して居ると認められますのは、アメリカの『その他』が六割餘を占めて居ると云ふ點であります。これは、同國からの輸出品中には、小麥及小麥粉・石油製品の如き原料品及半製品が相當多額に上るのを常とするからでもあります。同時に又それは、日本以外に於ける『東亞』の主要輸入品たる纖維製品に關して、同國が採算上、到底日本に對抗することを得ないからであらうとも察せられるのであります。何れにしても、全體としての『東亞』が産業上、如何に非近代的であり、未發達の段階に停滯して居るかは、以上の生産



並に貿易状況などからしても推察に難くないのでありまして、ひつきやう、それは『東亞』自身がヨーロッパ及アメリカ諸國から制壓的搾取の對象とせられて居る所以の一つであると観られるのでありますが、では、さうした生産事情が何故に『東亞』をして彼ら諸國からの搾取の對象とならしめて來たのでせうか。それに就いては、そも／＼斯やうな生産事情が經濟的機構や社會的狀勢との間に、どのやうな關係を有つて居るかに就いて、更に一應の觀察を試みなければなりません。

## 二、産業一般の特殊の狀態

### (一) 農業本位の半封建的乃至半奴隸的性格

『東亞』を通じての産業狀態を概観して、先づ何人にも氣付かれます全體的特徴は、日本が獨歩的に半商工・半農併立の態様にあるのを除くの外は、殆ど農業がその大勢を主持して居ると云ふ點であります。農業に次いで畜産・林業・漁業なども相當に盛でありますし、それ以外では鑛業などに多少の見るべきものもないではありませんが、兎に角、全體としての『東亞』の産業は今尙ほ主として原始的性格に依存して居ると云つて宜いのであります。ところが、更にそれらの原始的諸産業に關する組織又は經營規模を観ますと、例へば蘭印に於けるエステート——(農園)——や佛印に於けるコンセンション——(後述参照)——やオーストラリアに於ける畜産又は酪農業の如き、ヨーロッパ人の經營に係る一部の例外を除くの外は殆ど總べてが小資本の個人企業に屬し、殊に純農

業に至つては、いはゆる零碎農民に依る半封建的(註)・半奴隸的性格の小作が大部分を占めて居ると云つても宜いやうな實狀でありまして、斯く全體としての産業がいはゆる近代化に遅れて居ると云ふ意味に於ての『停滞性』が、『東亞』の産業に關する一般的な著しい傾向と認められるのであります。

(註) 我國のいはゆる農民生活が半封建的段階に停滞して居ると認むべきものか否かに關しては、從來、幾多の論争が展開せられて來ましたし、或は今日でも尙ほ未解決の問題に屬するとも云へませうが、兎に角支那事變に入つて以來、我國のいはゆる農民生活が統制經濟の主たる一對象とせられて、その經濟的・社會的地位を劃期的に向上したことは看過がしてはならない著しい現象であります。但し、さうした概況は第一章中に述べたやうな次第でありますから、この問題にはこゝでは觸れないこととして置きます。

斯く産業の大勢が農業に依つて主持せられて居ると云ふことは、各その國民若くは民族又は住民の大部分が農民であり、又は農村に依存して生活して居る所以であります。何分にも日本を除くの外は、『東亞』の殆ど全部が、さうした綜括的調査を缺いて居りますが爲めに、正確な計數を確めることは出来ません。しかし、今日迄にそれらの諸國に於て行はれた國勢調査とか、當局の公表とか、その他公私の研究などを對照して概略を推察しますと、凡そ『東亞』の各國に於ける主要農産物及それ／＼の總人口中で農民又は農村に依存して生活して居るものゝ比率は、大體左のやうな狀況にあると見て宜からうと思ひます。

#### 東亞に於ける主要農産物並に農業人口割合

滿洲國 大豆・高粱・粟・玉蜀黍・小麥・米・その他雜穀(八割五分)

中華民國 小麥・大麥・豌豆・蠶豆・米・高粱・粟・玉蜀黍・大豆・落花生・その他雜穀（七割五分乃至八割強）

佛 印 米・玉蜀黍・コーヒイ・茶・ゴム・葉煙草・甘蔗・棉花・コブラ・胡椒・苳麻子・胡麻・その他（九割乃至九割強）

印度及ビルマ 米・小麥・茶・棉花・黄麻・菜種・芥子・亞麻仁・胡麻・落花生・粗糖・コーヒイ・ゴム・その他（七割五分）

英領マレー ゴム・米・コ、椰子・果實・棕桐油・檳榔子・タビオカ・コーヒイ・その他（約五割）

泰 國 米・葉煙草・豆・玉蜀黍・棉花・胡椒・胡麻・その他（八割三分）

フィリッピン 米・甘蔗・椰子・バナナ・アバカ・玉蜀黍・煙草・その他（不明）

蘭 印 甘蔗糖・ゴム・茶・コーヒイ・葉煙草・米・コブラ・バームオイル・規那・タビオカ・その他（七割）

オーストラリア及 ニュージーランド 羊毛・小麥及小麥粉・牛肉及羊肉・酪農品・皮革類・その他（二割強）

右の中で、オーストラリア及ニュージーランドに於ける『二割強』は、單に農業人口のみと限らず、一九三三年の國勢調査に依る原始産業従業者全部を一括したものでありますし、又その生産品に於ては農産品よりも寧ろ畜産品の方が重きを成して居るのであります。この點に於て、大洋洲だけは『東亞』の他の諸國とは獨歩的に産業上の傾向を異にして居るのであります。これは元來、『白人濠洲』が主として地勢・天候・氣象などの關係から、少雨・乾燥と云ふ農業に不適當な條件に制約せられて、農業としては小麥の如きに多少の適耕性を有する外は到底多くを期待するに足るものなく、羊・牛などに關する畜産を主業としなければならぬやうな實狀にあ

るが爲めに外ならないのであります。又フィリッピンの農業人口に關しては未だ國勢調査を行つたことがありませんし、殊に土着民の少からざる部分が未開土人に屬し、實際上、その純土人と農民とを數的に區別し難いやうな状態にあります。結局、不明と云ふより外はないのであらうと思はれますが、何れにしても開化土着民に關する限りは、その最大部分が農民であると看做して宜いと云ふことであります。

(二) 農本性格を規定せる原因

では、斯やうに『東亞』全體を通じての産業が主として農業に屬し、殊に日本を始め、中華民國・佛印・ビルマ・印度・英領マレー・泰・フィリッピンが何れも米を最主要又は一重要生産物として居るのは、そも／＼如何なる事情に因るものと云ひますと、これは元來、地勢・天候・氣象・資源などの自然的諸條件や、これらの自然的諸條件から規定せられて居る人種的特徴や、更にさうした先天的要因と不可離的に因果關係を有つて居ります民族的諸條件、例へば宗教・家族制度・習俗の如きが、相互に作用し合ひ・制約し合つて生成・發展して來た必然的な大勢でありますから、到底、簡單に速断せらるべき問題ではありませんが、試みに、一般の通説となつて居る見解の主なるものを紹介しますと、大體左のやうなものであります。

一、アジア大陸の中・南部一帯及フィリッピン乃至日本が、西南のいはゆるモンsoon（季節風）地帯に屬して居る關係上、氣温も濕度も比較的に高きを常とし、米作その他一般の農耕に跳へ向きであること。

二、河川の流域が廣汎に互つて農耕を可能ならしめ、氾濫に因つて新たに堆積せられた土壤がおのづから沃野を成し、施

肥を爲さずとも豊穡が期待せられるやうな傾向にあること。(註)

三、保守的にして悠暢な人種の性格そのものが農耕の如き生業に好適する一面に於て、體質的に肉食よりも寧ろ比較的淡泊なる食物を嗜好し、殊に米食の如きに對しては不可離的な執着心を有すること。然も又さうした本能的特質が、宗教的又は道徳的感化に因る肉食迴避の心理的傾向と相關聯して、一層穀食の普遍性を助長して居ること。

四、工業原料資源に薄恵であるが爲めに、おのづから産業界に於ける農業の比重が高められて居ること。

五、このいはゆるモンsoon地帯の大部分が高温・多湿の氣象圏に屬して居ることは、従つて衣・住關係の資料に對する欲求を量的にも質的にも比較的低位に止まらしめ、それだけ食料部門の産業を偏重せしめるやうな傾向にあること。

(註) 支那が『洪水の國』であり、それが農作を荒廢せしめて、飢饉を寧ろ恒例とするやうな状況にあることは、後に改めて述べる次第であります。殊にその洪水は又、河川の流域や形態をすら變動せしめる程に甚だしいものがあるところから、この國では『動く河』が珍らしくないときへ云はれて居る程であります。ところが、又それ程に廣大な氾濫が、同時に厚層の泥土を沈澱せしめて、おのづから茫漠たる大沃野を生成しますので、その意味では、斯くも恐るべき天變が、いはゆる轉禍爲福を實現するものとも云へませう。然も、このやうな不可抗的現象は、佛印・泰國などに於てもやはり同様に、寧ろ常態とすらなつて居るやうにも認められるのであります。殊に泰國の如きに於ては『毎年河川の氾濫後、新しき土壤に種子を蒔けば、肥料を施さずして稔々と穫る天恵』(・)が同國に於ける米作好適の主因に擧げられて居る程であります。

(・) 日本商工會議所訪暹經濟使節團、『訪暹經濟使節團報告書』、第二篇、第三章、第一節。

以上は、言はゞ概觀的な要約に過ぎませんし、殊に『東亞』の中でも日本の農業などは、その自然的條件の特

異性に於ても亦科學的並に技術的發達の程度に於ても、他の『東亞』諸國に於ける停滯振り若くは原始的状態とは、到底同列に比較せらるべきではありませんが、兎に角全體としての『東亞』が米作を始め、一般の農業に好適して居る所以は、大よそこれに依つて窺ひ知られるのであります。

### (三) 搾取の對象となれる原始的零碎經營

ところが、凡そ農業一般としての、殊に『東亞』に於けるその原始的性格は、それ自體が經營規模の零碎性を規定し、未開時代に於ては移耕・遊作をすら可能ならしめて居た所以でありまして、それが爲めに、人類文化の向上に拘らず、おのづから、そのこと自體が資本制企業としての發達に不向きであつた主因を成したものと認められるのであります。然も斯く『東亞』の農業が一般に原始性を離脱し得ないやうな状態にありますことは、一面、又その『東亞』自身が工業的原料資源に薄恵であるが爲めに、工場生産に進出するの氣運を阻まれ勝ちであつたことと相關聯して、社會的には、例へば勞働問題の如きに比較的遠ざかり得しめて來た代りには、産業上に依然として家族制乃至封建的墮性を持續せしめて來た所以でありまして、それが又必然に『東亞』をして、資本主義の上昇・興隆と云ふ世界的大勢から後れしめ、又は落伍せしめて來たと云ふ次第であります。

然るに、斯く『東亞』の農業が今尙ほ家族制乃至封建的墮性を持續して居りますことは、單に『東亞』社會の發達を停滯せしめて居ると云ふだけで済まざるべき問題ではありません。それは必然に、國內的には農民大衆の高利貸資本への屈從乃至奴隸化(註)と、國際的には、外國資本の搾取に對する經濟的無抵抗とに因つて、内外か

ら直接・間接にます／＼過重せられて来た桎梏の爲めに、結局、國民經濟としての崩壊をすら招徠するより外はないやうな状態に當面せしめて居たのであります。

(註) 支那農民の債務難と云ふことに關しは從來、幾多の調査や批判などが發表せられ、その窮状は世界的に周知の事實となつて居ります。例へば債務の履行不能から、妻子をすら『賣却』するなどは、寧ろ、ありふれた世相の一端であるとせられて居る程であります。斯うした非人道的行爲は佛印などに於ても、今尙ほその後を斷たないさうでありまして、『貧困な農耕者は、累増する負債の返還に窮し、屢々、その娘を妾として債權者に提供し、又幼兒を與へて債務の履行に代へて居る。』(…)さうであります。又印度に於ても『數知れぬ印度の百姓は村の高利貸の奴隷として生れ、その餌食となつて死んで行く。最近、百姓から非農民への土地の賣却がますます／＼増加しつゝあるのは、この所以に外ならない。』(\*)と、イギリス人みづからが、さながら他所ごとのやうに云つて居るのであります。

(…) 太平洋協會、『佛領印度支那』第二篇、第一章、『(11)』

(\*) A Survey of India To-Day, The Economist, Dec. 12, 1936.

ところで、斯く自然的諸條件が、農業を以て一國の主産業としなければならぬやうな状態に、一國の生産關係を規定して居ると云ふことは、假令そのこと自體が資本制工業生産の發達を停滯せしむるの主因を成して居るとは云ひましても、然もこの農業本位と云ふことは、單にそれだけの爲めに、一國の農業が原始性を離脱し得ずして、農民大衆が封建的・奴隸的窮状にすら追込まれざるを得ないのみか、従つて又、外國資本の搾取に抵抗し

得ずして、その經濟的制壓を忍ばなければならぬと云ふやうな必然的な理由を成すものとは認められないのであります。現に、このことは日本自身の産業事情が切實に反證して居るところであります。では、凡そ日本以外の『東亞』諸國が、開國前の日本と同様に農業本位の國でありながら、何故に國民經濟としての自主性を保全し得なかつたのかと云ひますと、それには、少くとも近世に入つて以來、『東亞』諸國が産業の近代化と、それに伴ふべき國民經濟體制の確立とを未だ實現するに至らないうちに、ヨーロッパ乃至アメリカ諸國からの政治的・經濟的侵略に依つて、そのやうな革新的動向を壓倒的に阻害せられたと云ふ事實が、先づ以て指摘せられなければなりません。勿論それには、支那のやうな半植民地的状態の國と他の完全な植民地たる國々との間に若干の相異があることは、勿論これを認めなければなりません。何れにしても、搾取の爲めに桎梏を架せられて居ると云ふ意味に於ては、日本を除く以外の總べての諸國が殆ど同様であつたと云つて宜いのであります。

### 三、經濟的自主性の否定せられる所以

#### (一) 支那に對する外國資本の搾取

(1) 外資に對する依頼の矛盾 先づこれを支那に就いて觀ますと、從來、支那に流入して居りました外國資本は、公私の債務を通じて累計大よそ八十億元と云はれて居りますが、然もその『八十億元の外國資本が支那に於いて持つ意義は單なる數額のみの問題なのではない。資本主義の發達が非常に後れ、支那自體の資本の蓄積

が極めて微弱なところに高度に發達した列國の資本が、本國の巨大な獨占資本を背景とし、それ自體また高度の組織をもつて、支那に於て活動して居ることが問題なのである(註一)ります。試みに、この事情に就いて、支那側としての言ひ分を聴きますと、凡そ

『支那の經濟的發達に對する外國の經濟的援助(中略)については、その帝國主義的性質及支那の統治權と領土保全に對する侵害を充分強調して來た。併し、相互利益のため國外の財政的援助に好意を示す反應は、特に(中略)孫逸仙及び彼の黨の同志達に依つて示された。彼は「國際的發展中國實業計畫書」の中で、「支那國民は彼等——(著者註、諸外國を指す)——の協力及び熱烈な援助を得るために、信用を確立せねばならぬ」。そして「支那の總ての國家的産業は……相互利益のために國際資本の金融的援助」を得なければならぬと言ふ事實を強調した。(註二)

と云ふことであります。即ちこれは、金は借りざるを得ないが、利益は相互的でなければならぬと云ふ意味に外ならないのでありまして、つまり債務國としての自主的立場と云ふことが前提的に必須の條件とせられて居るのであります。

(註一) 東亞經濟調査局、『支那・滿洲經濟研究』、第一篇、第四章、第二節。

(註二) 方顯廷、前掲、『四』。

では、支那自身が飽く迄も自主的な立場に於て、外國の「協力及び熱烈な援助を得るために、」如何にして國家的「信用を確立」し得るのかと云ひますと、それは所詮、民族資本を確保するに必要な支那の經濟的建設に俟つより外はない譯でありまして、その經濟的建設は是非とも農業の安定・改善より始めなければならぬ筈であります。然もそれが實際には殆ど不可能の狀態にあるが爲めに、『外國の經濟的援助』は勢、『帝國主義的性質及支那の統治權と領土保全に對する侵害』とならずには居なかつたのであります。然らば一體、支那の農業が何故に、斯くも甚だしい停滯を免れなかつたのかと云ひますと、これが直接の原因としては、一般に飢饉・重税・小作料の過重・商業的高利貸の搾取などが擧げられ、その又飢饉の原因としては洪水・旱魃・地震・蝗害などが數へられるのを常とするのであります。地震の如き天災や蝗害の如きは、假に、これに對する豫防の方法が全くないとしても、凡そ支那のやうな國土の廣大な國柄にあつては、所詮その被害は局部的範圍を出でないやうな振り合ひにありませう。従つて問題は結局、洪水と旱魃との豫防を如何にして保全すべきかにあると云つて宜いのであります。つまり、治水・灌漑に就いて適當な施設を實現することを得たならば、支那農業の安定・改善に關する基礎工作だけは一應その目的を達し得られる譯であります。さればこそ、凡そ支那の經濟的再建論と云へば、必ず治水・灌漑が最重大な對策に供せられるのが定石のやうになつて居りますにも拘らず、然もそれが今日迄、總べて机上の空論でしかなかつたのは果して、どうした譯なのでせうか。と云ひましても、これは單に同國當面の國情を對象としただけでは、到底理解せられる問題ではありません。少くとも、さうした現代支那の經濟狀勢を馴致して來た過去數十年來の史的經過に顧みて、その因果關係を明かにしなければならぬ懸案なのであります。

(2) 半植民地状態を招徠せる経済的事情　と云ひますのは、支那側としては、支那自身のいはゆる経済的建設が實現せられないのは、一つに外國資本家が『相互利益』を條件としての『金融的援助』を與へないで、寧ろ帝國主義的搾取を目的とするからに外ならないと主張するのに對して、外國側、特にヨーロッパ乃至アメリカ諸國の資本家としては、自分らは敢て搾取を目的とするものではないが、支那の經濟そのものが外國からの投資に對して安全を保障しないばかりか、支那自身が『相互利益』を原則として『金融的援助』を受け得るやうな狀勢を、未だ實現するには至らないではないかと反駁するでせう。つまり、この意味に於ては、問題はいはゆる水掛論で、結局、解決が付かないのでありますが、では、どうして、そのやうな惡循環的相互關係を馴致して來たのかと云ひますと、ひつきやう、それは支那が最初から資本主義經濟としての發達に立遅れたことに重點が置かれなければならぬのでありまして、それは、現に支那人自身も肯定して居るところであります。即ち『支那に關する諸問題を論ずる場合には必ず先づ農村秩序の問題より始むべきである。』(註一)とて、その農村衰退の起因に關し左の如く論じて居る(註二)であります。

(註一)(註二) 何廉、『支那に於ける農村經濟建設』、『一』(日本國際協會、『支那經濟建設の全貌』(二))

『支那農業の最も顯著な事實は、西洋の工業諸國との自由接觸以來打續く衰退である。かゝる接觸は衰頹する老國支那の經濟秩序に新たな刺戟を與へつゝあるとは云へ、低廉なる外國輸入品は國內生産品に對し強烈な競争となり、支那の産業發展を著しく阻害した。支那農業はかくして一八四一—一八四二年の阿片戦争以後、恰も一世紀前の英・佛の農業と同様

に衰退の過程を経過したのである。兩者の主たる相違としては、英・佛に於いては農業の衰退に伴ひ反面國內都市工業組織の發生を見たが、支那に於ては工業化競争へ遅れて登場し、妨害せられることなく自由に成長する機會を與へられなかつたがために斯る發展は起り得なかつたのである。』

しかしながら、これは、支那が『工業化競争へ遅れて登場し』たのに對して、外國資本としては必ずしも、それを積極的に『妨害』した譯でもなければ、又強ひて『自由に成長する機會を與へ』ないやうにしたものとのみ速斷する譯にも行かないでせう。現に、この點では大よそ同様の立場にあつた日本が、『工業化競争へ遅れて登場し』ながら、よく、その競争に堪へ、更に、諸工業の中には先進諸國を凌駕するに至つたものすら少くないのと對照しても察せられますやうに、けだし、さうした工業化の停滯は寧ろ支那自身の側に禍因があつたものと觀なければならぬのであります。

けだし資本主義發展の大勢は國際經濟關係に於ても、飽く迄も自由競争を激化せずには居なかつたのでありまして、優者の劣者に對する搾取は必然の傾向であつたと云はなければなりません。支那がヨーロッパ乃至アメリカの諸國から搾取の對象とせられて來たのも、所詮は、この原則の規制を避けられないやうな狀勢にあつたが爲めに外ならないのでありまして、さうした意味からすれば、『その帝國主義的性質及支那の統治權と領土保全に對する侵害』は、寧ろ不可避の結果であつたと認めざるを得ないのであります。

### (二) 植民地的支配に依る搾取の態様

(1) 佛印及蘭印の土地制度 斯うした本質的な事情に關しては、ヨーロッパ乃至アメリカ諸國の『半植民地』たる支那ばかりではなくて、彼れらの純植民地たる他の『東亞』諸國も亦殆ど軌を同じうして來たのであります。唯だ、それらの純植民地たる國々としては、各その國民經濟としての實力に於て支那よりも一層薄弱であり、ヨーロッパ乃至アメリカ諸國の征服又は侵略に對する抵抗力に於て一層缺くところがあつたが爲めに、現實に政治的支配を受けなければならなかつたのでありまして、さうした資本的搾取が統治權を保障とし、より苛酷に誅求せられて來たと云ふ點で、多少の相違が認められるだけのものであります。即ち『東亞』植民地の中では、獨り大洋洲だけが殆ど完全な自治を保有して居る以外、他の各植民地にあつては、統治制度上に於ける寛嚴の程度に多少の差こそあれ、要するに、本國の利益の爲めにする制壓的支配が、勢、土着民の奴隸化を餘儀なくせしめて居るのでありまして、さう云ふ意味に於ては、彼れらは支那の民衆よりも更に虐げられたる境地に追ひつめられて居るものと云はなければなりません。

さうした政治的制壓の最も舊式な方策は、例へば佛印・蘭印などに於ける土地制度に關して觀られるところでありまして、佛印に於ては最初、原則として土地を國有とし、一八七四年(明治七年)にはゆるコンセッション制度を施行して以來、一定の條件の下に開墾・耕作を爲したものに對してのみ、有償又は無償で土地の拂下げを行ふことになつて居りますが、元來、經濟的に極めて後れて居た土着民としては、到底農業を大規模に經營し得るだけの資力を有ちませんから、所詮、農民は永久に零碎農民としての窮地から脱し得ないのであります(註一)。又

蘭印に於ける土地制度は一層複雑且つ嚴重なものでありまして、殊に土地の處分に關しては、個人的自由を認めず、一定の組織に依る共同體に依つてのみ、その處分權を行使し得ることになつて居るのであります。斯やうに『土民の土地に對する權利が非常に制限せられ、(中略)土民以外の者に對しては貸與すら嚴重なる政府の監督下であり、自由に許されて居る土民間の賣買等も、土民占有地なるものがそも／＼共同體處分權の埒肉にある以上即ち「不自由なる國有地」であるからには、近代的な大農經營を可能にする條件を形成し得ない譯であり、かくして、土民社會内部に於ける傳來的小規模農耕の大農的栽培への發展は望むべくもない』(註二)のが當然なのであります。

(註一) 太平洋協會、前掲、第二篇、第一章、二、(二)、一五四—一六三頁參照。

(註二) 東亞經濟調査局、『南洋叢書』第一卷、『蘭領東印度篇』、第六、一、五。

(2) 印度に對する近代工業化の壓迫 ところが、一方、印度及ビルマの如きにあつては、未だ自治すらも與へられて居ないのでありまして、『農民中、「經濟的耕作單位の土地」を保有する者は極めて稀であり、(中略)若し氣候の不順・旱魃などに襲はれたならば、その被害は推して知るべきのみであるにも拘らず、灌漑施設が進んで居るのは、全耕作地域の割八分に過ぎない。』(註一)さうであります。然も印度の民衆はその經濟的窮境から免れやうとして、『工業化を多年の宿望として來た。それは、この國がイギリスの羈絆に屬するやうになつて以來、印度固有の工業は衰微し、同國の市場が大量生産に依る廉價なヨーロッパ商品の爲めに侵略せられるやうに

なつたことに對する國民的怨恨が、それを切望して居るのは、固より當然の次第である。』(註二)と、イギリス人自身が認めて居るにも拘らず、その『工業化』は殆どイギリス人自身の利益の爲めに、イギリス人の事業として行はれるに過ぎないのであります。勿論それらの『大規模な工業に使用せられて居る労働者の實収入が確保せられることに依り、(中略)それが、農民階級の収入漸減の傾向と著しい逆對照を示して居る』(註三)ことは認められるにしても、然も、『元來、印度農民の生活程度が極めて低きに止まつて居るその根本的な原因は、(中略)耕地の廣さに對して人口が多過ぎると云ふことにある。そこへ印度古來の手工業がヨーロッパ工業の壓迫を蒙つて衰滅に陥つて來たが爲めに、ヨーロッパ諸國では人口の移動が農業から工業へ向ふのが普通であるのに、印度ではその逆行的傾向が認められる。』(註四)と云ふのであります。

(註一)(註二)(註三)(註四) The Economist, ibid.

### (三) 自由主義的制壓の根本方針

斯やうにヨーロッパ乃至アメリカ諸國の『東亞』に對する搾取の態様を概観しますと、その支配國たる歐米諸國の植民地又は半植民たる『東亞』諸國に對する支配や制壓は、専ら各本國自身としての利益を増進することのみ眼目が置かれて居ると云つて宜いのであります。その目的に協ひ得る限りに於て資本的活動を増進して行かうとするに過ぎないものであることが明かに看取せられるのであります。されば、現に、例へばアメリカのフイリッピンに對する獨立許與の如きは、前にも述べましたやうに、獨立の美名の下に實は本國としての植民地に

對する不利な關係だけを、片勘定で清算しやうとするに外ならないものであります。ひつきやう、これは搾取の餘地なき『植民地支配』が到底、維持せられない所以を、本國みづから告白した時勢相の一端であるとしても評すべきであります。

されば、彼らとしては、支那の如き半植民地に對しては、その『經濟的援助』が帝國主義的搾取に終ると否とを問はず、苟くも自由主義的營利鬭争としての採算を維持し得る限り、進んでこれを與へますけれども、それが、まず、支那經濟をして衰滅に陥らしむるの所以であることなどは、最初から問題とはして居なかつたのであります。又純植民地たる佛印・蘭印・ビルマ・印度・等々の諸國に對しては、統治の眼目を専ら植民地としての政治的安定、即ち最初治安の保全に、降つては財政の獨立に置くのが一般の傾向となつて居たのであります。それは主として、植民地から本國へ食料品・原料品の如きを供給せしめるのと交換的に、本國からは植民地に對して獨占的に工業製品などを移出し、然も、それで居て、植民地から本國へ財政的負擔を負はしめないやうに、植民地の財政は植民地自身で賄はしめやうと云ふ趣旨に外ならないのでありますから、結局、彼らの植民地支配は、要するに植民地を以て本國の經濟を保護する爲めの犠牲的手段に供する以外の何もなかつたと認めざるを得ないのであります。

### (四) 禍因は國民的境遇と民族性

そこで、問題は結局、斯やうに日本を除く以外の『東亞』の諸國民又は諸民族が、ヨーロッパ乃至アメリカ諸



國の侵略・制壓に對抗することを得ずして、各その經濟的自主性を否定せざるを得ないやうな關係に立たされた根本的原因は、一體、何れにあるのかと云ふ點であります。即ち、假令ヨーロッパ乃至アメリカの諸國が、『東亞』の諸國を資源又は販路として絶好の對象と認め、これに對して如何に侵略を企圖し、如何に征服に努めたからとて、若し、それらの『東亞』諸國民又は諸民族がみづから、その外寇を排撃し、否、少くともこれに對抗し得るだけの實力を備へて居たならば、いはゆる植民地乃至半植民地的支配關係などは恐らく實現せられなかつたであらうと思はれます。然るに、獨り日本だけを除外の『東亞』の諸國民又は諸民族が、斯くも惨めな被制壓の境遇に迫込まれざるを得なかつたと云ふことは、ひつきやう、その環境と民族性とに禍されての劣敗的現象に外ならなかつたのでありまして、さうした劣敗と云ふ意味に於ては、植民地たると、いはゆる半植民地たるとを問はず、一樣の傾向にあつたものと云はなければなりません。しかし、又さうは云ひましても、凡そ『東亞』に對する支配の様相が、斯く一般から植民地と半植民地と云ふ風に概念的な差別觀を以て律せられるのは、勿論何らか、それだけの根據がなくてはならない筈であります。即ち問題は單なる統治の體制又は政治的關係のみに依存して居るのではなくて、それには、恐らく各その國民經濟としての實狀如何に由來する何ものかゝらねばならないと思はれるからであります。

けだし支那——（滿洲國獨立以前の）——は姑くこれを措き、凡そ『東亞』に於ける被制壓諸國の所在を通觀しますと、大洋洲の一部を除く以外の諸國は、その地理的地位が熱帶圏乃至亞熱帶圏に屬して居りまして、殊に原始

的生産の豊富なところから、前に述べましたやうに、それらの諸國民又は諸民族としては、今尙ほ一般に、天惠的な生活の安易性を多分に享受して居りますが爲めに、却つて文化の停滞を免れないばかりか、従つて又闘争性にも乏しくなり、近世に入つた頃には夙に溫帶文化人の征服に反抗し切るだけの國民的又は民族的能力を喪失してしまつて居たのであります。斯くて、これを征服し得たヨーロッパ乃至アメリカ諸國にとつては、さうした『東亞』諸國民又は諸民族の熱帶的乃至亞熱帶的な文化の停滞性こそ、彼れらの植民地支配を恣にする上に、寧ろ求めずして與へられた奇貨でありましたし、又、彼れらとしては、その制壓的支配の野望を充たし續ける爲めには、敢て植民地の文化的向上を妨げやうとはしない迄も、成るべくは、その國民的又は民族的擡頭を望まないやうな統治方針を以て一貫して來たのであります。然も斯うした非提携方針に依る搾取的支配關係の齎した結果は、所詮、本國と植民地との文化及國民經濟としての實力の開きを、ますます擴大する以外の何ものでもなく、植民地側としては年代を経るに伴つて、おのづから、さうした制壓の強化に慣らされ、若くは無意識的にその桎梏を忍んで來たと云ふだけのものであります。

一方、いはゆる半植民地たる支那の場合はどうかと觀ますと、成るほど、支那は國土の大部分が溫帶に屬し、古代に於ては勿論、ヨーロッパの中世紀時代にあつても、文化の程度に於て必ずしもヨーロッパ諸國に劣つて居たものとは認められません。否、近世に入つて以來でも、尙ほヨーロッパ諸國から侮るべからざる『老大國』として寧ろ畏怖せられて居た程でありますし、又現代に於ても、支那人が他の溫帶文化人に比して、民族的に特に

劣等視せらるべき弱點を有つて居るなどゝは、決して斷ぜられないのであります。のみならず、殊にその經濟的  
活動力や勤勉にして忍苦的生活力の旺盛なること等の點に於ては、寧ろヨーロッパ乃至アメリカの諸國民に優る  
とも劣るところはないかの感すらあります。

では、斯く民族性に於て少からざる長所を備へて居る支那が、何故に今日の如きいはゆる半植民地的支配の對  
象たらざるを得なくなつたのかと云ひますと、ひつきやう、それは『國民』としての境遇の特殊性と、さうした  
特殊の境遇に因つて數千年の久しきに亙り、傳統的に固有化せられて來た民族性とが、相待つて彼れらを『非  
國民的』に性格づけて來たのに因るものでありまして、斯やうな『非國民的』性格の基調を成して居るものは、  
主としてその端的な個人主義であると云へませう。そして、斯やうな國民的境遇の特殊性と、傳統的な民族性と  
が相關聯して、國家的秩序の上に體現して居る最も顯著な傾向は、殆ど類例のない程の政治の不統一と云ふこと  
でありまして、それが爲めに、『支那とは何ぞや』と云ふやうな奇問が世界的な一話題とすらなるに至つたと云ふ  
やうな次第であります。

これは支那の歴史乃至現實の社會狀勢からしても察せられますやうに、元來、その民衆生活が大陸的境遇に依  
存して居ります關係上、いはゆる生活局面の可變性は、おのづから國民一般をして非愛郷的・漂浪的傾向に即せ  
しめ、例へば華僑の如く夙に數百年の前代に於てすら、尙ほ利を追つて遠く異境に徙遷して居たと云ふやうな狀  
態でありまして、斯うした傾向は、やがて民族的發展を意味する一特徴でもありますが、然も又、それは自國の

政府に對する信頼の否定を民衆的行動上に體現した社會的現象でありまして、何れにしても國民的團結を保全す  
るの所以でないことは明かであります。されば、中世から近世に入り更に近代に至る數百年に亙つて、特に元・  
明の二朝を通じ、國際關係の極めて稀薄であつた時代には、その政治的統一が比較的完全に保たれ得ましたけ  
れども、明朝の末期に及んでヨーロッパ人の來航を見るやうになつてからは、早くも政治的動搖の徴候を萌し、  
降つて清朝の末期以來、滔々として浸入して來た自由主義・資本主義思潮の奔流は、寧ろ支那社會の分解作用を  
助成する上に詭へ向きの溶解劑となり、斯くて再びその政治的統一を失つた同國は、革命に次いで更に混亂狀態  
を招徠せずには居なかつたと云ふ次第であります。

斯うした事情の下に、社會的分解から政治的變革を招徠したこと自體は、敢て怪むに足らない次第でありまし  
て、現に我國の如きも開國が動機となつて封建制度の崩壊を伴ひ、政治的體制を一變しましたことは、やはり同  
様の關係に即するものと云へませう。しかし我國に於ては、斯くて本質的に分解せざるを得なくなつた社會組織  
は、寧ろ國際關係の發展に伴ひ、外來的壓力が重加せられる程、却つて反作用的にそれ自體の全國的統一傾向を  
助成せられるところとなり、庶政一途への再結晶に依つて明治維新を完成し得ましたのに、支那に於けるその社  
會的分解は、革命から政治的混亂を招徠した切りで、遂に再統一の實現を見るに至らなければかりか、ます／＼局  
面を悪化して、所詮、國家的破局に陥るより外はないやうな狀勢を辿つて居たのであります。このことは、ひつ  
きやう支那社會がそれ自體の特殊性から、到底、自由主義國民經濟體制に即し得ないと云ふ實證に外ならないの

でありまして、それが、必然に同國をして半植民地的存在たらしめずには置かなかつた所以であると云つて宜からうと思ひます。

### 第五節 植民地體制から廣域經濟への再編成

#### 一、自由主義體制としての崩壞の必然性

##### (一) 歴史的發展の一段階としての存在

斯くヨーロッパ乃至アメリカ諸國の『東亞』に對する植民地乃至半植民地的支配と云ふことに就いて、最初からの經緯を本質的に觀察して來ますと、前後を通じての因果關係を規定して居るその基調は、所詮、人類生活の維持・發展に缺くべからざる基本要件、即ち生活資料に關する需給關係の支配如何と云ふことに外ならなかつた所以が認められるのであります。然も、さうした人類生活の維持・發展に缺くべからざる基本要件が具備せられて居るか否かは、元來、時代と環境とに依存しつゝ、人類社會進化の各段階に應じて異動すべき相對的な問題でありまして、現に我國又は支那の如き東亞の諸國にあつては、大よそ十九世紀の後半期に入る頃迄は、國民生活の維持にも亦國防の保全にも、それ／＼に必要な諸物資は略ぼこれを『有てる』國として、各その自給自足を保ち得て來ましたのに反し、ヨーロッパ諸國の如きは夙に中世の末葉に於てすら、最早、必需物資をすら充

分に『有たざる』國々とならざるを得なかつたと云ふやうなものであります。

ところが、その『有てる』國々は兎に角、『有たざる』國々としては、凡そ人類社會としての發展段階に即應する爲めには、何らかの方法に依つて、それらの『有たざる』必需諸物資を、他の何處からか獲得して來なければならなかつた譯でありまして、さうした餘儀ない事情の下に彼れらがいゆる海外遠征の必要を生ずるに至つたことは、寧ろ不可避の勢であつたと云はなければなりません。

されば、ヨーロッパ人が近世に入つて以來、いはゆる海外遠征に進出し、遂に『東亞』の大部分を植民地乃至半植民地として支配するに至つたことも、客觀的には、ひつきやう人類社會の發展に伴ふ一つの、しかし實に重大な時代的現象に外ならなかつたと云つて宜いのであります。さうした意味に於ては、斯やうな時代的現象そのものが結局、一つの歴史的所産に過ぎないものであつたと認めざるを得ないのであります。ところが、既にそれが歴史的所産であるとすれば、そして又、凡そ人類社會自體が不斷に發達し・進化して行くべき實在である限り、斯やうな歴史的所産としての『植民地乃至半植民地的支配』と云ふ體制そのものが、早晚、みづからの存在を否定して、何らか新規の體制に更改せられざるを得なくなると云ふことも必至の成り行きであると觀なければなりません。さうした史的因果關係からすれば、過去數百年來、ヨーロッパ乃至アメリカ諸國の植民地若くは半植民地的存在としての立場を餘儀なくせられて來ました『東亞』も、實は、今日それ自體が崩壞して、何らか新規の體制へ更改せられざるを得ないやうな必然的な變遷の運命を、最初から約束づけられて居たものと云つて宜

いのであります。

### (二) 制壓的搾取を肯定せる相互依存の倫理性

では、斯やうに、早晚それ自體の存在を否定せざるを得ないやうな必至の運命を、最初から豫約せられて居た『東亞』の植民地乃至半植民地的支配と云ふことが、兎に角數百年にも互つて命脈を持続し得て來たことは、一體その合理性・正當性をどのやうに肯定せられて來たのかと云ひますと、ひつきやう、それは近世の初期から、いはゆる植民闘争の發展・産業革命を経て、近代的國民經濟並に國際關係が生成せられ・高度化せられて、第一次世界大戰に至る迄の數世紀間に互り、重商主義の勃興から衰退、それに代つて擡頭して來た自由主義の上昇・發展・爛熟に至つた時代思潮に外ならなかつたのでありまして、その重商主義乃至自由主義の指導理念に主持せられて來た民族的優勢劣敗又は國民的征服・被征服の原則が、新大陸の發見・新航路の開拓を契機として、世界的に展開せられて來た新版圖の領有・資源の獲得・販路の擴張・利權の確保と云ふ一聯の國際的活動を合理的・正當的に體系づけて來たと云ふ譯であります。

このことは、ひつきやう人類社會一般が重商主義的優勢劣敗又は自由主義的征服・被征服と云ふ原則の下に、それ自體の動向を規定せられざるを得ないやうな歴史的段階を辿つて居たからこそ實現せられ、且つ持續せられて來たのでありまして、さうした意味に於ては、それ自體が一つの必然的成果であつたと云つて宜いのであります。しかし又、如何に優勝劣敗又は征服・被征服關係の當然性が、殊に自由主義的原則の下に肯定せられ得る

やうな状態にあつたとしましても、然も、斯くて許さるべき制壓的搾取には、おのづから一定の限界があらねばならなかつた筈でありまして、云ふ迄もなく、それは制壓的搾取の對象とせられて居た諸國民又は諸民族としての膨脹・發展の自然的状態を阻害しない限度であります。即ち斯やうな關係の下に、被支配國側の支配國側に対する貢獻を低下せしめない爲めには、支配國側としては被支配國側をして、常に資源としての生産力又は販路としての購買力を維持せしめるに必要な誘導政策を缺くことは出來ないのでありまして、そのやうな生産力又は購買力を必要とする限りに於て、被支配國民若くは被制壓民族としての文化の水準を、多少とも向上せしめて行かなければならない譯であります。斯うした關係から、制壓的搾取が強化せられる一面に於て、それらの植民地民族乃至半植民地國民としては、支配國側乃至文明國人からすれば、半奴隸的とすら認められるやうな逆境に陥らされながらも、尙ほ何らか、人類社會としての發展の動向に即し得るものがあつたでありませうし、實際、又そのやうな發展の動向に即するところがあつたからこそ、彼ら自身としての社會的秩序並にその國際的關係を破壊することなくして經過して來たのであらうと思はます。斯やうな意味に於ては、その制壓的支配に依る植民地乃至半植民地的搾取の關係にも、おのづから多少は相互依存乃至共榮と云ふ倫理性の肯定せらるべきものがあつたと云へるのでありまして、その『制壓的搾取』が繼續せられて來た所以のものは、ひつきやう、こゝにあつたと認められるのであります。

### (三) 植民地支配體制への補強工作の失敗

しかしながら、その自由主義を指導原理として維持せられ、上昇して來た資本主義の世界體制は、更に發展し得る限りの發展を遂げて、遂に國內的にも國際的にも、それ自體の動向局面に行きつまつた揚句、みづから致命的な破綻を暴露して崩壊に瀕し、今や世界經濟としての體制を一變せざるを得なくなつて來たのであります。勿論こゝに至る迄には、ヨーロッパ乃至アメリカ諸國の中でも特に「有てる」國々、例へばイギリス・フランス・アメリカの如きは、その自由主義世界體制自體が曩の大戦を劃期として深刻な動搖を始めたのに對し、出來得る限りの補強工作を施してこれを支持し、能ふべくは、それを永久に存続せしめやうと努めたのであります。前に述べました國際聯盟・軍備制限・戦争地棄に關する條約の如きは、實に、さうした補強工作の支柱を成して居たものと認められますし、又四國條約並に九國條約の如きは、このやうな自由主義世界體制の中でも、特に「東亞」に對する彼れらの「植民地乃至半植民地的支配」と云ふ最も緊切な部分を保全せんが爲めに採用した補足的支杆にでも擬へらるべき一規制であつたと云へませう。

然るに、彼れらが、さうした自由主義・資本主義の世界體制を持續する爲めに、これを補強しやうとして試みた凡ゆる努力は、否、補強しやうと努力すればする程、結局、自由主義・資本主義體制それ自體をしてますます動搖せしめ、延いて崩壊せしむるの所以でしかなかつたのであります。殊に彼れらが最も重きを置いて居りました「東亞」の植民地乃至半植民地的支配そのことにしても、これを保全しやうとすればする程、實に植民地乃至半植民地的支配なる關係そのものだけでなく、寧ろ彼れら各本國の國民經濟をして、それ自體としての安定を

すら失はしめずには居られなくなつて來たのであります。つまり彼れらの植民地乃至半植民地的支配なる體制を持續すると云ふことが、支配國たる彼れら自身をして自殺的矛盾を避けられなくせしめて來たのであります。さうした意味からすれば、今日の言はゞ第二次世界大戦は、客觀的には、その自由主義・資本主義世界體制の崩壊から、何らか新體制の再建に至るべき連續劇の序幕的な一階程に外ならないと云つて宜からうと思ひます。

## 二、廣域經濟としての確立の可能性

### (一) 建前を規定すべき基本的條件

扱て、斯やうに自由主義が過去數世紀に亙る歴史的使命を果して、今や、みづからの命數を終らうとするに際し、それに代はつて人類社會の動向を規定すべき常軌に擬せられやうとして居る指導理念がいはゆる全體主義であり、その全體主義に基いて編成し直さるべき世界的秩序が、「廣域經濟」の對立と云ふ新體制であるとしませれば、一體その廣域經濟なる集團組織は如何なる機構・態様に於て建設せらるべきであるかが、最後に問題とならざるを得ないのであります。殊に吾々日本國民としては、現に廣域經濟の一つたる東亞共榮圏の建設に關し、みづから、その衝に當らなければならぬと云ふ指導的役割を演じて居るのであります。丁度ヨーロッパ廣域經濟に於けるドイツの地歩と相互に對照せらるべき立場に處しつゝ、この世界的な世紀の課題に當面して居ると云ふ譯であります。

ところが、凡そ廣域經濟の建設と云ふことは、問題それ自身が専ら具體的施設を目的として居ります關係上、何を措いても、集團的秩序としての順調な運営の可能が保障せられなければならないのでありまして、それには是非とも關係廣域圏全體を通じて出来るだけ自然的諸條件その他一般の實狀に即することが要求せられるのであります。されば、一概に廣域經濟の建設とは云ひましても、必ずしも總べての廣域經濟に對して同軌にこれを律し去る譯には行かないのでありまして、即ちヨーロッパなり東亞なり、各廣域圏としての特殊的事情又は固有の條件を一層利導することに依り、各廣域經濟としての特徴が、より顯著に體現せられ、從つて又廣域經濟としての使命が、より切實に發揮せられるやうにしなければならぬ譯であります。しかし又、斯やうに幾つかの廣域經濟が時代を同じうして生成せられるやうになつたことは、それ自身が一つの世界的傾向を成して居るのでありますから、さすれば、又これが建設の大綱には、おのづから相互に共通するものもあらうと察せられるのであります。例へば、現にドイツに於て主唱せられて居りますやうなヨーロッパ廣域經濟の建設に關する諸説の中でも、前に紹介しました三大案の如きは、恐らく最も主要な標準的體制に擬せらるべきものであらうと思はれます。もつとも、これは必ずしも、東亞共榮圏の建設がこのやうな綱領の何れかに準據して實現せらるべきであること云ふやうな意味ではありません。それは既にヨーロッパ廣域經濟の建設に關して述べましたやうに、凡そ廣域經濟の建前としては、實際は、これらの標準型が、或は全體的に折衷せられたやうな形態を出現することもありませうし、或は又、國別若くは地域別に異つた體制を採らざるを得ないやうな場合もないとは限らないでせうが、

それは必ずしも怪むには足りないところであります。何れにしても、各その實狀に即應すると云ふことが、建設條件として切實に要求せられるものとしませすれば、東亞共榮圏の建設にしても所詮、それは現戰局の進展に伴つて、各國・各民族それ々の立場に適應した體制を採り、然も共榮圏全體としての統制を確保することを以て眼目とするより外はなからうと想像せられるのであります。

されば、滿洲國のやうに高度の保護制に依つて、既にその指導國たる日本への依存關係が固定せられたものは別として、例へばフィリッピンやビルマの如きに對しては、假に今日では大體、獨立を許與するの方針を採つて居るとしましても、然もそれは、今から是非とも、斯やうに決定して掛からなければならないと云ふ筋合ひのものでもないであります。但し、何れにしても、廣域經濟の建設が一つに、廣域圏全體としての高度國防體制の確保を眼目とし、然も高度國防體制そのものが同時に又、全廣域圏を通じての共存共榮を維持する上に不可缺の要件であるとしませれば、如何なる體制を採るにしても、第一に問題とせらるべきは資源の保全と云ふことでありまして、そのいはゆる資源計畫に基き、物資・資金・勞力それ々の、又相互の需給調整に關する具體的施設が、實狀に即して運営せられなければならない譯であります。

### (二) 『有てる』廣域經濟としての建設綱領

では、一體、今日迄の實績から觀て、『東亞』圏が廣域經濟としての存立を保全するに足るだけの資源を、完全に保有して居るか否かと云ひますと、これは既に述べましたやうに、凡そ現代人類としての『文化』の段階を基

準として觀れば、原料並に食料物資としての種類に於ては、軍民・需双方を通じて殆ど缺くところなき迄に、凡ゆるものが網羅せられて居るのでありまして、結局、問題はそれらの諸物資に關する自給の可能度如何にあると云つて宜いのであります。もつとも、自足し得るだけの自給が確保せられ得るか否かと云ふことは、既に述べましたやうに、時代的にも境遇的にも異動すべき相對的な問題でありますから、勿論將來のことに關しては一概に速断せらるべきの限りではありませんが、兎に角、圈内を通じ軍・民需の双方に互つて大體、必要なる最小限度を充足し得ることだけは疑ないところでありますし、物資に依つては、例へば羊毛・ゴム・砂糖・錫の如き、他の廣域經濟に對して相當の供給餘力を有つて居ることも明かであります。

しかしながら、所要物資の所要數量を確保し得ると云ふことは、廣域經濟の建設上、未だ物的條件の一つを充たし得ると云ふに過ぎないのでありまして、問題は如何にこれが需給を調整し、又未開の資源を開發して、より良き物資を生産するかと云ふ點にあらねばなりません。云ふ迄もなく、それは狹義の國防、即ち主として軍事的又は戰略的要求と、圈内諸民族の生活上の必要とを、如何に調和して行くかと云ふこと、不可分的に解決しなければならぬ問題であります。然も又これが實現は、勿論一つの綜合的な計畫に依らなければならぬのでありまして、廣域經濟としての體制は、所詮、それに伴つて規定せられざるを得ないと云ふ譯であります。

## むすび

上來、述べて來たところを顧みますと、これだけでは未だ廣域經濟の解説として、到底完全なものとは認められませんし、又讀者諸君としても、或は、いろ／＼と物足らなさを感じられるやうな點が少くならうとも思ひますが、それでも、尙ほこれに依つて、凡そ廣域經濟とはどんなものかと云ふ大體の認識を把握せられる上に、一つの據りどころとせられることが出來ましたならば、著者としては、それだけでも寧ろ過分の好果を收め得たものとして満足しなければなりません。

と云ひますのは、けだし話の筋途をこゝ迄展開して來ましたからには、是非とも今一步を進めて、東亞共榮圈の建設計畫と云ふ肝腎の問題に入らなければならぬ譯でありますし、恐らく又それは讀者諸君としても、最も期待せられた要項の一つであらうと察して居るのであります。然も、このことは前に附言して置きましたやうに、専ら具體的な事項に基いた實地の計畫論でなくてはなりませんし、殊にそれは廣域經濟と云ふ國際的集團秩序としての經濟上・國防上の要求に基くいはゆる産業立地計畫に重點を置いて、綜括的に考案せられなければならない問題であります。ところが、そのやうな實際上の計畫に就いては、今日では未だ到底これを獨断し得るの限りではありませんし、然も又、單なる机上論としてだけならば、寧ろ無意味に屬するのでありまして、それらの事情から、餘儀なく、こゝで小篇の結末を付けなければならぬと云ふ次第は、恐らく讀者諸君としても、敢

て承認を拒まれないところであらうと思ひます。

さりながら、以上に述べて來ました話の結びを付けるに當りましては、尙ほ一つ、是非とも追説して置かなければならないと思はれる問題があります。それは、斯く幾つかの廣域經濟が生成するに伴つて、そこに展開せらるべき廣域經濟同士の對立と云ふ世界的な新秩序に關し、吾々は、一體これを如何やうに認識すべきかと云ふことでありまして、つまり、斯うした世界的大變革そのものゝ意義又は性格に關する見解の確保を要すると云ふ意味であります。

### 一、人類文化一新の象徴

そこで、廻つて上來述べて來ましたところを、始終に互つて通観しますと、凡そ廣域經濟の生成又は建設と云ふことは、例へば國民經濟機構の建直しとか、國際經濟組織の改編とか、本國對植民地關係の清算とか、高度國防體制の確立とか云ふやうな個々の一事項としてだけでなく、寧ろさうした個別的な諸現象の基調を成して居る人類社會としての動向そのものが、集約的に表現せられた世界的な大勢であると云ふこと、従つて、『廣域經濟』を理解する爲めには、單にそれ自體の態様・傾向・目的などから速断したゞけでは、未だ到底これが本質を認識し得らるべきものではなく、實に人類『文化』の根本的・一新を意味する劃史的現象として、さうした本質的意義を有つた超政策的な問題であると云ふところに、これがテーマを捉へなければならぬと云ふ所以が肯かれやうと

思ひます。

ところで、こゝに『文化』と云ひますのは、凡そ人類としての生活様式の一切を意味するものでありまして、即ち小にしては一個人としての現實の衣食住を始め、家庭若くは家族生活から、更に國民經濟乃至世界經濟に及び、大にしては、結局、宇宙をも包括した無限の空間に互つて、人類が生活の安定・向上の爲めに營む一切の行動様式を指すのであります。即ち政治・經濟・社會制度・言語・風俗・宗教・科學・藝術・スポーツ・等々を始め、國防も戰爭も總べて『文化』の一部門に屬するのでありまして、さうした意味から、國際經濟關係とか植民地乃至半植民地的支配とか云ふやうな舊來の體制も亦廣域經濟と云ふやうな新規の集團秩序も、齊しくそれ自體が『文化』、即ち人類生活様式の一局面に外ならないと云ふ譯であります。斯やうなことは、今更こゝで解説するには餘りに蛇足のやうであります。然も世間には往々それが甚だしく誤解せられて、例へば戰爭は戰爭、文化は文化、と云ふ風に、何か、文化と云ふものが人類生活の諸部門とは別箇に一部門を成した存在で、あるかの如くに看做されるやうな傾向もありますので、念の爲めに一言して置く次第であります。即ち若し、さうした觀方を以てしたならば、今日のいはゆる第二次世界大戰の發生・國際關係の改編・植民地體制の崩壊・廣域經濟の生成及對立と云ふ一聯の世界的更新の現象も、假令それは人類生活の一部門ではあるにもせよ、『文化』とは無關係の事態であると云ふことにならざるを得ない譯であります。然も斯うした一聯の世界的現象が由つて來たところを探ねて見ますと、もとゞ、さうした一聯の世界的現象自體が全人類社會としての發展動向を反映した生活



様式そのものでありまして、寧ろ『文化』發展の飛躍的な一段階が斯やうな更新的事態に於て象徴せられて居るものと看做して宜いのであります。

ところが、従来、人類社會としての動向、即ち人類一般の生活様式を規定して居た個人主義・民主主義・資本主義體制の基調を成して居たものは、一つに自由主義の指導理念でありまして、人類が國民經濟と云ふ一つの集團經濟を單位とし、その國民經濟同士の對立に依つて世界經濟と云ふ大集團秩序を構成して居りましたのも、又その世界經濟の中にあつて、一部の國民經濟と國民經濟との間に植民地乃至半植民地的支配と云ふ體制が維持せられて居りましたのも、ひつきやう、そのこと自體が自由主義文化の一面に外ならなかつたのであります。されば、これを大東亞戰爭乃至東亞共榮圈の建設と云ふ一聯の事象に觀ましても、それは單に戰爭に因つて『東亞』に關する統治的關係又は經濟上の支配的分野に異動を生じたことと云ふだけのことではなく、もとゞ、これは人類一般としての生活様式を規定して居りました自由主義の指導理念が、それ自體の矛盾に行きつまつた揚句、自己否定を避けられなくなりまして、舊に、その自由主義體制の一部面を成して居りました植民地乃至半植民地的支配なる關係ばかりでなく、凡そ自由主義の世界秩序全體が崩壊すると共に、新たに構成せらるべき廣域經濟の對立と云ふ世界秩序の一部として、東亞共榮圈なる國際的集團組織が實現せられるやうになつたと云ふ譯なのであります。

## 二、歴史的觀察の必要

### (一) 人類社會としての本源的革新

斯やうに廣域經濟は、それ自體が世界秩序又は人類文化の更新を意味する新體制でありまして、つまり人類としての生活様式が本源的に改變せられなければならない所以を、國際的集團組織に於て體現したものと云つて宜いのであります。斯う云ひますと、或はそれに就いて一體、廣域經濟と云ふものに、どうして、そのやうな重大な意義があるのか、そも／＼人類社會に於て、そのやうに世界的な又本源的な大變革が現實に惹起せられつゝあるものとするれば、それは單に自由主義の破綻と云ふ當面の傾向のみから速斷せらるべき問題ではなからう。假令それが世界的な状態ではあるにしても、或は一時的な變態でないとも限らない。と云ふやうな疑が残されるかも知れません。

成るほど、凡そ人類社會としての動向に關する世界的又本源的な變化と云ふやうなことは、勿論しば／＼又は一舉に惹起せられるものではありません。しかし又、人類社會としての『時勢』と云ふものが絶へず進化した・變遷しつゝあると云ふことも疑ふ餘地なき事實であります。ところが、既に『時勢』と云ふからは、それ自體が歴史の何れかの一段階に屬するのでありまして、例へば、今日なら今日の時勢は、所詮、過去の歴史から不可分の連続して來た一局面に外ならないと同時に、又將來の歴史へ不可分の移行すべき一過程でもあらねばなら

ないのであります。されば、何れの時代又は如何なる場合を對象として觀察するにしましても、それには是非とも、先づその『時勢』が由つて來たところを、遡つて歴史的に觀察すると云ふことが、是非とも缺くべからざる要件とせられるのであります。凡そ廣域經濟と云ふやうな人類社會としての本質的な問題に關し、史的觀察を措いてこれが解決を期せんとするが如きは、結局その核心を把握し得るの所以ではありませぬし、寧ろそれは無意味に屬するものと認めざるを得ないのであります。

### (二) 十字軍戦役との對象

斯やうな意味に於て、著者としては廣域經濟と云ふやうな當面の、然も未完成の問題を觀察するに就いて、それには一見、無用とも認められるやうな中世紀のことに迄も遡つて、これが由來を明かにしやうと試みたのであります。殊にそれは、凡そ今日の『廣域經濟問題』と對照せらるべき人類社會としての大變動を史上に探めやうとすれば、その切實さに於ても、影響の廣大さに於ても亦意義の深遠さに於ても、けだし十字軍戦役の外にはあるまいと認められますし、又十字軍戦役と對照的に觀察することに依つて『廣域經濟』としての意義が最も緊切に認識せられ得るであらうと思はれるからであります。と云ひますと、では、第一次世界大戦はどうかと云ふ不審があるかも知れません。成るほど、これは戦争そのものが大規模であつた點に於て、全く史上に前例を見ないところでありまして、それと對照すれば、十字軍戦役の如きは殆ど比較にもならない程の一小闘争事件に過ぎなかつたやうでもありますが、しかし又、第一次世界大戦は史的意義と云ふ上からすれば、それ自體だけで歴史の

一段階を劃するものではなくて、本質的には自由主義體制の行きつまり・資本主義機構の破局から、『廣域經濟問題』に發展すべき連續劇の先驅的な局面でしかなかつたと評して宜いのであります。

斯うした見地から、試みに『廣域經濟』の生成事情を十字軍戦役の場合と對照しますと、その始終（一〇九六—一二七〇年）を通じて百七十餘年の久しきに亘つたと云ふ點は姑く措くとしても、否、その長期に亘つたと云ふことよりも、實に、この戦役が人類社會をして、中世の蒙昧狀態から近世の光明界へと進展せしめ、始めて『世界』と云ふものを現實の存在たらしむべき基礎工作を成したと云ふ意味に於て、その重大さは少くとも今日迄のところ正しく史上空前の大事事件であつたと云はなければなりません。即ち迷蒙の信教と封建の桎梏とに規律せられて、徒に暗黒裡を彷徨して居たヨーロッパ社會を、ローマ法王の教權と諸侯の壓制とから開放し、啓蒙運動の發展に伴つて文藝復興・宗教改革・科學の勃興を促し、近代的國家の成立を助成しつゝ、重商主義を高調せしめて、新大陸の發見・新航路の開拓を促し、自然法學說——『重農主義』——の擡頭から、延いて自由主義時代を展開せしむるに至りましたことは、ひつきやう十字軍戦役と云ふ大破壊が、恐らく、直接の原因を成したものと認めざるを得ないのであります。

ところが、その十字軍戦役が終つてから、自由主義の世界が本格的に展開せられて來たのは十九世紀に入つて以來のことでありまして、それ迄には實に五世紀餘りの星霜を閲して居りますし、前に紹介しましたやうに、自由主義經濟學の父と呼ばれるアダム・スミスが『諸國民の富』の初版を公にし、又アメリカ合衆國が獨立したの

は共に一七七六年でありまして、假に新大陸が発見せられ、新航路が開拓せられた十五・六世紀の交を劃期として、これを近世の始期に擬するとしても、その間には尙ほ百七・八十年と云ふ時代の隔たりがありました。即ち十字軍戦役が動機となつて黎明期の幕が開かれ、やがて自由主義擡頭の氣運を醸成して、近代文明の興隆を招徠することになつたとは云ひましても、前後を通じては、斯くも長年月に互る時代の隔たりと、局面變轉の幾波瀾とを経なければならなかつたのでありまして、このやうな経過から觀ても解りますやうに、凡そ時勢の推移と云ふことは、不斷に進展して已まない流れではあります、然もそれは決して劃然と時期を區切つて變化を生ずるものではなく、前後に互る不可分の因果關係の下に、脈絡を傳つて進展して行くものなのであります。

されば、自由主義の衰退・資本主義國民經濟乃至國際經濟機構の崩壊に伴つて、全體主義の擡頭・廣域經濟體制の生成・對立と云ふ新局面が開き出されて來たことも、所詮は一つの過渡期的現象でしかないものであります。全體主義なり廣域經濟なりが、それ自體に終局的存在としての意義を有つて居るものではありません。否寧ろその後に来たるべき何ものかへ推移すべき變遷過程としての經過性が、餘りに、はつきりと體現せられて居ることを認めない譯には行かないのであります。

### 三、廣域經濟としての本領

#### (一) 資源爭奪激化の必然性

けだし、廣域經濟の基本的性格を規定して居ります特徴は、専らそれ自體が鬭争態勢を成して居ると云ふ點にあると云つて宜いでせう。このことは既に述べましたやうに、凡そ現代人類としての文化の水準に依存する限り廣域經濟に依らなくては到底、高度國防體制の完成を期待せられないと云ふことは、最早、疑ひない現實であります。と云ふよりも、高度國防體制建設の爲めに避くべからざる唯一の組織又は秩序が廣域經濟に外ならないのであります。その意味に於ての國防の對象は、云ふ迄もなく他の特定又は不特定の廣域經濟なのであります。場合に依つては、或は一廣域經濟と他の二以上、又は總べての廣域經濟との對立と云ふやうなことにもならないとは限りませんが、さうした對立關係が双方向的であると多角的であるとを問はず、兎に角、總べての廣域經濟は各自が相互に鬭争せざるを得ないやうな必至の運命を約束せられて居るのであります。

ところで、さうした人類社會としての鬭争は既に述べましたやうに、終局的には自社會を、より良き生活状態へ向上せしめるに必要な總ゆる經濟的需給關係の、より廣大なる支配を目的としての死活的輸贏であります、それが爲めには先づ、鬭争手段の強化に必要な物資の獲得が何よりも急務とせられるのでありますから、廣域經濟の保全と云ふことは、勢、鬭争手段としての高度國防體制を確立するに必要な軍・民需物資の獲得と云ふことが、第一義的に問題とせられざるを得ないのであります、廣域經濟の建設そのことが、斯く必需物資の自給確保を目的として居る所以は、こゝにあると云つて宜いのであります。

然るに資源の分布は『廣域經濟時代』に入つたとしましても、未だ決して均等を得るには至りません。或は國

民経済對立の時代に於けるよりも、一層偏頗にならないとも限りません。とすれば、各廣域經濟相互間には依然として、否、寧ろ、より以上に資源の獲得又は物資の需給關係に對する支配權の爭奪が激化せられるのは必至の勢でありまして、それが爲めに各廣域經濟がそれ／＼の高度國防國家體制を強化せんとする工作は、ますます／＼増進せられ又強化せられざるを得ないでせうし、斯くて廣域經濟相互間の闘争關係がいよ／＼尖鋭化するであらうことは、必至の成り行きであると認めなければなりません。勿論、一面に於ては、人類社會生活の共同性又は共通性は特に物資に關して、各社會相互間に事情の許す限り、多少は有無相通の關係を實現せしめるのを常とするものでありますから、各廣域經濟相互間に於ても、恐らく何らかの方式に依つて若干の貿易その他、物資の交流が行はれるであらうことは想像に難くないのであります。しかし、それは、積極的には自廣域經濟の國防體制をより強化し得る限り、又は消極的に他の廣域經濟をして、その國防體制を自廣域經濟に於けるよりも強化せしめない範圍内では許されないと云ふ限られた現象でありまして、そこには、やはり各種の資源に關して『有てる』廣域經濟と『有たざる』廣域經濟との對立が起らずには居ないのであります。

そこで、これを實際に就いて観ますと、前に述べましたやうに、東亞共榮圏は各種物資の生産數量に於て、必ずしも總べてを豊富に『有てる』廣域經濟とは云はれません。殊に工業的基本原料の中でも特に重要な鐵・石油の如きに關しては、寧ろ薄惠の感すらなきを得ないものゝやうでもあります。しかし、それは他の廣域圏と對照して比較的に生産が少いと云ふだけのものでありまして、自廣域經濟としての必須の需要をすら充たし得ない

と云ふやうな意味に於ての『供給不足』ではありません。然もゴム・羊毛・錫・砂糖の如き重要諸物資に關しては、自廣域經濟の需要を充たした上に、尙ほ多分の供給過剩を残し得るのでありまして、兎に角廣域經濟としての存立を確保するに必要な各種の物資を通じ、殆ど總べてに互つて必要な數量を自給し得ると云ふ點に於ては、他の總べての廣域經濟に對して決定的に優越な立場を保ち得るものと云へるのであります。

然るに、これに反して、ヨーロッパ・ソ聯・アメリカの各廣域經濟にあつては、或は鐵・石炭・石油の如き工業的基本原料に於て、或は棉花・肉食品に於て、或は又金・銀の如き貴金屬などに於てそれ／＼に豊富な生産を有し、中には世界を通じて同種物資の生産を獨占的に保有し得て居るやうなものもありません。然も又、例へばゴム・羊毛・錫・棉花・砂糖の如きに關しては、他の廣域經濟から一部乃至殆ど全部の供給を仰がなければならぬと云ふ風に、何らかの必需物資に關して、常に不足と云ふだけでなく、絶對的に缺乏して居るものすらあります。即ち彼れらとしては、假令、重要原料物資の大部分に就いて自給を確保した上に、種類に依つては多大の供給過剩を残し得るものがあるとしても、僅に數種の物資を保有しなすが爲めに、それだけのことでは高度國防體制の確立を期し得ないと云ふ弱點を有つて居るのでありまして、今後さう云ふ意味に於ての『有たざる』廣域經濟とならざるを得ないと云ふ譯であります。

### (二) 指導理念は闘争の徹底

これは主として軍・民需に關する不可欠的諸物資を對象としての振合ひでありますから、その外に尙ほ、嗜好的

・奢侈的乃至一般の非必需的物資をも通じて観ますれば、東亞共榮圏が種類のにも數量的にも諸物資を「有てる」廣域經濟として獨歩的に優越の地位を占めて居りますことは、前に紹介しました世界の全生産資源調べに見ても大よそ明かなところであります。斯くて、東亞共榮圏が「世界の寶庫」と認められ、それが爲めに他の廣域經濟から常に窺奪せられ又は侵略の對象に供せられるのは、餘りに當然の成り行きであると観なければなりません。即ち、凡そ資源の分配が均等を缺いて居る限り、そして又、人類社會が發展の歩を止めてしまはない限り、「有たざる」社會としては「有てる」社會に對し、何らかの方法に於て、絶えずその分け前を要求し、又れはこれが奪取をすら企圖せずには居りませんでせうし、これに對して「有てる」社會としては、その「有てる」ものを失はざらんが爲めには常に防衛を強固にしなければなりません。寧ろ防衛者側としての必然の弱點を超克するの必要上、攻勢的防衛と云ふよりも、防衛の爲めの進攻に弛みなき努力を要しますので、さうした事情からして東亞共榮圏は、それ自體が勢、全人類社會を通じての支配權争奪の本舞臺とならざるを得ないものと想像せられるのであります。

斯くて、そこに展開せらるべき「廣域經濟時代」は、時に、或は各廣域經濟相互間に於て多少の平和的協調關係などを現出するやうなことがあつたとしても、固より、それは廣域經濟としての本然の姿勢ではなくて、本質的には、人類社會としての一層の闘争激化を招徠せずには居ないのであります。そして、斯く闘争がいよいよ激化した揚句、廣域經濟の對立と云ふ世界的體制そのものが崩壊して、新たに、どのやうな世界秩序が生成せられ

るであらうかは、到底何人も今から斷言し得るところではなからうかと思ひますが、何れにしても、そこに至る迄の局面の推移は、早晚、廣域經濟對立の世界秩序それ自體をして、一つの過渡的段階でしかなかつた所以を實證せしめずには置ないであらうと思はれます。

ところで、この廣域經濟相互間の闘争は將來それが如何なる態様に於て激化せられて行くにもせよ、凡そ廣域經濟そのものが國民又は民族としての集團秩序である以上、それは所詮、人類社會としての、いはゆる縦の闘争でしかないのであります。全體主義指導理念の一層の高調を豫想せしむるの所以であります。何れにしても「闘争」の激化が必至の大勢であるとすれば、さうした大勢の趨くところ、人類の生活行動を規定すべき基本原則は所詮、優勝劣敗の相長的消長關係以上には出でないのであります。それが爲めには、人類の生活行動は政治・經濟・社會制度・宗教・道徳・科學・藝術・スポーツ乃至日常生活の一切を通じ、ますく「闘争の文化」を昂揚せざるを得なくなるものと觀なければなりません。とすれば、それは一見、文化の逆轉であり、人類社會としての退歩を意味するものゝやうでもあります。否、苟くも平和を以て人類社會としての理想とする限り、「闘争」そのものに正當性が認められる餘地はあり得ないものゝやうでもあります。しかし又、更に人類社會それ自體が元來、歴史的發展段階としての不斷の連續を意味するものである以上、さうした歴史的發展段階としての必然性を否定する譯には行きません。

けだし、「闘争」が假に文化の逆轉であり、人類社會としての退歩を意味するものであるとしても、然もそれが

人類社會發展の一段階として、所詮、一度は踏まなければならぬ一過程である以上、人類は結局、勝利そのことに倫理性の存在を肯定せざるを得ないのでありまして、假令、そこに割り切れない矛盾や主観的な道義観との相剋などがあらうとも、然も又劣敗者の「正論」が人類の文化を向上せしむるの所以であると保障せられない限り、吾々は是非その廣域經濟相互間の鬭争を、「何が何でもやり抜く」より外はないのであります。

### 國民經濟と廣域經濟(終)

國民經濟と廣域經濟

定價金五圓五拾錢

(二、〇〇〇部)

昭和十七年十月十日初版印刷  
昭和十七年十月十五日初版發行

(出文協承認)  
ア 110067



著者 鈴木憲久

發行者 茅原要三  
東京市本郷區弓町一丁目二十五番地

印刷者 正木正家  
東京市豊島區高田町一丁目三百五十七番地

發行所 東京市本郷區弓町一丁目二十五番地 一元社

電話小石川三八九二番 振替東京二二〇三番

配給元 東京市神田區淡路町二ノ九 日本出版配給株式會社

15 直 16

### 好評新刊重版書

國民經濟と廣域經濟	鈴木憲久著	定價五・五〇	送料二〇
世界經濟の再編成	猪谷善一著	定價三・〇〇	送料一五
戰時經濟の再出發	猪谷善一著	定價一・七〇	送料一五
配給統制新講	平尾彌五郎著	定價二・〇〇	送料一五
増世界經濟の基礎知識	平尾彌五郎著	定價二・八〇	送料一五
中小商工業者の進路	東京商工會議所編	定價一・七〇	送料一五
中小商工業經營の新體制	東京商工會議所編	定價二・五〇	送料二〇
戰時工業經營新講	東京商工會議所編	定價三・五〇	送料二〇
改訂新統制經濟讀本	猪谷善一著	定價二・〇〇	送料一五
統制經濟講座(全八冊)	猪谷善一著	定價二・二〇	送料一五

944  
74



終

